

**令和6年度**

**甲 佐 町 地 域 防 災 計 画**  
**( 計 画 編 )**

**甲佐町防災会議**

# 目 次

|                           |           |
|---------------------------|-----------|
| <b>第1章 総則</b>             | <b>1</b>  |
| 第1節 計画の目的                 | 1         |
| 第2節 計画の内容                 | 1         |
| 第3節 計画の策定と運用              | 2         |
| 第4節 防災関係機関の責務と処理すべき事務又は業務 | 4         |
| 第5節 甲佐町の概況                | 8         |
| <b>第2章 災害予防計画</b>         | <b>11</b> |
| 第1節 災害危険区域の指定             | 11        |
| 第2節 防災組織の整備               | 11        |
| 第3節 職員の配置体制               | 18        |
| 第4節 自主防災組織の育成             | 20        |
| 第5節 避難収容計画                | 20        |
| 第6節 避難行動要支援者に対する避難支援      | 23        |
| 第7節 防災施設の新設、改良            | 26        |
| 第8節 災害種別毎の災害予防            | 27        |
| 第9節 災害通信の整備               | 28        |
| 第10節 防災教育、訓練及び災害記録の保存     | 28        |
| <b>第3章 災害応急対策計画</b>       | <b>31</b> |
| 第1節 動員配置計画                | 31        |
| 第2節 気象予警報等伝達計画            | 35        |
| 第3節 情報収集及び被害報告取扱計画        | 41        |
| 第4節 通信施設利用計画              | 49        |
| 第5節 広報計画                  | 50        |
| 第6節 応急措置等計画               | 51        |
| 第7節 避難・防災行動計画             | 54        |
| 第8節 地震災害対策計画              | 60        |
| 第9節 洪水緊急防御計画              | 62        |
| 第10節 救出計画                 | 62        |
| 第11節 消防計画                 | 63        |
| 第12節 災害救助法等の適用計画          | 63        |

|        |                      |    |
|--------|----------------------|----|
| 第 13 節 | 食糧（料）供給計画            | 70 |
| 第 14 節 | 衣料・生活必需品等の物資受援及び供給計画 | 72 |
| 第 15 節 | 給水計画                 | 73 |
| 第 16 節 | 応急仮設住宅及び住宅の応急修理計画    | 75 |
| 第 17 節 | 医療及び助産計画             | 77 |
| 第 18 節 | 防疫・清掃・獣畜の処理計画        | 77 |
| 第 19 節 | 行方不明者等の捜索及び遺体収容埋葬計画  | 80 |
| 第 20 節 | 障害物等除去計画             | 81 |
| 第 21 節 | 輸送計画                 | 82 |
| 第 22 節 | 交通施設災害応急対策計画         | 83 |
| 第 23 節 | 労務供給計画               | 85 |
| 第 24 節 | 文教対策計画               | 87 |
| 第 25 節 | 自衛隊災害派遣要請計画          | 88 |
| 第 26 節 | 緊急消防援助隊受援計画          | 91 |
| 第 27 節 | 業務継続計画               | 96 |

#### 第 4 章 災害復旧計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 97

|       |               |     |
|-------|---------------|-----|
| 第 1 節 | 公共土木施設災害復旧計画  | 97  |
| 第 2 節 | 農林水産施設災害復旧計画  | 98  |
| 第 3 節 | その他の災害復旧計画    | 99  |
| 第 4 節 | 被災農林漁業の経営安定計画 | 100 |
| 第 5 節 | 被災中小企業振興計画    | 100 |
| 第 6 節 | 生業及び復旧資金貸与計画  | 101 |

# 第1章 総則

## 第1節 計画の目的

甲佐町地域防災計画（以下「防災計画」という。）は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条の規定に基づき、甲佐町（以下「町」という。）において防災に関し必要な体制を確立するとともに、防災行政を総合的かつ計画的に推進することにより、町土の保全ならびに町民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

## 第2節 計画の内容

### 第1 防災計画の構成

本防災計画の構成は次のとおりとする。

- 1 総則
- 2 災害予防計画
- 3 災害応急対策計画
- 4 災害復旧計画

### 第2 防災計画の性格

本防災計画における各種計画の趣旨は次のとおりである。

#### 1 総則

本計画の目的や内容、町の概況、町域並びに町民の生命、身体及び財産を災害から守る防災関係機関の責務と事務等について定めたものである。

#### 2 災害予防計画

本計画は、災害の発生を未然に防止し、また、災害が発生しても、その被害を可能な限り軽減するための計画で、災害危険箇所の調査、防災組織の整備、防災施設の新設又は改良、防災教育及び訓練等に関する事項について定めたものである。

#### 3 災害応急対策計画

本計画は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、災害の発生を防御し、又は応急的に対策を講じ災害の拡大を防ぐための計画で、災害対策本部の組織、気象予警報の伝達、災害情報の収集、避難、救出、医療等の事項について定めたものである。

#### 4 災害復旧計画

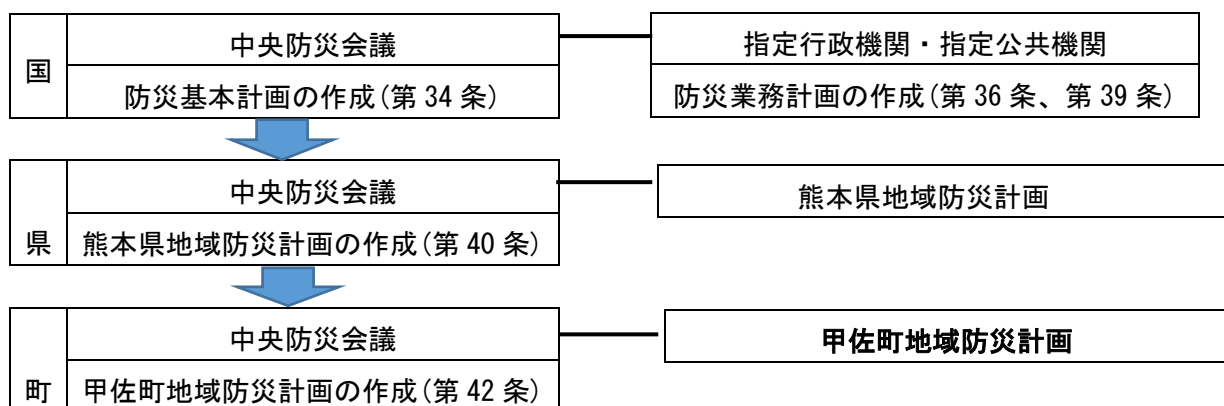
本計画は、災害により被災した諸施設を復旧し将来の災害に備えるための計画で、施設の復旧、経営資金の融資等について定めたものである。

## 第3節 計画の策定と運用

### 第1 計画の策定

町は、災害対策基本法第16条に基づき、甲佐町防災会議を設置し、甲佐町地域防災計画を策定するものとする。

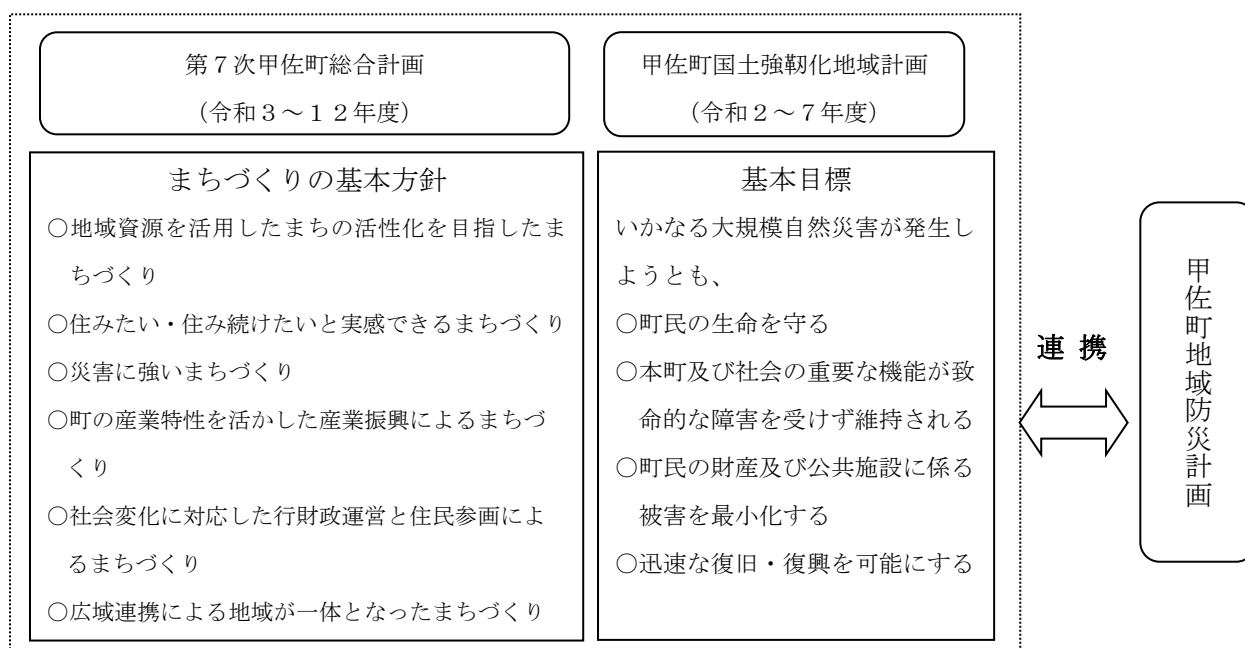
なお、災害対策基本法に定められている国、県、甲佐町防災会議と地域防災計画の体系は次のとおりである。



### 第2 「甲佐町総合計画」及び「甲佐町国土強靱化地域計画」との関係

第7次甲佐町総合計画は、少子高齢化の進行、頻発する災害への意識の高まり、地方分権の進展、自治体が担う公共政策の拡充など、本町を取り巻く社会・経済情勢が大きく変化する中、住民と行政の協働のもと、自らが築く持続可能なまちづくりの実現に向けた指針として、令和3年3月に策定された。

また、甲佐町国土強靱化地域計画は、熊本地震のような大災害がいつ発生してもおかしくないという認識のもと、あらゆる自然災害に対して、“致命的な被害を負わない強さ”と“速やかに回復するしなやかさ”を持った強靱な甲佐町を構築することを目的に、令和2年3月に策定された。以上を踏まえ、本防災計画はこれら計画と連携し策定するものとする。



### 第3 平常時の運用

#### 1 計画の熟知

災害時に被害を最小限にとどめるためには、迅速かつ確実に防災活動を展開する必要があることから、町及び防災関係機関は、平素から学習、研究、訓練等により、本防災計画の習熟に努めるものとする。

#### 2 本計画の周知

町及び防災関係機関は、本防災計画を重要な施設管理者等に対し周知徹底を図るとともに、特に必要があると認められる事項については、広く町民に周知徹底を図り、防災に寄与するよう努めるものとする。

### 第4 発災時の運用

災害時には、本防災計画の災害応急対策計画、災害復旧計画等を積極的に活用し、被害を最小限にとどめるよう努めるものとする。

### 第5 計画の修正

本防災計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、本町の都市構造の変化及び災害応急対策の効果等を考えあわせ、毎年検討を加え必要があると認めるときは、これを甲佐町防災会議において修正する。検討に当たっては、毎年の取組みを評価し課題や問題点をまとめ、計画の修正を行うPDCAサイクルにより実施するものとする。

### 第6 計画の効果的推進

本防災計画を効果的に推進するため、防災に関する施策、方針決定の過程及び防災の現場における女性、高齢者、障がい者等の参画を拡大し、男女共同参画その他多様な視点を取り入れた防災体制を確立するものとする。

また、災害による人的被害、経済的被害を軽減し、安全・安心を確保するためには、行政による公助はもとより、個人の自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による共助が必要であり、個人や家庭、地域、企業、団体等社会の様々な主体が連携して日常的に減災のための行動を展開するものとする。

## 第4節 防災関係機関の責務と処理すべき事務又は業務

### 第1 防災関係機関の責務

#### 1 甲佐町

町域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、他の防災関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、防災活動を実施する責務を有する。

また、上記の責務を十分に果たすため必要があるときは、他の地方公共団体と相互に協力するよう努めるとともに、消防機関等の組織の整備並びに町内の公共的団体等の防災に関する組織及び住民の隣保協同の精神に基づく自主防災組織の充実を図り、町の有するすべての機能を十分に発揮するよう努めるものとする。

#### 2 熊本県

県域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、他の防災関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、広域的、総合的な防災活動を実施するとともに、町及び指定地方公共機関の防災活動の実施を助け、かつ、その総合調整を行う責務を有する。

#### 3 指定地方行政機関

住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、他の指定地方行政機関と相互に協力して防災活動を行うとともに、町及び県の防災活動が円滑に行われるよう必要な勧告、指導、助言その他適切な措置をとるものとする。

#### 4 指定公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性または公益性にかんがみ、自ら防災活動を実施するとともに、町及び県の防災活動が円滑に実施されるよう、その業務に協力するものとする。

#### 5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急措置を実施する。また、町、県及びその他防災関係機関の防災活動に協力するものとする。

## 第2 処理すべき事務又は業務

町域並びに町民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災に関係のある各機関は、概ね次の事務又は業務を処理するものとする。

| 機関の名称           | 処理すべき事務又は業務                                                                                                                                                                              |
|-----------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 甲佐町             | 1 甲佐町防災会議に関する事務<br>2 防災に関する施設の新設、改良及び復旧対策<br>3 災害に関する情報の伝達、収集及び被害調査<br>4 被災者に対する救助及び救護措置<br>5 災害時における保健衛生、文教及び交通等の確保<br>6 町内における公共団体及び住民防災組織の育成指導<br>7 その他町の所掌事務についての防災対策                |
| 熊本県             | 1 熊本県防災会議に関する事務<br>2 防災に関する施設の新設、改良及び復旧対策<br>3 災害に関する情報の伝達、収集及び被害調査<br>4 災害時の応急措置<br>5 被災者に対する救助及び救護措置<br>6 災害時における保健衛生、文教及び交通等の確保<br>7 町の災害事務又は業務の実施についての援助及び調整<br>8 その他県の所掌事務についての防災対策 |
| 御船警察署           | 1 警備体制の整備<br>2 情報収集・伝達及び被害状況の迅速確実な把握<br>3 避難誘導、被災者の救出・救助、その他二次災害の防止<br>4 行方不明者の搜索、死体の検視<br>5 社会秩序の維持                                                                                     |
| 自衛隊             | 天災地変その他の災害に際して航空機又は地上からの情報の収集伝達及び人命、財産の保護（人命救助、消防、水防、救援物資の輸送、道路の応急啓開、応急の医療、防疫、給水、炊飯、入浴支援等）                                                                                               |
| 上益城消防組合<br>消防本部 | 1 災害時における消防活動<br>2 災害時における消防通信<br>3 災害に対する伝達<br>4 災害時における救助活動<br>5 その他予防消防に関すること                                                                                                         |
| 甲佐町消防団          | 1 消防、水防その他の応急措置<br>2 甲佐町災害対策本部からの指示・依頼事項                                                                                                                                                 |

【指定地方行政機関】

| 機関の名称                                      | 処理すべき事務又は業務                                                                                                                                                                         |
|--------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 熊本地方気象台                                    | 1 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表<br>2 気象、地象（地震にあつては発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報及び警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説<br>3 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備<br>4 町が行う防災行政に関する技術的な支援・援助<br>5 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発 |
| 九州地方整備局<br>熊本河川国道事務所<br>緑川上流出張所<br>緑川ダム管理所 | 1 水防警報等の発表、伝達<br>2 緑川の災害応急対策及び災害復旧<br>3 その他防災所定業務                                                                                                                                   |
| 熊本森林管理署                                    | 1 国有林野等の森林治水事業及び防災管理<br>2 災害応急用材の需給対策                                                                                                                                               |
| 熊本公共職業安定所                                  | 災害時における雇用対策                                                                                                                                                                         |
| 九州農政局消費安全部                                 | 災害時における主要食糧の需給対策                                                                                                                                                                    |

【指定公共機関】

| 機関の名称                   | 処理すべき事務又は業務                                                |
|-------------------------|------------------------------------------------------------|
| 九州電力送配電(株)<br>熊本東配電事務所  | 1 電力施設の保全、保安対策<br>2 災害時における電力供給の確保                         |
| 熊本バス(株)<br>甲佐営業所        | 災害時における自動車による人員及び救助物資等の輸送確保                                |
| 甲佐町内<br>各土地改良区          | 1 ため池及び水こう門等の整備及び防災管理<br>2 農地、農業用施設の被害調査及び復旧               |
| 甲佐郵便局                   | 1 災害時における郵便業務の確保<br>2 災害時における為替貯金、簡易保険等の非常取扱い並びに災害つなぎ資金の融通 |
| 西日本高速道路(株)<br>熊本高速道路事務所 | 1 有料道路及び施設の防災対策<br>2 災害時における救助物資及び人員の緊急輸送路の確保              |
| 西日本電信電話(株)<br>熊本支店      | 1 電気通信施設の防災対策<br>2 災害時における非常・緊急通話の調整及び気象予警報の伝達             |

【公共的団体及び防災上重要な施設の管理者】

| 機関の名称                                                                     | 処理すべき事務又は業務                                                                                                                                                |
|---------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 緑川漁業協同組合                                                                  | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 緑川等河川に関する専門的見地からの意見具申及び情報提供</li> <li>2 災害時の被害調査及び応急対策、復興対策に対するアドバイス等</li> </ol>                                   |
| 農業協同組合<br>森林組合等                                                           | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 農林関係の被害調査及び協力</li> <li>2 農産物、林産物等の被害応急対策についての指導</li> <li>3 被災農家に対する融資、斡旋及び飼料・肥料等の確保、斡旋</li> </ol>                 |
| 甲佐町商工会                                                                    | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 商工業関係の被害調査、融資希望者のとりまとめ及び斡旋等についての協力</li> <li>2 災害時における物価安定についての協力、徹底</li> <li>3 救助用物資、復旧資材の確保についての協力、斡旋</li> </ol> |
| 病院等経営者                                                                    | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 避難施設の整備及び避難訓練並びに災害時における収容者保護</li> <li>2 災害時における負傷者等の医療、助産救助</li> </ol>                                            |
| 安全安心まちづくり<br>推進協議会                                                        | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害時における情報入手及び連絡</li> <li>2 災害に関する意見具申</li> </ol>                                                                  |
| 建設業協会                                                                     | 公共土木施設の被害情報収集及び緊急応急措置                                                                                                                                      |
| 産業資源循環協会                                                                  | 廃棄物の情報収集及び災害廃棄物の緊急処理                                                                                                                                       |
| 金融機関                                                                      | 被災事業者に対する資金融資及びその他の緊急措置                                                                                                                                    |
| 学校法人                                                                      | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 避難施設の整備及び避難訓練</li> <li>2 被災時における教育対策</li> </ol>                                                                   |
| 町との災害協定<br>締結業者等<br>水道施設業者、(株)コ<br>メリ、生協くまも<br>と、JA 上益城、(株)ナ<br>フコ等 3 4 社 | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 町との災害協定に基づく災害時における自主的支援、援助</li> <li>2 公共土木施設における簡易な応急措置</li> <li>3 町が緊急に行う必要があると認め要請する応急措置等</li> </ol>            |

## 第5節 甲佐町の概況

### 第1 甲佐町の地勢と災害の特性

熊本県のほぼ中央にある甲佐町は、本県最大の人口を有する熊本市から南東約 22 kmに位置し、東西約 11km、南北約 10km（東経は 130 度 45 分から 130 度 40 分まで北緯は 32 度 36 分から 32 度 43 分まで）に広がり、総面積は 57.93k m<sup>2</sup>である。

交通面においては、高速道路（九州自動車道）が町の北側を南北に走っており、町から約 11 kmの地点に城南スマートインターチェンジと松橋インターチェンジが、約 12 kmの地点に御船インターチェンジがある。一般道では、町の中央を南北に走る国道 443 号が北は国道 57 号、南は国道 218 号につながり、西は主要地方道宇土・甲佐線が熊本市南区を経て宇土市で国道 3 号とつながっている。そのほか町では 6 つの県道がそれぞれ近隣市町村を結んでおり、重要港湾である熊本港や熊本空港にも交通の便はよい。

町の地勢・地質は、北に御船台地、西には熊本市と接する乙女台地があり、南東部及び北東部は九州山地を背にした平野部と山麓部に囲まれた地域となっている。また、九州山地を源とする緑川が町の中央部を貫流し、海拔 753mの甲佐岳をはじめ 300m～400mの山々が町の南部から東部にかけて林立し、数多くの支流が緑川に流入している。このように町は風致と水利に恵まれ、水田の大部分は緑川沿いの沖積層に属する砂質土壌で、その肥沃な地力は農産物の成育に適しており、気候も年間平均気温 16.1℃、年間降雨量 2096.5 mmと温暖多雨であることから、農業が主要産業となっている。

こうした地理的条件から、梅雨期や台風襲来時においては、豪雨による洪水や土砂災害の発生が懸念され、平成 28 年の梅雨期には 1 時間あたり 150 mmの雨量を観測し、人的被害が発生した。

また、町の北西部には布田川・日奈久断層帯、南側には緑川断層帯が横断していることから、当該活断層に起因する大規模地震の発生が懸念されるところ、冬季において大井手用水が落水した場合、地震による火災の消火に支障を及ぼすおそれがある。

### 第2 災害履歴

甲佐町及び周辺の主な災害履歴は、次のとおりである。

#### 【地震災害】

| 西暦<br>(和暦)             | 地域<br>(名称)     | マグニチュード | 主な被害                                                                                                    |
|------------------------|----------------|---------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 2000. 6. 8<br>(平成 12)  | 熊本地方           | 5. 0    | 益城町、嘉島町、御船町で屋根瓦が落下<br>砥用町で落石等                                                                           |
| 2016. 4. 14<br>(平成 28) | 熊本地方<br>(熊本地震) | 6. 5    | 布田川・日奈久断層が起因とされる地震が<br>発生し、甲佐町では、震災関連死者数 3 人、<br>負傷者 17 人<br>被災世帯数は全壊 114、大規模半壊 222、半<br>壊 873、一部損壊 945 |
| 2016. 4. 16<br>(平成 28) |                | 7. 3    |                                                                                                         |

【風水害被害】

| 西暦<br>(和暦)                   | 種類      | 主な被害                                                                           |
|------------------------------|---------|--------------------------------------------------------------------------------|
| 1972. 7. 3～7. 6<br>(昭和 47)   | 豪雨による水害 | 県下で死者 123 人、全半壊 973 戸、浸水 37, 583 戸<br>甲佐町では甲佐町商店街(岩下、緑町)等が浸水<br>土砂災害による人的被害が発生 |
| 1982. 7. 23～7. 25<br>(平成 57) | 豪雨による水害 | 県下で死者 23 人、全半壊 6 戸、浸水 578 戸<br>甲佐町では中・小河川が決壊・氾濫<br>土砂災害による人的被害が発生              |
| 1999. 9. 23～9. 24<br>(平成 11) | 台風による被害 | 県下で死者 16 人、全半壊 1, 818 戸、浸水 1, 925 戸<br>甲佐町では町内全域で倒木や家屋等の被害が発生                  |
| 2007. 7. 6～7. 7<br>(平成 19)   | 豪雨による水害 | 甲佐町では町内全域で洪水のほか宮内地区等で土砂災害が発生                                                   |
| 2016. 6. 19～6. 25<br>(平成 28) | 豪雨による水害 | 県下で死者 5 人、全半壊 130 戸、浸水 645 戸<br>甲佐町では宮内、竜野地区を中心に洪水、土砂災害が発生。<br>大井手川が氾濫し人的被害が発生 |
| 2021. 5. 15～5. 17<br>(令和 3)  | 豪雨による水害 | 甲佐町では宮内、甲佐、竜野、白旗地区で洪水、土砂災害が発生                                                  |

【近年の公共及び農業土木における被害状況】

(単位：千円)

| 年度  | 公共土木    | 農業土木    | 年度  | 公共土木        | 農業土木     |
|-----|---------|---------|-----|-------------|----------|
| H 元 | 40, 646 | 1, 537  | H19 | 229, 769    | 336, 034 |
| H 2 | 7, 560  | 1, 334  | H20 | 51, 000     | 3, 230   |
| H 3 | 11, 918 | 1, 833  | H21 | 4, 970      | 0        |
| H 4 | 2, 064  | 0       | H22 | 0           | 0        |
| H 5 | 51, 237 | 1, 678  | H23 | 0           | 483      |
| H 6 | 4, 846  | 0       | H24 | 6, 854      | 925      |
| H 7 | 23, 674 | 75, 113 | H25 | 0           | 0        |
| H 8 | 6, 464  | 0       | H26 | 0           | 0        |
| H 9 | 5, 065  | 19, 480 | H27 | 23, 041     | 6, 091   |
| H10 | 0       | 0       | H28 | 1, 618, 538 | 773, 998 |
| H11 | 13, 359 | 936     | H29 | 3, 955      | 2, 579   |
| H12 | 0       | 0       | H30 | 48, 328     | 16, 937  |
| H13 | 0       | 0       | R 元 | 45, 958     | 5, 129   |
| H14 | 0       | 0       | R 2 | 66, 575     | 32, 394  |
| H15 | 5, 577  | 401     | R 3 | 144, 652    | 94, 892  |
| H16 | 0       | 0       | R 4 | 0           | 0        |
| H17 | 0       | 41, 987 | R 5 | 99, 698     | 8, 422   |
| H18 | 72, 071 | 44, 793 |     |             |          |

### 第3 町の主な災害リスク

#### 1 日奈久断層帯地震による被害

熊本地震は布田川断層帯から日奈久断層帯北端部(高野―白旗区間)までの活動によるものであり、本町においては町の北西部(乙女、白旗地区)での被害が顕著であった。今後は、日奈久断層帯の中・南西部及び緑川断層帯の活動による地震が発生した場合、熊本地震では大きく揺れなかった町の中中部から南東部(市街地)において大きな被害が生じることが懸念される。

#### 2 南海トラフ地震による被害

県内では、10の市町村(注1)が南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されているところ、本町は当該地域に指定されていないものの、震度5以上の揺れが発生すると予想されており、人的被害や家屋の損壊等様々な被害が生じることが懸念される。

#### 3 風水害による被害

近年、時間雨量50mmを超える短時間強雨や総雨量が1,000mmを超えるような大雨が全国各地で観測されている中、本町においても平成28年6月に時間雨量150mmの猛烈な豪雨により、大きな被害が発生した。こうした状況下、本町では、町の中央部を流れる一級河川の緑川やその支流の中小河川の氾濫が懸念され、特に市街地を中心とした地域における内水氾濫の発生や山間部における土砂災害警戒区域等での土砂災害の発生が懸念される。

、

注1：宇城市、阿蘇市、天草市、阿蘇郡高森町、上益城郡山都町、球磨郡多良木町、球磨郡湯前町、球磨郡水上村、球磨郡あさぎり町、天草郡苓北町

# 第2章 災害予防計画

## 第1節 災害危険区域の指定

### 第1 災害危険箇所の調査・把握

#### 1 設備、物件の事前調査

災害危険区域に指定されている箇所のほか、河川では溢水、破堤のおそれのある箇所や増水によって流失のおそれのある橋梁、急傾斜地では崩土が予想される箇所、また製材所の貯木場や風害を起こすおそれのある広告物、煙突類、その他農業用ため池や危険物等、災害の危険をはらんでいるところを事前に調査・把握しておくものとする。

#### 2 設備、物件の管理者等への予警告

災害が発生するおそれがあるとき、又は発生した場合において、その災害を拡大させるおそれがあると認められる設備や物件の管理者等に対し、災害の拡大を防止するため必要な限度において、当該設備や物件の除去、保安その他必要な措置をとるよう指示するものとする。

### 第2 災害危険区域の指定状況

熊本県及び町が指定している災害危険区域については次のとおりである。

- 砂防指定地 (別冊資料編P 1 参照)
- 急傾斜地崩壊危険箇所 (別冊資料編P 2～5 参照)
- 山腹崩壊危険地区 (別冊資料編P 6 参照)
- 崩壊土砂流出危険地区 (別冊資料編P 6 参照)
- 土砂災害警戒区域等 (別冊資料編P 7～12 参照)
- 防災重点農業用ため池 (別冊資料編P 13 参照)
- 浸水想定区域 (別冊資料編P 14～19 参照)

## 第2節 防災組織の整備

### 第1 甲佐町防災会議

本防災会議は、町の防災を総合的に推進するため、町長を会長として、甲佐町防災会議条例第3条に規定する機関の長等を委員として組織するものであり、次に掲げる事項について協議するものとする。

- 1 災害の予防及び災害応急対策の策定に関する事項
- 2 町防災計画を作成し、その実施を推進すること
- 3 町内で災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること
- 4 前記に掲げるもののほか、法律やこれに基づく政令によりその権限に属する事務
- 5 その他必要事項

【甲佐町防災会議委員名簿】

| 区分          | 役職名                        |
|-------------|----------------------------|
| 会長          | 甲佐町 町長                     |
| 副会長         | 甲佐町 副町長                    |
| 教育          | 甲佐町 教育長                    |
| 消防団         | 甲佐町 消防団長                   |
| 指定地方行政機関    | 国土交通省 熊本河川国道事務所緑川上流出張所長    |
|             | 国土交通省 緑川ダム管理所長             |
|             | 熊本公共職業安定所 上益城出張所長          |
|             | 熊本森林管理署長                   |
|             | 熊本県上益城地域振興局長               |
|             | 上益城教育事務所長                  |
|             | 御船警察署長                     |
| 指定公共機関      | 九州電力送配電株式会社 熊本東配電事業所長      |
|             | 熊本バス株式会社 甲佐営業所長            |
|             | 甲佐町土地改良区理事長                |
|             | 甲佐郵便局長                     |
|             | 西日本高速道路株式会社 九州支社熊本高速道路事務所長 |
| その他の公共機関・団体 | 陸上自衛隊第8師団 第42即応機動連隊第1中隊長   |
|             | 上益城消防組合 上益城消防署長            |
|             | 緑川漁業協同組合理事                 |
|             | 上益城農業協同組合理事                |
|             | 緑川森林組合代表理事組合長              |
|             | 甲佐町商工会理事                   |
|             | 甲佐町医師会理事                   |
|             | 甲佐町安全・安心まちづくり協議会会長         |
|             | 甲佐町建設業協会代表                 |
|             | 一般社団法人 熊本県産業資源循環協会宇城支部長    |
|             | 甲佐町議会議員代表                  |
|             | 甲佐町区長代表                    |
| 町職員         | 総務課長                       |
|             | くらし安全推進室長                  |
|             | 税務課長                       |
|             | 福祉課長                       |
|             | 建設課長                       |
|             | 住民生活課長                     |
|             | 農政課長                       |
|             | 環境衛生課長                     |
|             | 学校教育課長                     |

## 第2 甲佐町災害対策本部

町は、災害対策基本法第23条の2の規定に基づき、災害が発生するおそれがあるとき、又は災害時における防災活動を強力に推進するため、甲佐町災害対策本部（以下「災対本部」という。）を設置するものとする。

### 1 災対本部設置の基準

災対本部長(町長)は、次の場合において災対本部の設置を指示するものとする。ただし、緊急の場合はこの限りでない。

- (1) 町域で震度5弱以上の地震を観測したとき
- (2) 特別警報が発表されたとき
- (3) 気象業務法に基づく災害に関する警報(大雨や洪水等)が発表され、災害が発生し、又は災害の発生が予想され、その規模や範囲からして災対本部を設置し、応急対策を講ずる必要があるとき

### 2 災対本部の設置場所

災対本部は、甲佐町役場内に設置する。なお、災害等により本庁舎が使用不能となった場合は、災害の種類、発生状況に応じ、総合保険福祉センター、甲佐中学校、龍野小学校、乙女小学校を代替施設とする。

### 3 災対本部の組織

- (1) 甲佐町役場、甲佐町教育委員会及び甲佐町消防団をもって組織するものとする。
- (2) 災対本部に事務局を置く。
- (3) 災対本部長は町長をもって充てる。
- (4) 災対副本部長は甲佐町副町長及び甲佐町教育長を充てる。
- (5) 町長に事故があった場合は、副町長、教育長の順で指揮を執るものとする。
- (6) 災対本部長は災対本部の事務を分掌して災害対策業務を推進する必要があると認めるときは災害対策班を置くものとする。
- (7) 災対本部長は災害の種類、発生状況に応じ、災害対策班の配置を変更することができる。
- (8) 災対本部長は災対本部設置中において随時災対本部会議を招集し、情報を共有するほか、防災上重要な事項を協議するものとする。

### 4 災対本部事務局

- (1) 災対本部事務局長はくらし安全推進室長をもって充てる。
- (2) 災対本部事務局次長は総務課長をもって充てる。
- (3) 災対本部事務局員はくらし安全推進室の係員及び事務局長が指名する者をもって充てる。

### 5 災対本部事務局の職務

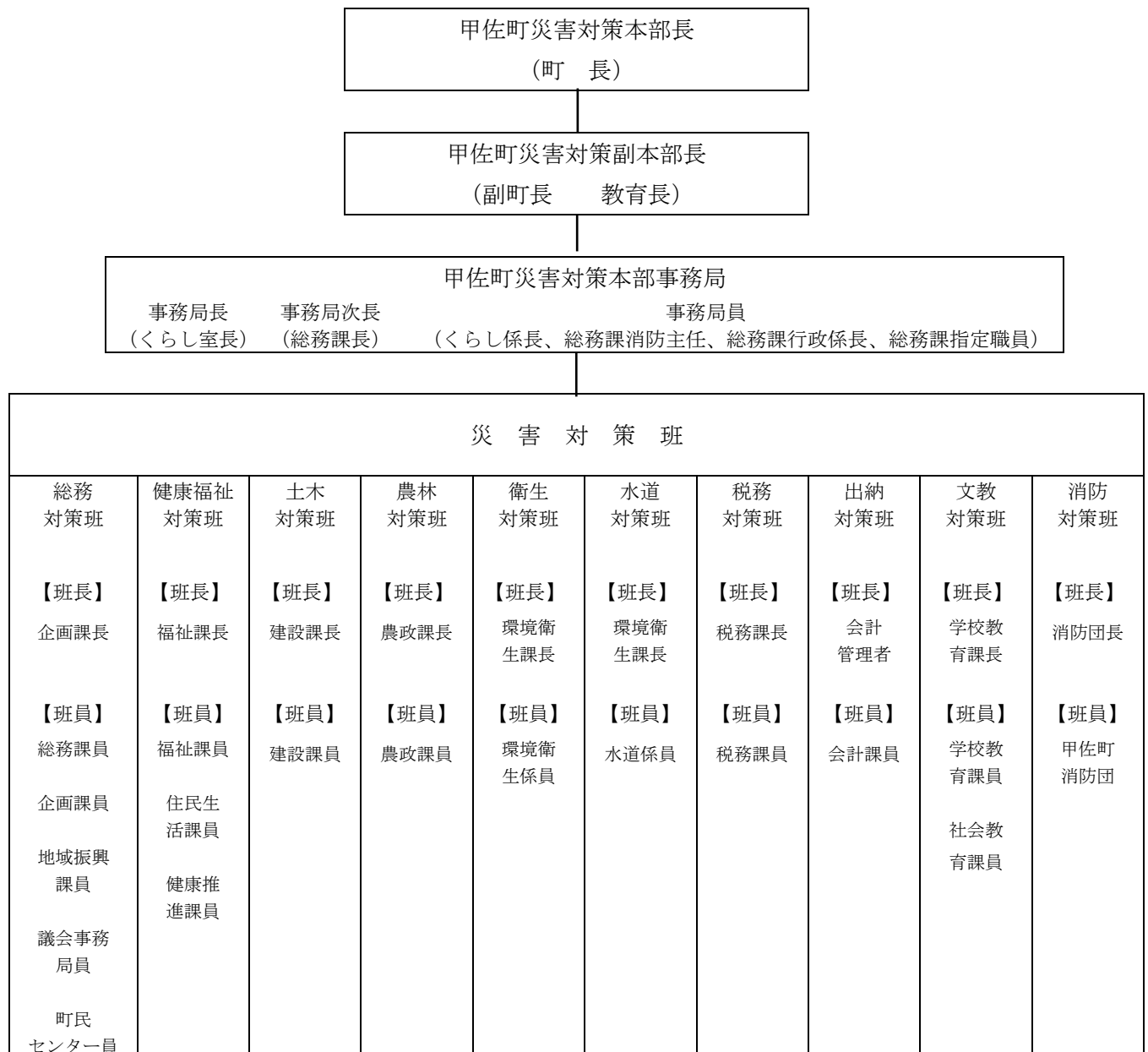
- (1) 災対本部事務局長は災対本部長の命を受け、災対本部事務局を統括し災対本部業務を推進する。
- (2) 災対本部事務局次長は災対本部事務局長を補佐し、災対本部事務局長に事故があった場合はその職務を代行する。
- (3) 災対本部事務局長は災対本部事務局員を必要に応じ必要な範囲で招集することができる。
- (4) 災対本部事務局長は上司の命を受け、担当事務を処理する。
- (5) 災対本部設置外の期間は災対本部事務局が災対本部に代わる業務全般を行う。
- (6) 災対本部事務局は総務対策班と連携して災対本部長、災対副本部長の補佐にあたる。

## 6 災対本部の事務

災対本部は町民の生命、身体及び財産の保護を目的に次に掲げる事務を処理するものとする。

- (1) 災対本部に関する事項
- (2) 災害情報の収集及び伝達に関する事項
- (3) 被害状況等の報告及び公表に関する事項
- (4) 災対本部構成機関の各課及び上益城地域振興局その他関係機関との連絡調整に関する事項
- (5) 災害救助法の発動要請に関する事項
- (6) 自衛隊等の派遣要請に関する事項
- (7) 災害応急措置の業務命令に関する事項
- (8) 緊急消防援助隊の派遣要請に関する事項
- (9) 消防団員の動員に関する事項
- (10) その他災対本部長の指示する事項

## 7 災対本部の組織構成



## 8 災害対策班の分掌事務

| 班 名       | 分 掌 事 務                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|-----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 災害対策本部事務局 | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 災対本部の設置及び廃止に関する事</li> <li>2 職員の動員、配置に関する事</li> <li>3 避難指示等の発令及び解除に関する事</li> <li>4 災害対策全般の総括及び総合調整に関する事</li> <li>5 災対本部長及び災対副本部長命令の伝達に関する事</li> <li>6 各災害対策班に対する業務の緊急割当と各班の調整に関する事</li> <li>7 警察署、消防署、消防団との連絡調整に関する事</li> <li>8 自衛隊への派遣要請に関する事</li> <li>9 災対本部の庶務に関する事</li> <li>10 災害地視察に関する事</li> <li>11 気象情報、被害状況の情報収集及び整理に関する事</li> <li>12 報道機関への対応と連絡調整に関する事</li> <li>13 国、県、近隣市町村との連絡調整に関する事</li> <li>14 防災行政無線施設の災害対策及び被害調査・復旧に関する事</li> <li>15 その他災対本部長、災対副本部長の特命に関する事項</li> </ol>                                                                              |
| 総務対策班     | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 議会との連絡その他の渉外連絡に関する事</li> <li>2 各行政区の災害情報の収集及び報告に関する事</li> <li>3 町内広報活動に関する事</li> <li>4 職員への食料等の補給・厚生支援に関する事</li> <li>5 被害状況の調査報告に関する事</li> <li>6 町有施設の災害対策及び被害調査・報告に関する事</li> <li>7 職員の安否確認及び被災職員への対応に関する事</li> <li>8 陳情、見舞客等の受付に関する事</li> <li>9 住民の安否情報に関する事</li> <li>10 避難所、避難場所の総括管理に関する事</li> <li>11 避難者の把握に関する事</li> <li>12 災害記録及び広報資料の撮影・収集・周知に関する事</li> <li>13 行方不明者及び遺体の捜索及び遺体の収容活動に関する事</li> <li>14 災害救助法に基づく諸対策の窓口統括業務に関する事</li> <li>15 災害支援職員の調整に関する事</li> <li>16 災害支援物資の収容・管理に関する事</li> <li>17 商工業の被害調査及び災害対策に関する事</li> <li>18 他の班の分掌事務に属しない事項</li> </ol> |

| 班 名     | 分 掌 事 務                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|---------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 健康福祉対策班 | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害救助法に基づく諸対策に関する事</li> <li>2 災害時の医療、助産に関する事</li> <li>3 日本赤十字社熊本県支部との連絡に関する事</li> <li>4 義援金及び見舞金の受付配布に関する事</li> <li>5 救助状況の報告に関する事</li> <li>6 避難所収容者及び仮設住宅入居者に関する事</li> <li>7 炊き出しの実施及び受け入れに関する事</li> <li>8 福祉関係施設の災害対策及び被害調査・復旧に関する事</li> <li>9 指定避難所の巡回に関する事</li> <li>10 医療支援に関する事</li> <li>11 後期高齢者医療保険に関する事</li> <li>12 国民健康保険に関する事</li> <li>13 介護保険に関する事</li> <li>14 被災者の健康管理に関する事</li> <li>15 災害ボランティアの受け入れに関する事</li> </ol>                                     |
| 土木対策班   | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 土木・災害建設用機械等の調達及び運用に関する事</li> <li>2 道路情報の収集及び交通途絶時の迂回路の設定に関する事</li> <li>3 道路及び橋梁の災害応急対策に関する事</li> <li>4 河川の水位、雨量等の情報収集に基づく諸対策に関する事</li> <li>5 大規模災害時の支援活動に関する協定に関する事</li> <li>6 砂防地すべりの災害予防及び災害応急対策に関する事</li> <li>7 町営住宅の災害対策に関する事</li> <li>8 応急復旧対策に関する事</li> <li>9 道路障害物の除去に関する事</li> <li>10 応急仮設住宅の建設に関する事</li> <li>11 応急仮設住宅の維持管理に関する事</li> <li>12 応急危険度判定に関する事</li> <li>13 宅地危険度判定に関する事</li> <li>14 ライフライン事業者との連絡調整に関する事</li> <li>15 水門、樋門等の点検整備に関する事</li> </ol> |
| 農林対策班   | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 応急食糧の確保及び配給に関する事</li> <li>2 農作物及び家畜等の被害実態調査に関する事</li> <li>3 農地及び農業施設の応急措置に関する事</li> <li>4 林産物・林業施設等の被害調査及び災害対策に関する事</li> <li>5 へい獣の処理に関する事</li> <li>6 応急公用負担に関する事</li> </ol>                                                                                                                                                                                                                                                                                         |

| 班 名   | 分 掌 事 務                                                                                                                                                  |
|-------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 衛生対策班 | 1 防疫及び清掃に関すること<br>2 災害廃棄物の収集に関すること<br>3 仮設トイレの設置及び管理に関すること<br>4 被災地のし尿の収集、運搬及び処分に関すること<br>5 家屋解体撤去に関すること                                                 |
| 水道対策班 | 1 水道施設の災害対策及び被害調査・復旧に関すること<br>2 給水不能世帯の被害調査・復旧に関すること<br>3 被災者に対する飲料水の確保と給水に関すること                                                                         |
| 税務対策班 | 1 り災証明に関すること（家屋被害認定調査も含む）<br>2 被災納税者の減免等に関すること                                                                                                           |
| 出納対策班 | 1 経理に関すること<br>2 義援金等の保管に関すること                                                                                                                            |
| 文教対策班 | 1 応急教育対策に関すること<br>2 文教施設等の災害情報収集及び被害報告の取扱いに関すること<br>3 災害発生時の児童・生徒の避難及び救護に関すること<br>4 児童及び生徒の健康管理に関すること<br>5 文化財の保護に関すること<br>6 被災児童及び被災生徒の学用品等の調達、配給に関すること |
| 消防対策班 | 1 人命の救助、救出に関すること<br>2 火災の予防、警戒及び消火に関すること<br>3 水防活動に関すること<br>4 災害情報の収集に関すること<br>5 緊急避難の伝達、広報及び誘導に関すること<br>6 防犯に関すること                                      |

### 第3 甲佐町水防本部

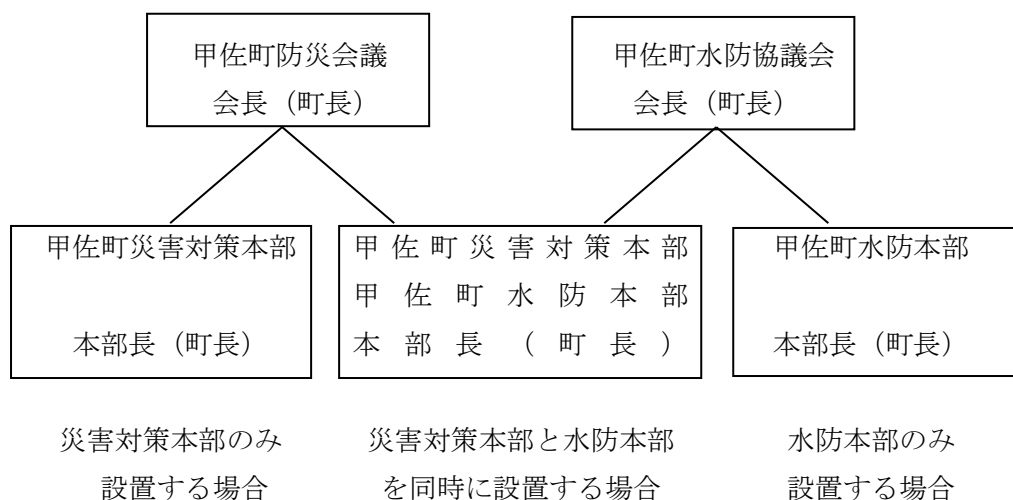
町は、水防に係りのある警報・注意報等の発表又は地震等の発生により、洪水、内水のおそれがあると認められるときから洪水等のおそれがなくなると認められるときまで水防本部を設置し、水防活動に従事するものとする。

なお、甲佐町水防本部の組織構成は甲佐町災対本部と同様である。

### 第4 甲佐町災対本部と甲佐町水防本部との相互関係

災害対策基本法第2条に規定されている災害の種類は、暴風、豪雨、洪水、地震等であるが、これらに対処するための組織として、災害対策基本法に基づく甲佐町災対本部と、主として水災に対処するための水防法に基づく甲佐町水防本部とあるが、これらの相互関係については、災害対策の一元化推進を図る観点から、町長においてその設置・運営を統制する。

なお、甲佐町災対本部と甲佐町水防本部との相互関係については次のとおりである。



## 第3節 職員の配置体制

### 第1 職員の配置並びにサービスの基準

町は、災害が発生するおそれ、又は発生した場合における災害応急措置を迅速かつ確実に推進するため、職員の一部又は全部が直ちに応急措置に従事し、あらかじめ活動できるように体制を定め職員に周知徹底しておくとともに、相互に協調するよう努めるものとする。

### 第2 職員の配置

#### 1 災害発生のおそれがある場合の配置(警戒配備体制)

町長は、次の気象業務法に基づく予警報の発表、通報又は指示があったときなどは、必要に応じ関係課(室)長を招集し情報を検討のうえ町職員を必要に応じ応急措置のため配置し、気象予警報伝達計画(第3章第2節)に基づき、注意報又は警報等を伝達させるとともに、情報の収集及び災害活動にあたらせるものとする。このため災害の応急措置に関係する課長は、所属職員の応急措置に関する担当事務及び職員待機要領をあらかじめ定め所属職員に周知徹底しておくものとする。

- 災害発生のおそれがある注意報又は警報が発表されたとき
- 火山の爆発又は地震の危険が予知され、これらに関する情報が発表されたとき
- 災害発生のおそれがある異常現象の通報があったとき
- その他町長が必要と認め指示したとき

#### 2 災害発生時における配置(災対本部体制)

- (1) 災害関係課(室)長は、災害が発生した場合は所属職員の一部又は全部を指揮監督して応急措置に従事するほか、町長又は上司の命があった場合は直ちに活動し得る体制を整えておくものとする。
- (2) 職員は災害が発生した場合には、すすんで所属の上司と連絡を取り、また自らの判断で参集し、応急対策に従事するものとする。

#### 3 職員配置計画の作成

町長は、気象業務法に基づく予警報の発表、通報又は指示があったときに備え、職員の配置体制、配置方法、各課の支援体制及び職員個々の分掌事務を明確にするため、甲佐町役場災害対

策体制表(注意・警戒体制表及び災対本部体制表)をあらかじめ定め、応急措置等の円滑な実施を期するものとする。

【注意・警戒体制表】

| 課名<br>体制 | 配置要員の数 |      |
|----------|--------|------|
|          | 注意体制   | 警戒体制 |
| 総務課      | 1～2名   | 2～6名 |
| くらし安全推進室 |        |      |
| 企画課      | 1～2名   | 2～6名 |
| 地域振興課    |        |      |
| 建設課      | 1～2名   | 2～6名 |
| 農政課      | 1～2名   | 2～6名 |
| 教育委員会    | 1～2名   | 2～6名 |

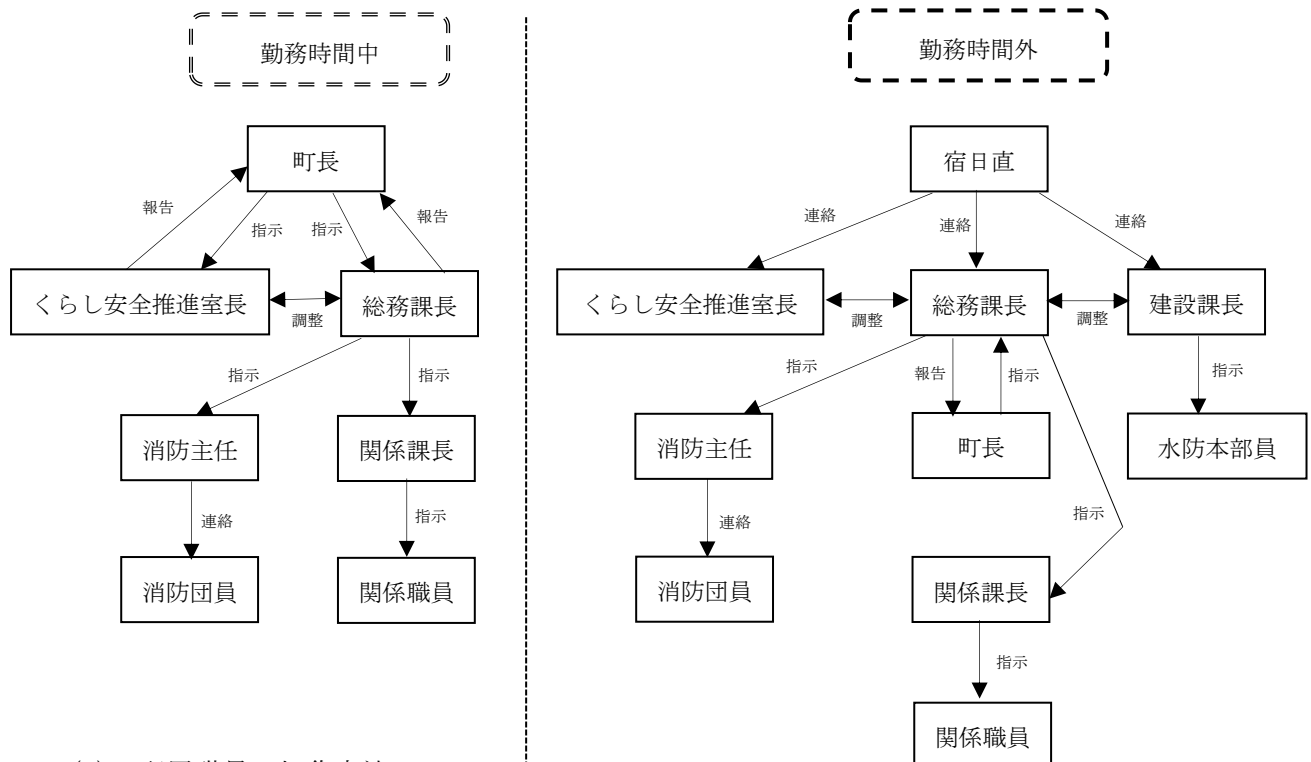
【災害対策本部体制表】

別冊資料編 P 20 参照

#### 4 職員の招集

##### (1) 配置指令の伝達

職員配置の指令及び配置担当者への招集の伝達は、次の系統により行うものとする。



##### (2) 配置職員の招集方法

災害関係課(室)長は、所属職員の招集又は連絡にあたっては、最も迅速かつ的確な方法によるものとする(防災行政無線、加入電話、携帯電話、こうさ情報たしかメール等)。

#### 5 配置の解除

町長は、災害が収まり災害応急対策が終了した場合は、必要に応じ職員の配置を解除するものとする。

## 第4節 自主防災組織の育成

### 第1 自主防災組織の必要性

地震、風水害等の大規模災害が発生した場合、通信、交通の途絶等により、防災関係機関の活動が著しく低下するおそれがあることを踏まえ、隣保共同の精神に基づく地域住民による自主防災組織の存在は、被害の未然防止・軽減を図るうえで極めて重要である。

### 第2 自主防災組織の育成

本町における自主防災組織の整備は、令和2年に100%組織化(47組織(うち単行政区が45組織、2行政区合同が1組織、3行政区合同が1組織))されたところであるが、町は、各自主防災組織の効率的な活動を推進するため、その育成、強化に関して必要な助言及び指導等を行うものとする。その際、災害時には女性も主体的に行動できる仕組みづくりが重要であることから女性の参画を促すほか、防災士等の活用に努めることとする。

### 第3 自主防災組織のリーダーの育成

自主防災組織の育成・強化を図るには、組織の中心となるリーダーが必要であることを踏まえ、町は、地域における自助・共助の推進について住民に対し啓発を行うとともに、防災士資格取得を支援するほか、県や関係機関の担当者を活用した各種研修・訓練を行うなどして、防災士等地域防災リーダーの育成を図るものとする。

### 第4 地区防災計画の作成

町は、災害時に自主防災組織と連携して地域住民の安否確認や避難行動要支援者等の避難支援、避難所の自主運営等が円滑に行われるよう、平時からその活動状況を把握するとともに、県担当者を招聘した地区防災計画の作成研修会や訓練等を通して連携体制を確保するものとする。

## 第5節 避難収容計画

### 第1 緊急避難場所、避難所、避難路の整備

#### 1 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定

町は、地域の特性や過去の教訓、想定される災害、感染症対策等を踏まえ、学校、公民館等の公共施設等を対象に、その管理者の同意を得たうえで、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び避難者が避難生活を送るために十分な指定避難所をあらかじめ指定し、平常時から指定避難所等の場所、収容人数等について住民に周知徹底を図るものとする。

なお、町の指定緊急避難場所及び指定避難所については別冊資料編P22参照

※ 指定緊急避難場所とは、災害による危険が切迫した状況において、住民等の生命の安全の確保を目的に緊急に避難するための場所

※ 指定避難所とは、災害の危険性があり避難した住民等が、災害の危険性がなくなるまで必要な期間滞在したり、災害により自宅へ戻れなくなった住民等が一時的に滞在するための場所

## 2 広域避難

町は、大規模災害時における災害の規模や避難者数等をかんがみ、円滑に広域避難を行えるよう、町民に対し町外の高台や知人宅への避難の推奨に努めるものとする。また、令和4年に隣接する美里町との包括連携協定の締結に基づく両町避難所の相互利用に関する覚書を締結し、本町において避難所が被災、又は不足等した場合は、美里町中央小学校体育館の使用が可能となったが、今後も他市町村と避難所の相互利用が行える旨の協定を締結するなど、発災時の具体的な避難・受入手順を定めるよう努めるものとする。

## 3 避難所の環境整備

町は、避難が長期化した場合を想定し、避難所の生活・衛生環境を整え、要配慮者や女性、子供への配慮、プライバシーや防犯体制の確保に努める。特に、避難所における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を未然に防止するため、警察との連携及び避難所内にDV等を注意喚起するポスターの掲示等を行い、女性や子供等の安全に配慮するよう努めるものとする。

また、感染症の発生、拡大がみられる場合は、通常の災害発生時よりも多くの避難所を開設し、感染症対策として避難者に対する手洗いやうがい等の基本的な感染対策を徹底させるとともに、避難所内の換気、避難者同士のスペース確保等避難所が過密状態とならない環境の確保に留意し、感染症の予防に努め、必要な場合は、医療機関のほか宿泊施設の活用も考慮する。

なお、くらし安全推進室、健康推進課、福祉課は、平時から避難所運営に必要な情報を共有しておくものとする。

## 4 避難所における男女共同参画の推進

町は、平時から総務課とくらし安全推進室が連携し、避難所の運営における男女共同参画を推進するとともに、男女のニーズの違いなど、男女双方及び性的少数者の視点等に配慮するものとする。また、関係機関に対して、防災会議における積極的な女性登用を促し、女性目線での意見具申を尊重し、避難所の運営に取り組むものとする。

## 5 警戒レベル区分と住民に求める行動

(1) 町は、町民に対し、ハザードマップ等の配布やリアルハザードマップの設置（浸水深や避難所等の標識設置）等により、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえで、とるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4（避難指示）で「危険な場所から全員避難」すべきことなど、避難に関する情報の意味の理解促進に努めるものとする。また、令和2年7月豪雨を踏まえ、改めて「予防的避難」について自主防災組織等に働きかけ、住民の防災意識の高揚に努めるものとする。

(2) 台風や集中豪雨により災害が発生する危険が高まった場合や災害が発生した場合には、水害や土砂災害による人命被害を防止するために、町が実施する避難の呼びかけを内閣府の「避難情報に関するガイドライン」に基づき①「高齢者等避難」②「避難指示」③「緊急安全確保」の3類型とし、それぞれの意味合いや役割（情報を受けたとき住民のとるべき行動等）を、「警戒レベル」を用い、町民に分かりやすく説明し、その周知を図るものとする。

町民は、情報への理解や行動を起こすことの重要性を十分に理解し、避難所等への避難を早めに検討し、自身や家族の生命、身体を守る行動をとるものとする。

【避難情報の種類】

| 警戒レベル       | 情報                                                                                                             | 発令時の状況                                                                                                                                                                   | 住民のとりべき行動                                                                                                                                                                                                                      |
|-------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 5<br>緊急安全確保 | <ul style="list-style-type: none"> <li>大雨特別警報</li> <li>氾濫発生情報</li> <li>キキクル<br/>(危険度分布)<br/>「災害切迫」黒</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>すでに人的、物的災害が発生し、又は発生するおそれが非常に高く切迫している状況</li> </ul>                                                                                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>「命の危険 直ちに安全確保」</li> <li>緊急安全確保（命を守るための最善の行動をとる。）ただし、本行動をとったとしても身の安全を確保できるとはかぎらない。</li> </ul>                                                                                            |
| 4<br>避難指示   | <ul style="list-style-type: none"> <li>土砂災害警戒情報</li> <li>氾濫危険情報</li> <li>キキクル<br/>(危険度分布)<br/>「危険」紫</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する可能性が非常に高いと判断された状況</li> <li>堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断される状況</li> <li>災害の発生した状況</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>「危険な場所から全員避難」</li> <li>避難指示等の発令後で避難中の住民は、避難行動を直ちに完了する。</li> <li>未だに避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は、無理な避難行動をとることで生命を危険にさらすおそれを増幅させないように、建物の2階以上に避難するなど生命を守る最低限の行動をとる。</li> </ul> |
| 3<br>高齢者等避難 | <ul style="list-style-type: none"> <li>大雨警報</li> <li>洪水警報</li> <li>氾濫警戒情報<br/>(危険度分布)<br/>「警戒」赤</li> </ul>     | <ul style="list-style-type: none"> <li>要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階</li> <li>災害の発生する可能性が高まった状況</li> </ul>                                                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所への避難行動を開始する。</li> <li>避難行動要支援者の避難を支援する者は支援行動を開始する。</li> <li>上記以外の者は、家族等との連絡や非常持出品の用意等避難準備を開始する。</li> </ul>                                               |
| 2           | <ul style="list-style-type: none"> <li>大雨注意報</li> <li>洪水注意報</li> <li>氾濫注意情報<br/>(危険度分布)<br/>「注意」黄</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>気象状況悪化</li> </ul>                                                                                                                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>避難に備え、ハザードマップや町公式ウェブサイト等により、避難に備え自らの避難行動を確認</li> <li>ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、指定避難所や避難経路、避難のタイミング等を再確認するとともに、避難情報を再確認</li> </ul>                                                         |
| 1           | <ul style="list-style-type: none"> <li>早期注意情報</li> </ul>                                                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>今後気象状況悪化のおそれ</li> </ul>                                                                                                           | <ul style="list-style-type: none"> <li>防災気象情報等の最新情報に注意するなど、災害への心構えを高める。</li> </ul>                                                                                                                                             |

## 6 避難路の指定及び避難経路の選定

町は、避難所に通じる道路（法定外公共物の道路を含む。）を避難路として指定するほか、避難者が迅速かつ安全に避難行動がとれるよう、案内標識や誘導標識等の整備に努めるものとする。

また、町民は、災害発生時を想定した行政区や自主防災組織が行う避難訓練及び自主防災組織で作成する地区防災計画に基づく安全な避難経路を事前に選定するよう努めるものとする。

## 第6節 避難行動要支援者に対する避難支援

町は、防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネージャー等）の連携により、高齢者や障がい者等の要支援者の避難行動に対する理解の促進を図り、避難行動要支援者に配慮した避難支援を実施するために次の施策を行うものとする。

### 第1 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成

町は、災害対策基本法第49条10の定めるところにより、防災担当部局と福祉担当部局との連携のもと、平時より、避難支援等を実施するための基礎となる避難行動要支援者名簿を作成するとともに、同名簿記載の避難行動要支援者ごとに同意を得て、避難支援等実施者、避難場所、避難経路等の避難方法について定めるなど、具体的な個別避難計画を作成するよう努めるものとする。避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等に当たっては、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、デジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新する。

把握した要支援者に関する情報は、プライバシー保護の観点から慎重に取り扱うこととし、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても計画の活用を支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。

また、町は把握できていない情報について、県知事その他の者に対して情報提供を求めることができるものとする。

### 第2 避難行動要支援者名簿の範囲

生活の基盤が自宅にある方のうち、以下の要件に該当する方を当該名簿に掲載する。

- 1 介護認定3～5を受けている者
- 2 身体障害者手帳1・2級（総合等級）の第1種（介護者を必要とする）を所持する身体障がい者（心臓、じん臓機能障害のみで該当するものは除く）
- 3 療育手帳Aを所持する知的障がい者
- 4 精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持する者で単身世帯の者
- 5 町の生活支援を受けている難病患者
- 6 上記以外で行政区等が支援の必要を認めた者

### 第3 避難支援等関係者

町は、避難支援等関係者に対し、避難行動要支援者名簿情報（以下「名簿情報」という。）を提供するものとする。ただし、甲佐町避難行動要支援者に関する条例に特別の定めがある場合を除き、名簿情報を提供することについて、本人の同意が得られない場合は、この限りでない。

避難支援等関係者となるものは、以下に掲げる団体及び個人とする。

- 1 消防機関
- 2 警察機関
- 3 民生委員・児童委員

- 4 社会福祉協議会
- 5 自主防災組織
- 6 行政区
- 7 地域福祉推進員
- 8 福祉関係者（ケアマネージャー等）

#### 第4 名簿情報の取扱い

前記第3記載の避難支援等関係者への名簿情報の提供については、個人情報保護の観点から、町は、当該名簿情報の漏えい等の防止に必要な措置を講じるとともに、災害の規模によって機能が著しく低下することを見据えて、避難行動要支援者名簿（データ）のバックアップ体制を構築しておくものとする。

#### 第5 名簿情報提供における情報管理

町は、名簿情報の提供に際しては、避難支援等関係者が適切に情報を管理するよう、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- 1 当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供するものとする。
- 2 災害対策基本法に基づき、避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを説明するものとする。
- 3 名簿情報については、施錠可能な場所へ保管するなど、厳重な保管を行うよう指導するものとする。
- 4 名簿情報の提出先が個人でなく団体である場合には、その団体内部で名簿情報を取扱う者を指定するよう指導するものとする。

#### 第6 名簿の更新

町は、住民の転入・転出、介護認定、身体障害者手帳等の事務を通じて避難行動要支援者名簿を定期的に更新し、名簿情報を最新の状態に保つものとする。

#### 第7 福祉避難所の確保

町所有の既存の避難所については、必要に応じてバリアフリー化を行うなど、可能な限り要支援者の利用を考慮した施設の整備に努めるものとする。また、避難行動要支援者の避難に際しては、病院、社会福祉施設の活用も含め、その特性に応じた専用の避難所や部屋の設置について検討を進めるものとする。

※ 本町指定の福祉避難所については別冊資料編P23 参照

#### 第8 避難誘導の支援及び安否確認の体制づくり

- 1 避難支援者の選定等

災害発生に備え避難行動要支援者の避難誘導を迅速に行うには、同居の家族のほか、近隣住民の積極的な協力が必要であり、町は、自助、地域の共助の順で避難行動要支援者にとってできるだけ身近な者から避難支援者を定めるよう努めるものとする。

また、町は、自助・共助による支援が受けられない避難行動要支援者を把握し、必要な支援内

容や避難支援者を定めるため、関係機関(消防団、警察を含む。)、自主防災組織、介護保険事業者や社会福祉施設関係者、障がい者相談支援専門員、障がい者団体等の福祉関係者、患者搬送事業者、地元企業等の様々な機関等と連携を図るものとする。

特に、避難行動要支援者を避難所に移送する場合に備え、あらかじめ患者搬送業者等と協力しながら、その移送先や移送方法等について定めるよう努めるものとする。

## 2 関係機関との役割分担

災害時の避難誘導、安否確認等を適切に行うためには、避難支援者を中心とした地域住民の協力が不可欠であるため、町は、避難支援者、自主防災組織、行政区、民生委員・児童委員、福祉関係者等と連携を図り、災害発生時にそれぞれ具体的にどのような支援を行うのかという役割分担や避難誘導の経過や安否確認の結果の情報集約方法等について共通認識を持っておくものとする。

## 3 避難誘導の支援体制づくり

在宅の避難行動要支援者を指定緊急避難場所等に避難させるには、平常時から避難行動要支援者に関する情報を把握・共有し、避難支援者を中心とした近隣のネットワークづくりを進め、地域住民同士の協力関係をつくることが重要であることから、町は、地域住民に対し、研修会や避難訓練等を通じて避難行動要支援者の避難支援について理解を得るよう努めるものとする。

また、避難支援体制を構築するには、日頃から地域づくりを進めていくことが重要であることから、自主防災組織等は、避難行動要支援者を含め、普段から住民同士が顔の見える関係を構築することを促すとともに、地域おこしのための活動やボランティアとの連携を検討するなど、避難支援等関係者を拡大するための取組みを行っていくよう努めるものとする。

## 4 安否確認の体制づくり

町は、災害発生時に速やかに避難行動要支援者の安否確認が行えるよう日頃から社会福祉施設等の避難行動要支援者と関係する各施設、居宅介護支援事業者、関係団体(障がい者団体、患者団体、老人クラブ等)等と連携を図るなど、安否確認体制の整備に努めるものとする。

# 第9 要配慮者利用施設の災害対策

町は、浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内の、高齢者、障がい者、乳幼児その他特に防災上の配慮を要する者が利用する施設を把握するとともに、集中豪雨等で災害が発生、または発生する蓋然性が高く、当該施設利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるときは、最も有効な伝達方法により、当該施設に連絡するものとする。

また、町は、浸水想定区域(想定最大規模)及び土砂災害警戒区域内に所在する要配慮者利用施設の所有者及び管理者に対し、避難確保計画の作成、避難訓練の実施について必要な指示・支援を行うものとし、計画の策定状況や訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めるものとする。

※ 本町内における要配慮者利用施設については別冊資料編P35 参照

## 第7節 防災施設の新設、改良

### 第1 治山治水事業

本町の林野面積は2,727haで本町総面積5,793haに対し47.1%を占めており、加えて各山林が急勾配であるため降雨がそのまま流水となるおそれがあることから、町は、災害を未然に防止するため、植林の推進、保安林の整備等を推進するよう努める。

また、本町の河川は緑川を除き全般的に急勾配で豪雨の際は一時に土石流となって下流に流送され耕地や家屋に甚大なる災害を与えるおそれがあることから、えん堤工、床固工、流路工等の河川改修を早急に施工し、災害の未然防止に努めるものとする。

### 第2 防災施設の整備拡充

#### 1 防災倉庫の整備

町は、応急対策・被災者支援を円滑に行うため、防災倉庫(岩下・下横田地区に設置)及び資機材の整備・充実に努めるものとする。

#### 2 消防施設の整備

町は、甲佐町総合計画に基づき小型動力ポンプ及びポンプ車を計画的に更新し、機動力の充実に図る。防火水槽等にあつては、自然水利から遠い地点や充足率の低いところを優先に整備するものとする。

#### 3 水防用資材及び水防等倉庫の整備

町は、水害を防御し被害の軽減を図るため、水防倉庫(岩下・下横田・芝原地区に設置)及び資機材の整備・充実に努めるものとする。

#### 4 住民基本台帳システムのバックアップ体制の整備

町は、災害により住民基本台帳が消滅すると住民の安否確認等できなくなるおそれがあることから、住民基本台帳システムのバックアップ体制を整備するものとする。

#### 5 災害情報収集環境の整備

町は、令和2年に庁舎及び指定避難所等(役場庁舎、農業研修センター、総合保健福祉センター、町民センター等)に公衆無線LANを整備したことにより、災対本部員及び当該避難所等にいたる被災者はデータ使用量を気にせず情報入手が可能となったところであるが、今後は、他の避難所等への設置について必要性をかんがみ検討していくものとする。

#### 6 停電対策

町は、停電による避難所運営の混乱を防ぐため、令和2年に非常用照明と発電機をそれぞれ2基整備し、これを避難所に持ち込んで使用することとしているが、今後も当該機材の増強について必要性をかんがみ検討していくものとする。

#### 7 災対本部における飲料水・食料等の確保

町職員は、各自で最低3日分の飲料水・食料を備え、参集時持参するよう努めるものとする。また、町においても、災害時における業務継続の観点から、3日分の飲料水・食料の確保に努めるものとする。

#### 8 指定避難所等における生活必需品、飲料水・非常食の確保

町は、非常時において被災者に提供する生活必需品、飲料水・非常食の備蓄について検討するとともに、指定避難所における飲料水確保のため、災害対応型自動販売機の設置推進に努めるものとする。また、食料の確保のため、町内飲食物提供事業者と飲食物提供支援に関する協定締結

をすすめ、円滑な被災者支援に努めるものとする。

※ 現在本町の災害用備蓄品(生活必需品、飲料水・非常食)については別冊資料編 P 25～27 参照

## 9 水防拠点の整備

ヘリポートが隣接する熊本甲佐総合運動公園は、県により大規模災害時における部隊活動拠点候補施設とされていることから、町はその一帯を重要な防災活動拠点施設と位置付けるものとする。また、安津橋総合運動公園事業により船津・有安地区に竣工した管理棟は、有事の際に水防活動等の拠点として活用できるよう検討するものとする。

# 第8節 災害種別毎の災害予防

## 第1 風水害予防

### 1 危険区域の警戒巡視

町は、災害を未然に防止するため、かねてから災害の発生が予想される危険区域(第2章1節)の状況を十分把握するとともに、災害時または災害が発生するおそれがあるときは、警戒巡視を行い、その状況を把握したうえで、適切に災害応急対策を講ずるものとする。

### 2 ダム管理者の町長への連絡

ダム管理者は、災害が発生するおそれがあるとき及び災害発生時、若しくはダム貯留水の放流により流水状況に著しい変化が生じる場合は、危険防止のため、放流日時、放流量、放流により上昇する流域の水位の見込みを町長にあらかじめ通知するとともに、サイレン及び放流警報設備等により一般に周知させなければならない(河川法 32 条)。その際、町長は、必要があると認めたときは、速やかに住民に連絡するものとする。

### 3 かんがい用水路等の点検

せき、水門、その他の施設等は、災害の発生、被害の拡大・軽減に大きな影響を及ぼすことから、町は、整備・補強の必要な施設の管理者に対し、改善を求めるなど必要な措置を講じ、災害の発生を未然に防止するよう努めるものとする。

### 4 水防資機材の点検、整備

町は、水防資材の不足を生じたとき、又は必要とするときは資材及び器具の充実を速やかに実施するため、日頃から点検し、災害応急対策が円滑に実施できるよう整備するものとする。

### 5 水防組織体制

別記水防計画書による。

## 第2 火災予防計画

### 1 火災警報発令の基準及びその連絡周知

#### (1) 火災警報発令基準

町長は、熊本地方気象台から県消防保安課を通じ、火災気象通報の連絡があった場合において、特に必要と認めるときは火災警報を発令するものとする。

#### (2) 連絡周知

町長は、気象台、県等関係機関から通知があった場合、又は気象状況が火災予防上危険であると認めたときは、火災警報を発し、住民に通報するものとする(消防法第 22 条 1、2、3)。

## 2 消防機関の警戒措置体制

### (1) 警戒のための組織体制

火災警報が発せられた場合及びその他必要がある場合は、上益城消防署の協力を得て警戒するものとする。

### (2) 警戒区域の設定及びその責任分担

消防団の各部長は管内の区域を警戒するものとする。

### (3) 警戒出動の基準及びその連絡動員の方法

消防団の各部長は、火災警報が発令された場合及びその他必要があるときは、班を編成して警戒にあたり、必要に応じ本部へ連絡をとり動員するものとする。

## 3 住宅火災予防の警戒

火災予防運動期間等に予防査察を行い、住宅における防火管理に万全を期するものとする。

## 4 防火対象物の警戒

町は、町内の防火対象物の現況を確実に把握し、建物の防火管理が正常、円滑に行われているかソフト面の点検を実施するとともに、消火設備及び警報設備、避難設備等のハード面についても点検を行うなど予防査察の徹底を期するものとする。

## 5 消防機器の点検整備

町は、消防機械、器具の点検を常に実施するとともに、年1回性能試験を行い、消防施設の整備促進を図るものとする。

## 6 他市町村との応援協定

町は、隣接市町村と応援協定を締結するなど必要に応じて協力依頼するものとする。

## 7 消防施設整備状況

別冊資料編 P 34 参照

# 第9節 災害通信の整備

## 第1 災害通信系統

熊本県防災行政無線は町外との連絡に使用し、町内においては甲佐町防災行政無線、加入電話、携帯電話を使用する。また、被災者等に対しては、こうさ情報たしかメール、町ホームページ、SNS等あらゆる手段を講じて、災害情報や避難情報を速やかに伝達するなど、発信力の強化を進めるものとする。

## 第2 災害通信施設の現況と整備

町内における通信施設及び機器は、甲佐町防災行政無線、加入電話、携帯電話、こうさ情報たしかメールを利用しているが、これら通信施設及び機器の更なる充実を図るとともに、避難所においては特設公衆電話や設置した公衆無線 LAN(Wi-Fi)等の利用を促すなど、被災者の通信手段、情報入手等の確保に努めるものとする。

# 第10節 防災教育、訓練及び災害記録の保存

## 第1 防災意識の普及、高揚

### 1 町民等への取組

町は、行政主導の対策のみでは限界があることを踏まえ、町民に対し、「自らの命は自らが守

る」という自助意識の重要性について理解を促し、町民や事業者が主体となった災害への取組を支援・強化するため、広報、チラシ、防災行政無線、各種会合・研修等を活用するなどして、町民等の更なる防災意識の普及、高揚に努めるものとする。

また、町は、大雨や台風等の災害に備え、「地区防災計画」や「マイタイムライン（一人ひとりの防災行動計画）」の普及に努めるほか、自助・共助の取組が適切かつ継続的に行われるよう、各自主防災組織に防災士を配置できる施策に取り組むとともに、水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用、他機関研修への参加促進を図り、防災士を核とする地域防災リーダーや率先して自ら避難することで町民への積極的な避難を促す率先避難者（ファーストペンギン）の育成を図るものとする。

## 2 学校への取組

町は、学校における体系的な防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保、防災に関する教材（副読本）の充実を図るものとする。また、学校において、外部の専門家や地域の消防団や防災士等の協力のもと、防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう促すものとする。特に、水害・土砂災害のリスクがある学校にあっては、消防団や防災士が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努めるものとする。

## 3 外国人への取組

町は、町内居住の外国人が平時から防災知識を学ぶことができるよう、行政区長や雇用者等を通じて、町等が行う防災訓練等への積極的な参加を促すものとする。また、災害時に外国人を避難所に受け入れた際、円滑に避難所運営ができるよう、町職員の対応力向上を図るものとする。

# 第2 防災訓練の実施

町は、災害を未然に防止し、被害を最小限度に軽減するため、地域防災リーダーである防災士や自主防災組織等と連携して定期的に防災訓練を計画し、実施するものとする。

## 1 訓練の種類

- (1) 水防訓練
- (2) 避難誘導訓練
- (3) 消防訓練
- (4) 通信訓練
- (5) 情報収集・伝達訓練
- (6) 安否確認訓練
- (7) 救出・救護訓練
- (8) 医療救護訓練
- (9) その他必要な訓練

## 2 訓練の時期

訓練の時期は、最も効果のある時期を選んで実施するものとする。例えば水防訓練については洪水が予想される雨期前に、消防訓練については気象条件等から火災の多発、又は拡大が予想される時期の前に行うものとする。

## 3 訓練の場所

訓練の場所は、最も効果が見込める場所を選んで実施するものとする。例えば洪水の危険がある地域や火災危険地域等それぞれの活動が強く要請される場所等を選定するものとする。

#### 4 実施の方法

訓練は、各実施機関が単独、又は他の機関と共同して、前記1に掲げる訓練を組み合わせたり、図上訓練と実動訓練を組み合わせるなど効果的な訓練となるよう努めるものとする。

### 第3 災害記録の保存と教訓の伝承等

町は、町内で発生した大規模災害について、後世に伝えるべき資料として記録、保存するものとする。また、大規模災害発生時の対応について検証を行うとともに、その結果明らかになった課題等を踏まえて、各種計画やマニュアルの見直しを行うものとする。

# 第3章 災害応急対策計画

## 第1節 動員配置計画

### 第1 職員配置の基準及び災害対応要領

災害が発生するおそれ、又は発生した場合における職員の配置については、「第2章第3節 第2 職員の配置」で示しているが、その配置の基準については、おおむね次のとおりとする。

なお、実施運用については、町長が必要に応じ関係課（室）長を招集し、情報を検討して職員待機の指示、その他応急措置について指示するものとする。

#### 1 災対本部設置前の配置体制

災対本部設置前の配置体制を「警戒配備体制」とし、災対本部事務局が総括する。なお、本体制は次の基準で対応する。

##### (1) 注意体制

気象業務法に基づく災害に関する警報（大雨、洪水、暴風等）が発令されたとき又は震度4以上の地震が観測されたときは、総務課、企画課、くらし安全推進室、建設課、農政課、教育委員会の各課長を班長とした注意体制をとるものとする。本体制の人員は、当該課長の課員と地域振興課員を合わせた6名1個班の待機班から輪番表に基づき1個班が従事するものとする。また、勤務時間外であれば同輪番表に基づき1個班を招集し、警報の伝達、災害情報の収集・報告等にあたるものとする。

##### (2) 警戒体制

気象業務法に基づく災害に関する警報（大雨、洪水、暴風等）が発令されている中、災害発生のおそれがあり、注意体制の人員だけでは対応が困難である場合に、注意体制から警戒体制に移行するものとする。本体制の人員は、待機班の中から必要に応じ追加招集し、12～36名体制で実施するものとする。

※ 注意・警戒体制表（輪番表）については、別冊資料編P21 参照

#### 2 災対本部の設置

気象業務法に基づく災害に関する警報（大雨や洪水、暴風等）が発令され、災害が広範な地域にわたり発生するおそれがあるなど、組織をもって強力に災害応急対策を実施する必要がある場合（特別警報発令等）及び町域で震度5弱以上の地震が観測されたときは、自動的に全職員対応の災対本部体制とする。この場合、職員は、勤務時間内であれば災対本部からの指示があるまで執務室に待機、休日・夜間等勤務時間外であれば、こうさ情報たしかメール、防災行政無線、テレビ等各種媒体から聞知した時点で直ちに自主登庁するものとする。ただし、発生する災害の種類や発生状況等に応じ、災害対策班の抱える災害対策業務の規模や必要人員等は異なるため、その場合は先に定める非常時優先業務を見極め、全庁横断的に職員を配置するものとする。

町長は災対本部の本部長として災対本部を設置するとともに、災対本部事務局はその旨を県等各防災関係機関に通報及び防災行政無線等により周知するほか、各災害対策班にあっては、「第2章第3節 第2の8 災害対策班の分掌事務」に示された任務を迅速かつ的確に遂行するものとする。

### 【各体制の対応要領】

|          |      |                                                                          |
|----------|------|--------------------------------------------------------------------------|
| 警戒配備体制   | 注意体制 | 総務課、企画課、くらし安全推進室、建設課、農政課、教育委員会の各課長を班長とし、当該課長の課員(班員)及び地域振興課員を合わせて6人を招集する。 |
|          | 警戒体制 | 注意体制で対応が困難と予想されるときは、必要に応じ上記課長及び班員を追加招集し、12～36人体制で対応する。                   |
| 災害対策本部体制 |      | 災害が発生し、さらに被害が拡大するおそれがある場合や被害が甚大な場合は、町長を本部長として災対本部を設置し、全職員体制で災害対応にあたる。    |

### 【各体制の発令基準と配置内容】

| 区 分      | 発 令 基 準                                                                                                                                                     | 配 置 内 容                                                                                                 |
|----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 警戒配備体制   | 大雨や洪水、暴風等の注意報又は警報が発表され、災害発生のおそれがあるとき、又は災害が発生したときなどで、災害対策本部を設置する前及び町災害対策本部を設置するに至らない場合において危機管理が必要と認めたとき<br>その他、町域で震度4を観測したとき など                              | 災対本部設置前は、注意体制又は警戒体制とし、状況に応じて事務局以下、あらかじめ指定した災害応急対応課により編成した体制で警戒にあたる。人員は状況に応じ6～36名とする。                    |
| 災害対策本部体制 | 大雨や洪水、暴風等の警報が発表され<br>○ 災害が広範な地域にわたり発生するおそれのあるとき、又は発生しさらに拡大するおそれのあるとき<br>○ 組織をもって強力に災害応急対策を実施する必要があるとき<br>(具体的には)<br>・ 特別警報が発表されたとき<br>・ 町域で震度5弱以上を観測したとき など | 町長を本部長として災害対策班を編成。予警報の伝達、災害情報及び被害情報の収集、水防、救助活動の迅速かつ的確な実施等、全職員をもってあたるもので、状況によりそれぞれの災害応急対策が強力に推進できる体制とする。 |

### 3 非常時優先業務の整理

町は、業務継続計画（BCP）に基づき、大規模災害発生時の応急対策業務及び災害時も中断できない通常業務（災害時優先業務）を整理し、災害発生時にあっても適切な業務を行い、併せて被災者の迅速かつ適切な支援に努めることとする。

### 4 災対本部の解散及び公表

災対本部を解散する場合の基準を以下に示す。解散する場合は、県等防災関係機関に通報するとともに、住民へも防災行政無線等により周知するものとする。

- 予想された災害の危険が解消したと認められるとき
- 災害発生後における応急措置が完了したと認められるとき

## 第2 職員の招集及び解除

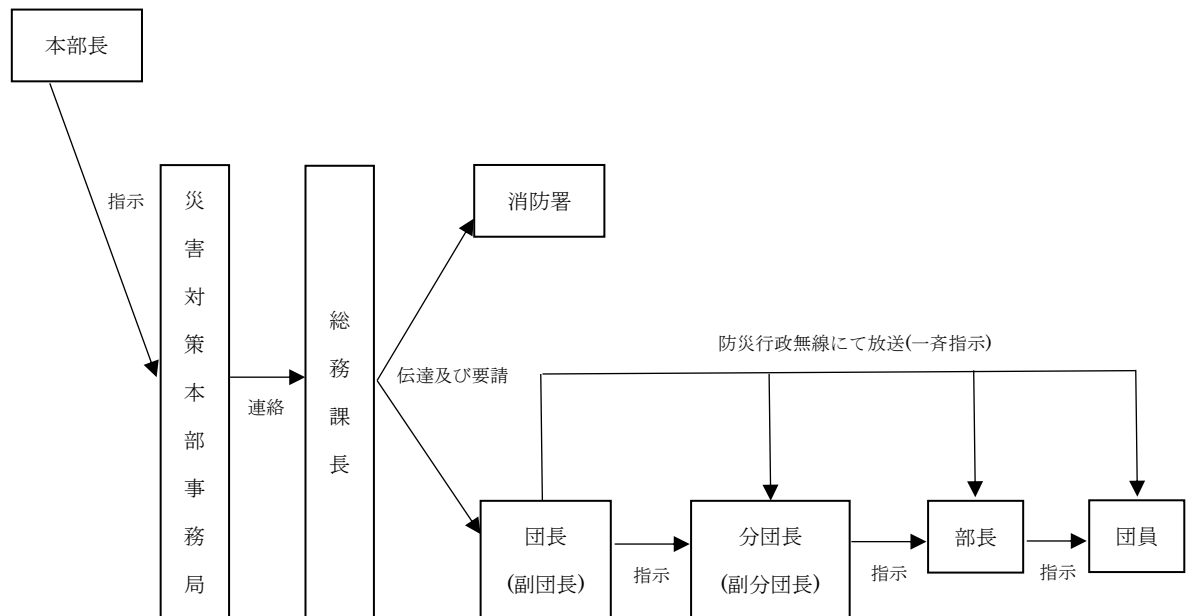
職員への配置指令、招集方法、配置の解除については、「第2章第3節 第2職員の配置 4 職員の招集及び5配置の解除」によるものとする。

### 第3 消防機関への出動要請

#### 1 出動要請

災対本部事務局は、災対本部を設置した場合、消防機関に対し、次の伝達系統に従い、災対本部の配置体制を伝達し、出動要請を行うものとする。

#### 【消防機関への伝達系統】



なお、消防団員に対する団長の指示は、原則、予備指示と本指示の建前をとるものとし、予備指示は出動準備体制の予知等、本指示は出動の発令とする。

#### 2 出動

災害時における消防機関の出動は、消防機関の長の指示に従い、災害現場に迅速に出動し活動するものとする。

### 第4 職員の応援

- 1 災対本部長(町長)は、災害応急対策を迅速かつ円滑に実施するため、必要があると認めるときは、各課に所属する職員を他の課に派遣することを指示するものとする。
- 2 災害対策基本法第68条に規定する町長(災対本部長)の知事に対する応援の要請は、上益城地域振興局を経由して要請するものとする。
- 3 町長は、必要があるときは災害対策基本法第67条により他の市町村長その他の関係機関に対し応援を求めるものとする。

### 第5 職員の派遣要請及び受援計画

町は、大規模災害が発生した場合において、外部からの応援を円滑に受け入れ、町職員と応援職員が連携し、災害応急対策、災害復旧・復興に取り組むことができるよう、別に受援計画を定めるものとする。職員の派遣等を必要とするときは、受援に関する庁内外の調整を行う「受援対策グループ」を総務対策班に設置し、必要な業務、人員等を各災害対策班毎にとりまとめ、地方自治法第252条の17及び災害対策基本法第29条の規定により他の地方公共団体又は国の機関の職員の派遣を要請することができるほか、災害対策基本法第30条の規定により職員の

斡旋を求めることができる。

災害応急対策、又は災害復旧のため、職員の派遣を受けたときの取り扱いは、地方自治法第 252 条の 17 及び災害対策基本法第 32 条の規定により、災害時における派遣職員の円滑な受け入れを図るものとする。

なお、町は、災害時における応援職員等の受入れについて、次の点に留意し、円滑な運用に努めるものとする。

#### 1 応援対策職員派遣制度の活用

町は、訓練を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。

なお、応援職員の派遣、又は受入れにあたっては、各種感染症予防の観点からマスクの着用等を促すものとする。

#### 2 他自治体との相互応援協定の締結

町は、自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他自治体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結等に努めるものとする。その際、近隣の自治体に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する自治体との協定締結も考慮するものとする。

#### 3 民間団体との連携

町は、平時から民間の企業やボランティア団体等も含め、顔の見える関係を構築するとともに、応援の受入れを想定した訓練を行い、結果を踏まえた災害対応業務の実効性を確保するよう受援計画の継続的な見直しを行うものとする。

#### 4 災害派遣手当

災害時における職員派遣制度の円滑な運用を図るため、町は災害対策基本法第 32 条の規定により、災害派遣手当を支給することができるが、支給額の基本は、災害派遣手当の額の基準を定める件（昭和 37 年自治省告示第 118 号）によるものとする。

#### 5 派遣職員に対する給与及び経費の負担

国から派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担は、災害対策基本法施行令第 18 条によるものとし、県及び市町村から派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担は、地方自治法第 252 条の 17 第 3 項によるものとする。

### 第 6 情報連絡員（ＬＯ）の受入対応

町は、震度 6 弱以上の地震又は災害が発生し、若しくは災害の発生するおそれがあり、行政機能が極端に低下するおそれがある場合等に、県、警察、自衛隊等から ＬＯを受け入れ、災害対応にあたるが、ＬＯによる情報収集がスムーズに行われるよう、窓口職員を決めて対応させるなど円滑な業務推進に努めるものとする。

### 第 7 災害ボランティア受入及び連携

1 災害ボランティアの受入れは、健康福祉対策班が担当し、社会福祉協議会と連携して対応するものとするが、災害ボランティアを受け入れる災害ボランティアセンターの設置予定場所については、相互に協定を締結するなどして、明確にしておくよう努めるものとする。

2 町は、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしている ＮＰＯ等との連携を図るとともに、災害中間支援組織（ＮＰＯ・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連

携体制の構築を図り、災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を関係者と積極的に共有するものとする。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの活動環境について配慮するものとする。

## 第2節 気象予警報等伝達計画

### 第1 本計画の目的

この計画は、災害発生のおそれのあるときに行う気象業務法に基づく注意報及び警報並びに水防法に基づく水防警報、消防法に基づく火災気象通報等（以下「予警報等」という。）を県、町、関係機関、住民に迅速かつ確実に伝達するための通報系統及び要領等を定めることにより、適切な防災措置の実施を期するものである。

### 第2 予警報等の定義

この計画において定める注意報、警報、水防警報、気象情報、火災気象通報、火災警報、気象業務法及び水防法の規定により定められた河川について気象庁と国土交通省が共同で行う洪水予報（以下「指定河川洪水予報」という。）、地震等に関する情報の意義は、次のとおりである。

#### 1 注意報、警報、特別警報

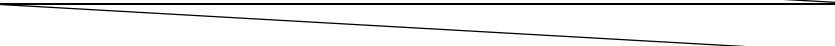
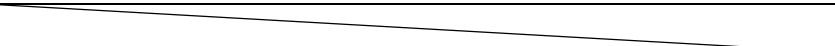
大雨や強風等の気象現象により災害が起こるおそれのあるときには「注意報」が、重大な災害が起こるおそれのあるときには「警報」が、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合には「特別警報」が、熊本地方気象台から現象の危険度と雨量、風速等の予想値を時間帯ごとに明示して発表される。

#### 【熊本地方気象台が発表する注意報、警報、特別警報の種類及び発表基準】

発表官署 熊本地方気象台

令和5年6月8日現在

| 種 類 |                                                                            |                                         | 発 表 基 準                                 |  |
|-----|----------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------|-----------------------------------------|--|
| 注意報 | 大雨                                                                         | 災害リスク<br>再確認<br>警戒レベル 2<br>相当           | 表面雨量指数基準<br>15 mm<br>土壌雨量指数基準<br>165 mm |  |
|     |                                                                            | 洪水<br><br>災害リスク<br>再確認<br>警戒レベル 2<br>相当 | 流域雨量指数基準<br>竜野川流域＝ 6                    |  |
|     | 複合基準<br>緑川流域＝ (13、38.6)、竜野川流域＝ (13、4.8)<br>(表面雨量指数、流域雨量指数の組み合わせによる基準値を表す。) |                                         |                                         |  |
|     | 指定河川洪水予報による基準<br>緑川水系 [城南・中甲橋]                                             |                                         |                                         |  |
|     | 強風                                                                         | 平均風速<br>10m/s 以上                        |                                         |  |

| 種 類        |       | 発 表 基 準                                                                              |                                                                                               |
|------------|-------|--------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|
| 注意報        | 風雪    | 平均風速                                                                                 | 10m/s 以上 雪を伴う                                                                                 |
|            | 大雪    | 降雪の深さ                                                                                | 平地 12 時間降雪の深さ 3 cm 以上                                                                         |
|            |       |                                                                                      | 山地 12 時間降雪の深さ 5 cm 以上                                                                         |
|            | 波浪    |    |                                                                                               |
|            | 高潮    |    |                                                                                               |
|            | 雷     | 落雷等により被害の発生が予想される場合                                                                  |                                                                                               |
|            | 融雪    | 融雪により被害の発生が予想される場合                                                                   |                                                                                               |
|            | 濃霧    | 視程                                                                                   | 100m                                                                                          |
|            | 乾燥    | 最小湿度 40% で、実効湿度 65%                                                                  |                                                                                               |
|            | なだれ   | 積雪の深さ 100 cm 以上で、次のいずれか<br>1 気温 3℃ 以上の好天<br>2 低気圧等による降雨<br>3 降雪の深さ 30 cm 以上          |                                                                                               |
|            | 低温    | 夏季：平年より平均気温が 4℃ 以上低い日が 3 日続いた後、さらに 2 日以上<br>続くと予想される場合<br>冬季：平地で最低気温が - 5℃ 以下        |                                                                                               |
|            | 霜     | 11 月 20 日までの早霜、3 月 20 日以降の晩霜 最低気温 3℃ 以下                                              |                                                                                               |
|            | 着氷・着雪 | 大雪警報・注意報の条件下で、気温 - 2℃ ～ 2℃                                                           |                                                                                               |
| 警報         | 大雨    | 浸水害<br>土砂災害                                                                          | 表面雨量指数基準 21 高齢者等は危険な場所から避難が必要とされる警戒レベル 3 相当<br>土壌雨量指数基準 272                                   |
|            | 洪水    | 高齢者等は危険な場所から避難が必要とされる警戒レベル 3 相当                                                      | 流域雨量指数基準 竜野川流域 = 7.6<br>複合基準 緑川流域 = (13、43.6)、竜野川流域 = (13、6.8)<br>指定河川洪水予報による基準 緑川水系 [城南・中甲橋] |
|            | 暴風    | 平均風速                                                                                 | 20m/s 以上                                                                                      |
|            | 暴風雪   | 平均風速                                                                                 | 20m/s 以上 雪を伴う                                                                                 |
|            | 大雪    | 降雪の深さ                                                                                | 平地 12 時間降雪の深さ 10 cm 以上                                                                        |
|            |       |                                                                                      | 山地 12 時間降雪の深さ 20 cm 以上                                                                        |
|            | 波浪    |  |                                                                                               |
| 記録的短時間大雨情報 |       | 1 時間雨量                                                                               | 100 mm                                                                                        |

| 種 類  |     | 発 表 基 準                                                                                                                                                                                                          |
|------|-----|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 特別警報 | 大雨  | 大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいとき<br>(台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合)<br>大雨特別警報には、大雨特別警報(土砂災害)、大雨特別警報(浸水害)、大雨特別警報(土砂災害、浸水害)のように特に警戒すべき事項が明記される災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当 |
|      | 暴風  | 暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいとき<br>(数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合)                                                                                                                                   |
|      | 高潮  | 台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいとき<br>(数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合) 危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当                                                                                           |
|      | 波浪  | 高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいとき(数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高波になると予想される場合)                                                                                                                                      |
|      | 暴風雪 | 雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいとき(数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合)                                                                                                                               |
|      | 大雪  | 大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいとき<br>(数十年に一度の強度の降雪量となる大雪が予想される場合)                                                                                                                                               |

※ 大規模災害が発生した場合、暫定基準が設けられる場合がある

## 2 気象情報

気象情報とは、気象業務法に基づいて気象官署が気象等の予報に係りのある台風、その他の異常気象等についての情報を一般及び関係機関に対して具体的に速やかに発表するものをいう。

熊本地方気象台は、熊本県を対象とする気象情報を発表する。大雨警報発表中に1時間に100mm以上の雨量を観測又は解析した場合は直ちに「記録的な短時間雨量を観測又は解析した」旨の熊本県記録的短時間大雨情報を発表する。

台風情報には完全型式と簡略型式があり、発表はおおむね完全型式は3時間毎に、簡略型式は1時間毎に行うが、台風の状況により省略することがある。

## 3 緊急地震速報

気象庁は、震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域(緊急地震速報で用いる区域)に対し、緊急地震速報(警報))を発表する。報道関係機関は、テレビ、ラジオ、SNS等を通じて住民に提供する。なお、震度6弱以上の揺れを予測した緊急地震速報(警報)は、「地震動特別警報」に位置付けられる。

## 4 火災気象情報

火災気象通報とは、熊本地方気象台長が、消防法に基づき気象の状況が火災の予防上危険であると認めたときに、その状況を直ちに知事に通報するものである。知事はこの通報を受けたときは、直ちにこれを市町村長に通報しなければならない。

## 5 火災警報

火災警報とは、市町村長が消防法に基づいて火災気象通報を受けたとき又は、気象状況が火災の予防上危険であると認めるときに住民に対して警戒を喚起するために行う警報をいう。

## 6 指定河川(緑川)洪水予報の発表基準

緑川の洪水に関して、国土交通省熊本河川国道事務所と熊本地方気象台が共同して行う緑川洪水予報の種類は次のとおりである。

| 種 類                                  | 発 表 の 基 準                                                                                                                                       |
|--------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 氾濫注意情報<br>(洪水注意報)<br>警戒レベル2相当情報 [洪水] | 氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき<br>氾濫注意水位以上で、かつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき<br>避難判断水位に到達したが、水位の上昇が見込まれないとき                                                  |
| 氾濫警戒情報<br>(洪水警報)<br>警戒レベル3相当情報 [洪水]  | 氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき<br>避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき<br>氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき(避難判断水位を下回った場合を除く)<br>避難判断水位を超える状態が継続しているとき(水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く) |
| 氾濫危険情報<br>(洪水警報)<br>警戒レベル4相当情報 [洪水]  | 急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位に上昇が見込まれるとき<br>基準地点の水位が氾濫危険水位(危険水位)に到達したとき<br>氾濫危険水位を超える状態が継続しているとき                                                |
| 氾濫発生情報<br>(洪水警報)<br>警戒レベル5相当情報 [洪水]  | 氾濫が発生したとき<br>氾濫が継続しているとき                                                                                                                        |

※ 大規模災害が発生した場合、暫定基準が設けられる場合がある

## 7 水防警報

水防警報とは、水防法に基づき国土交通大臣又は知事が指定する河川について、洪水による災害の発生が予想される場合、国土交通大臣が指定する河川については、国土交通省の出先機関の長(熊本河川国道事務所長)が、知事が指定する河川等については、知事が水防を必要と認め警告を発するものをいう。

## 8 水防に関する情報

水防に関する情報とは、河川の氾濫をはじめとした水災の防止を目的として、河川の水位、河川水位に影響を及ぼす雨量等の情報を県が任意で発するものをいう。

## 9 土砂災害警戒情報(警戒レベル4相当情報 [土砂災害])

土砂災害警戒情報とは、熊本県と熊本地方気象台が共同で発表する情報で、大雨警報(土砂災害)又は大雨特別警報(土砂災害)発表中に大雨による土砂災害発生危険度がさらに高まったとき、市町村が避難指示等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるように発表するものをいう。

### 第3 予警報等の伝達系統

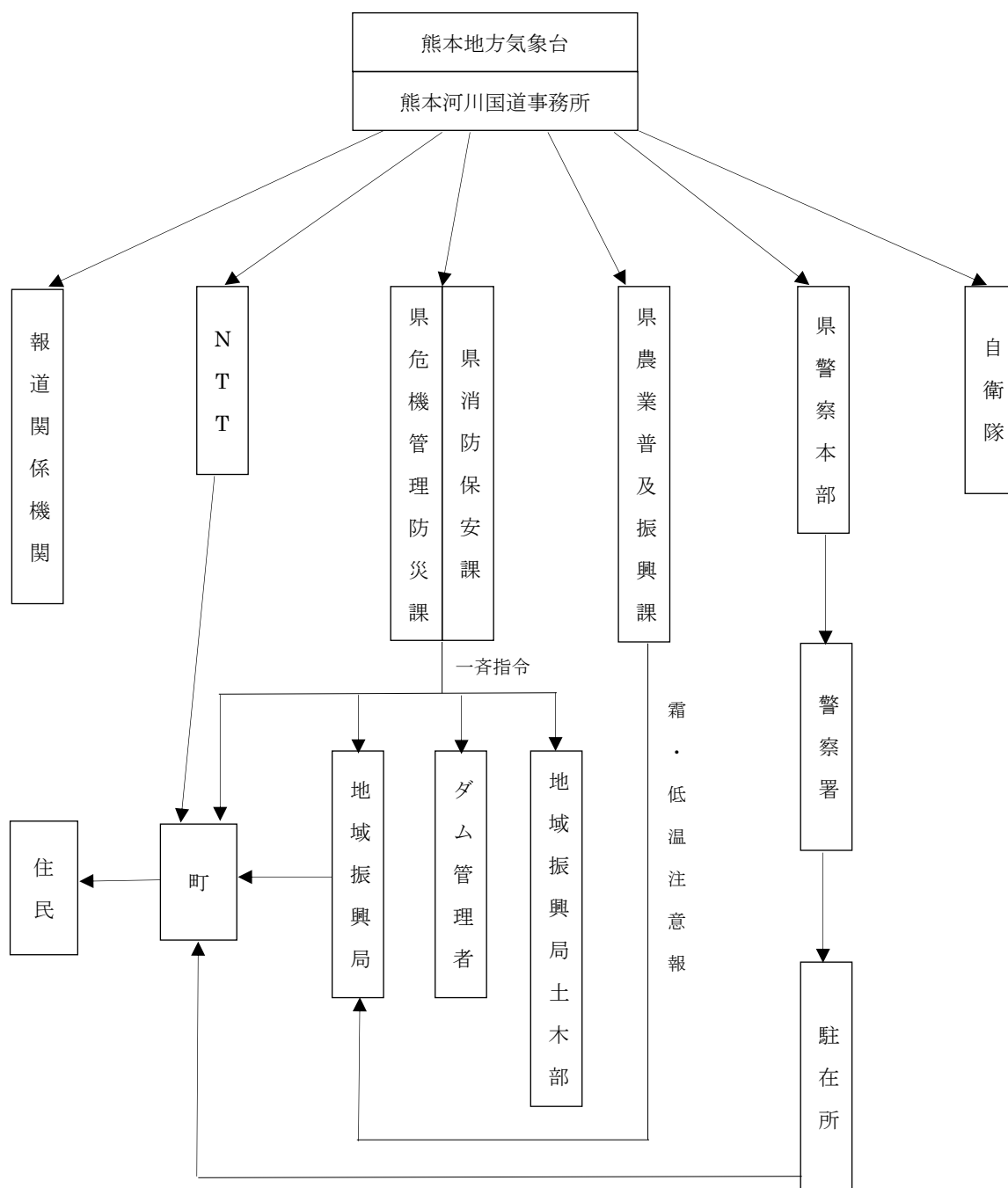
#### 1 注意報、警報、特別警報、水防警報の伝達系統

注意報、警報、特別警報及び水防警報は、迅速かつ的確に伝達し住民に周知させるものとする。

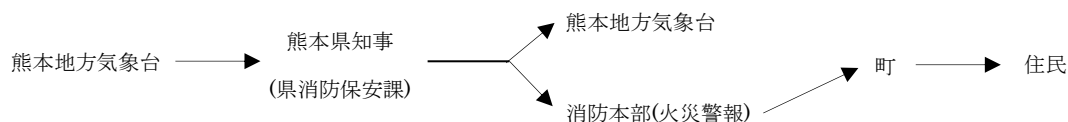
ただし、注意報については、町が注意報の種類若しくは時期により、住民に伝達を必要としないと認めるものについてはこの限りではない。

次の注意報、警報、特別警報及び水防警報は下記の伝達系統図によるものとする。

- 注意報：風雪、強風、大雨、大雪、濃霧、雷、洪水注意報、乾燥注意報、霜、低温、着氷（雪）、なだれ
- 警 報：暴風、暴風雪、大雨、大雪、洪水
- 特別警報：暴風、暴風雪、大雨、大雪、洪水
- 地震に関する情報



## 2 火災気象通報及び火災警報の伝達系統



## 3 気象予警報等の伝達方法

### (1) 気象予警報等の受領

熊本県及び緑川ダム等から通報される予警報等は、以下の者が受領する

通常の勤務時間中・・・・・・・・・・くらし安全推進室員

休日、日曜又は勤務時間外・・・・・・・・宿・日直者

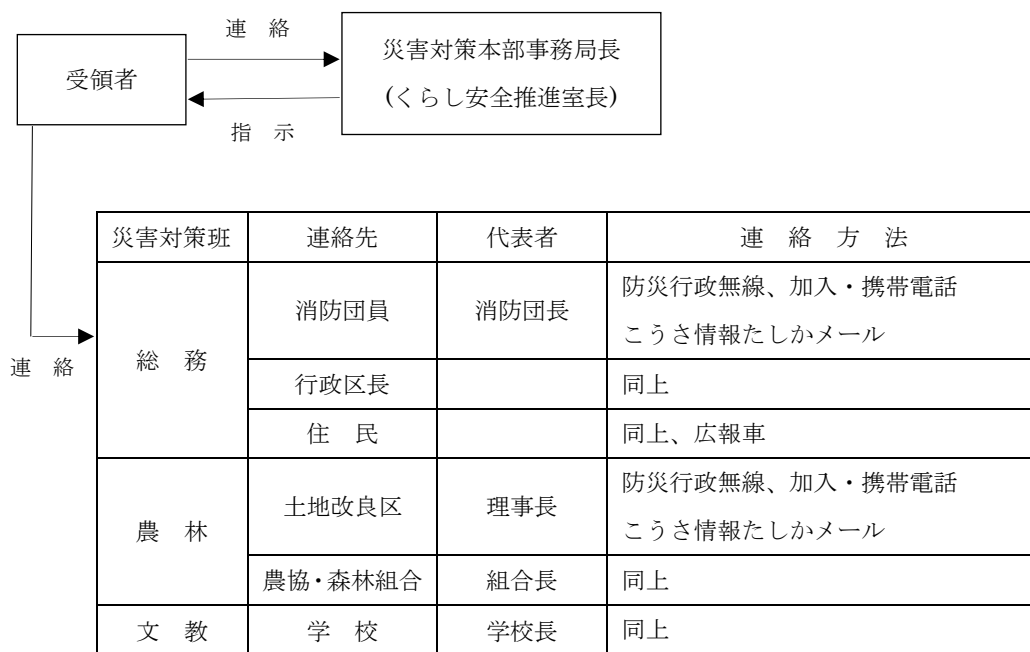
注意・警戒体制又は災対本部体制中・・・注意・警戒体制班又は災対本部事務局員

### (2) 気象予警報等の周知徹底

気象予警報等を受領した者は、直ちに関係簿冊に記録するとともに、災対本部事務局に連絡し、指示を受けるものとする。

災対本部事務局長は、必要に応じ関係する災害対策班長への連絡並びに職員の配備等を受領者に指示するものとする。また、情報連絡を必要とする災害対策班は必要に応じ、直ちに関係団体及び住民等に対し、予警報発令に伴う必要事項を周知するものとする。

上記(1)及び(2)の系統は次のとおりである。



### (3) 予警報等の伝達責任者

注意報及び警報等の伝達を迅速かつ的確に行うため、災対本部事務局内に予警報等伝達責任者を1名定めておくものとする。

## 第4 異常発見時における措置

災害が発生するおそれのある異常な現象を発見した者は、直ちに自己又は他人を通じて、町長又は警察官に通報するものとする(災害対策基本法第54条)。

通報を受け異常現象を把握した町長は、県及び関係機関に対し情報提供するものとする。

## 第3節 情報収集及び被害報告取扱計画

法及び他の法令等の規定に基づく災害の情報収集及び被害状況報告（以下「被害報告等」という。）の取扱い並びに家屋被害認定調査・り災証明交付にあつては、次の定めるところにより行うものとする。

### 第1 実施責任者及び被害報告等取扱責任者

町長は、町内の被害情報等を収集し、県その他の関係機関に通報又は報告を行うものとする。なお、県への報告にあつては、原則として防災情報共有システムへの入力により報告するものとする。

また、被害報告等が迅速かつ的確に処理できるよう、災対本部事務局内に被害報告取扱責任者を1名置くものとする。

### 第2 被害報告等の調査

被害報告の調査及び税務対策班が行う家屋被害認定調査・り災証明交付事務にあつては、次の事項に留意して行うものとする。

- 1 被害状況等の調査にあつては関係機関相互に連絡をとり、調査脱漏、重複調査のないよう十分留意する。
- 2 被害家屋・世帯員等の詳細な調査は、現地調査のほか住民登録等を照合して適確を期する。
- 3 災害発生時に被災者の生活再建が遅滞なく行われるためには、り災証明書の迅速な交付が不可欠なことから、平時から関係職員の育成及び応援協定の締結等により実施体制の整備に努めるとともに、事前に家屋等の被害認定調査及びり災証明書に関する申請、交付業務担当者及び班を定め、正確、迅速な調査ができるように配意する。
- 4 家屋等の被害認定調査及びり災証明書交付の担当課と応急危険度判定担当課とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した家屋被害の調査、判定を早期に実施できるよう努める。
- 5 被災者の生活再建を総合的かつ継続的に支援するため、被災者台帳を整備する。

### 第3 防災関係機関等の協力関係

県、市町村、その他各種団体及び防災上重要な施設の管理者は、相互に被害報告等の取扱いについて連絡し情報を共有するものとする。

### 第4 被害報告取扱要領

#### 1 定義

この取扱要領において次の各号に掲げる用語の意義等は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震その他異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発、大規模な事故等の原因により生ずる被害をいう。
- (2) 被害報告の判定基準は、次のとおりである。

| 区 分    |         | 判 定 基 準                                                                                                                                                                                                     |
|--------|---------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 人的被害   | 死者      | 当該災害が原因で死亡し、死体を確認した者及び死体は確認できないが死亡したことが確実な者とする。                                                                                                                                                             |
|        | 行方不明者   | 当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある者とする。                                                                                                                                                                             |
|        | 重傷者     | 災害のため負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち、1か月以上治療を要する見込みの者とする。                                                                                                                                                       |
|        | 軽傷者     | 災害のために負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち、1か月未満で治癒できる見込みの者とする。                                                                                                                                                      |
| 住家の被害  | 住家      | 現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わないものである。                                                                                                                                                              |
|        | 戸数      | 独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物又は完全に区画された建物の一部を戸の単位とする。                                                                                                                                                         |
|        | 世帯      | 生計を一つにしている実際の生活単位をいう。例えば、同一家屋内の親子夫婦であっても生活の実態が別々であれば当然2世帯とする。                                                                                                                                               |
|        | 全壊(焼)流失 | 住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損失が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害額を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもとする。 |
|        | 半壊(焼)   | 住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のも、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害額を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもとする。                                            |
|        | 床上浸水    | 住家の床以上に浸水したもの及び全壊あるいは半壊には該当しないが、土砂、木材等の堆積のため一時的に居住することができないものとする。                                                                                                                                           |
|        | 床下浸水    | 住家の床上浸水には至らないものとする。                                                                                                                                                                                         |
| 非住家の被害 | 一部損壊    | 全壊（全焼、流失、埋没を含む）、半壊（半焼、流失、埋没を含む）、床上浸水、床下浸水に該当しないもので建物の一部が破損したものとするが、窓ガラス等が数枚破損した程度の軽微な被害は除くものとする。                                                                                                            |
|        | 公共建物    | 例えば、役場庁舎、公民館等の公用又は公共用に供する建物で、全壊又は半壊したものとする。                                                                                                                                                                 |
| り災害等   | その他     | 公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物で、全壊又は半壊したものとする。                                                                                                                                                                         |
|        | り災害等    | 災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一つにしている世帯とする。例えば、寄宿舍、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので、共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、又同一家屋の親子夫婦であっても生活が別々であれば分けて扱うものとする。                                                        |
| り災害等   | り災害者    | り災害世帯の構成員とする。                                                                                                                                                                                               |

- (3) り災証明書交付に関する家屋被害認定調査については、内閣府の災害に係る住家の被害認定基準運用方針に基づき適切に被害認定調査を行うものとする。

## 2 被害報告等の種別

関係機関への災害の報告は、災害情報、災害年報とし、報告の区分及び報告様式は次のとおりとする。

| 報告区分   | 報告様式                 | 摘 要                                                  |
|--------|----------------------|------------------------------------------------------|
| 災害情報   | 様式第1号<br>(P45 参照)    | 災害を覚知したときは、災害の状況及び災害に対してとるべき措置等についてその都度報告する。         |
| 被害状況報告 | 様式第2号<br>(P46～47 参照) | 同一の災害に対する被害調査が終了したとき、又は応急対策が終了した日から10日以内に文書をもって報告する。 |
| 災害年報   | 様式第3号<br>(P48 参照)    | 毎年1月1日から12月31日までの被害状況について、4月1日現在で明らかになったものを報告する。     |

## 3 被害状況等の調査収集

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、各災害対策班は被害情報の収集に万全を期すものとする。被害情報の収集にあたっては、各災害対策班は調査班を編成し、県、関係機関、関係団体及び住民等の協力を得て行うものとし、特に行政区長及び消防団員に対しては各区域において情報連絡協力員を委嘱するなどして、情報の早期把握に努めるものとする。

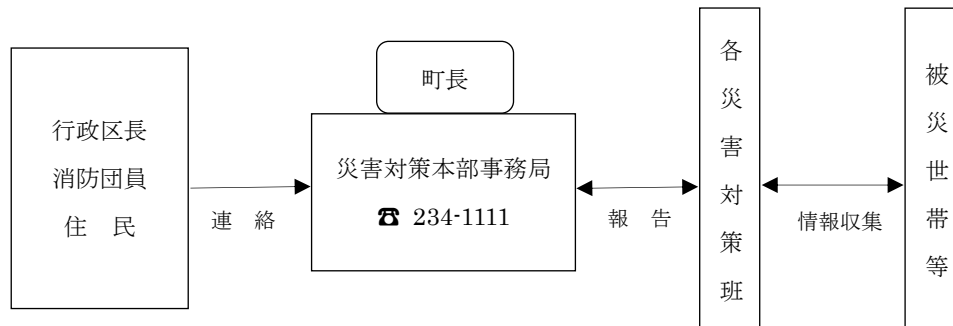
なお、被害調査の分担及び調査事項は、おおむね次のとおりである。

| 担 当 班 | 協 力 団 体          | 調 査 事 項                                                          |
|-------|------------------|------------------------------------------------------------------|
| 総 務   | 行政区長<br>商工会      | 一般被害及び応急対策状況の総括<br>町有財産の被害<br>防災行政無線施設関係被害<br>人、住家等被害<br>商工業関係被害 |
| 健康福祉  | 施設の管理者           | 社会福祉関係被害                                                         |
| 衛 生   |                  | 衛生関係被害                                                           |
| 農 林   | 土地改良区・農協<br>森林組合 | 農林業関係被害                                                          |
| 土 木   |                  | 土木関係被害                                                           |
| 文 教   | 施設の管理者           | 教育関係被害                                                           |
| 水 道   |                  | 水道施設関係被害                                                         |

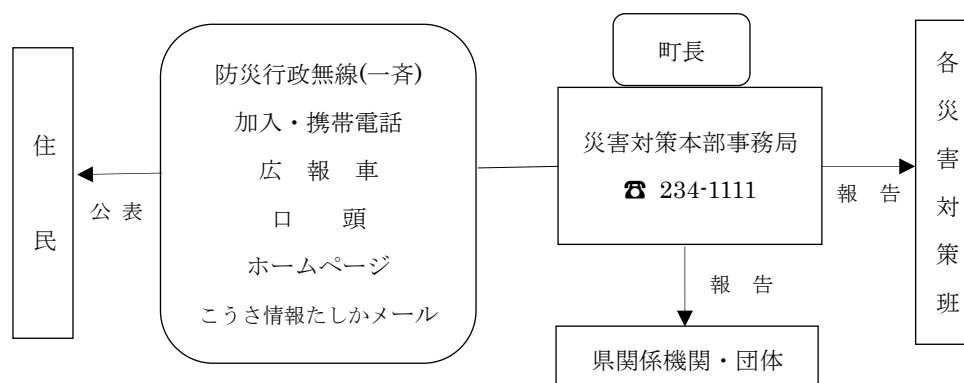
#### 4 被害情報の報告

各災害対策班は、収集した被害の情報を速やかに災対本部事務局に報告するものとし、災対本部事務局は、各災害対策班が収集した被害の情報を取りまとめ、常に被害状況を把握しておき、必要に応じて町長及び各被害対策班に報告するほか、住民に周知するものとする。

【情報収集の概略図】



【情報の報告及び公表の概略図】



#### 5 県知事への報告

消防組織法（昭和 22 年法律第 266 号）第 22 条の規定に基づき、町長が県知事に対して行うべき必要な報告は、災対本部事務局が行うものとし、報告の形式及び方法は熊本県地域防災計画の定めるところによる。

なお、熊本県地域防災計画で定める報告すべき災害はおおむね次のとおりである。

- 災害救助法の適用基準に合致するもの
- 町が災対本部を設置したもの
- 災害が当初は軽微であっても、今後拡大発展するおそれのあるもの
- 災害による被害に対して、国の特別の財政援助を要するもの
- 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて報告する必要があると認められるもの

|                                                                                                                |          |             |     |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------|-------------|-----|
| 様式第 1 号                                                                                                        |          |             |     |
| 災                                                                                                              |          | 害           | 情 報 |
| 災 害 の 種 別                                                                                                      |          | 災 害 発 生 日 時 |     |
| 災 害 発 生 場 所                                                                                                    | (グリッド番号) |             |     |
| 発 信 機 関                                                                                                        |          | 受 信 機 関     |     |
| 発 信 者                                                                                                          |          | 受 信 者       |     |
| 発 信 時 刻                                                                                                        |          | 月 日 時 分     |     |
| 受<br>信<br>事<br>項                                                                                               |          |             |     |
| 処<br>理<br>事<br>項                                                                                               |          |             |     |
| (注意)                                                                                                           |          |             |     |
| 災害情報は、次の事項に留意して報告し、又は報告を受けること。                                                                                 |          |             |     |
| 1. 人的被害については、その被害の概要(発生日時、場所、被害の原因・状況・消防機関等の出動等)を記載するとともに、死者・行方不明者・重傷者・軽傷者等人的被害を受けた個人ごとにそれぞれ住所、氏名、年齢、性別を記載のこと。 |          |             |     |
| 2. 住家被害については、その被害の概要(発生日時、場所、被害の原因・状況・消防機関の出動等)を記載するとともに、被害棟数、世帯数、人数を記載すること。                                   |          |             |     |
| 3. 道路の規制状況については、規制の場所、被害の原因を記載すること。                                                                            |          |             |     |
| 4. 河川、海岸、溜池の護岸堤防、ダム等その他公共施設の危険状況・防災活動状況。                                                                       |          |             |     |
| 5. 住民の避難について、自主避難・避難勧告等の別、地区名、世帯数、人員、避難場所及び避難の原因等について記載すること。                                                   |          |             |     |

| (様式第2号)                                                                                                                                                                |         | 被害状況報告                |       |             |    |  |  |  |  |  |   | 市町村名  |     |   |   |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|-----------------------|-------|-------------|----|--|--|--|--|--|---|-------|-----|---|---|
| 災害名                                                                                                                                                                    |         |                       |       |             |    |  |  |  |  |  |   | 報告者名: |     |   |   |
| 被害報告なし                                                                                                                                                                 |         |                       |       |             |    |  |  |  |  |  |   | 現在    |     |   |   |
| 区 分                                                                                                                                                                    | 市町村名    | 〇<br>〇<br>市<br>町<br>村 |       |             |    |  |  |  |  |  |   | 計     | 摘 要 |   |   |
| 1                                                                                                                                                                      | 人的被害    | 死 者                   | 人     |             |    |  |  |  |  |  |   | 0     |     |   |   |
|                                                                                                                                                                        |         | うち<br>災害関連死者          | 人     |             |    |  |  |  |  |  |   | 0     |     |   |   |
|                                                                                                                                                                        |         | 行方不明者                 | 人     |             |    |  |  |  |  |  |   | 0     |     |   |   |
|                                                                                                                                                                        |         | 重傷者                   | 人     |             |    |  |  |  |  |  |   | 0     |     |   |   |
|                                                                                                                                                                        |         | 軽傷者                   | 人     |             |    |  |  |  |  |  |   | 0     |     |   |   |
| 5                                                                                                                                                                      |         | 分類未確定                 | 人     |             |    |  |  |  |  |  | 0 |       |     |   |   |
| 6<br>7<br>8<br>9<br>10<br>11<br>12<br>13<br>14<br>15<br>16<br>17<br>18<br>19<br>20<br>21<br>22<br>23<br>24<br>25<br>26<br>27<br>28<br>29<br>30<br>31<br>32<br>33<br>34 | 住 家 被 害 | 全 壊                   | 棟     |             |    |  |  |  |  |  |   | 0     |     |   |   |
|                                                                                                                                                                        |         |                       | 世帯    |             |    |  |  |  |  |  |   |       |     | 0 |   |
|                                                                                                                                                                        |         |                       | 人     |             |    |  |  |  |  |  |   |       |     | 0 |   |
|                                                                                                                                                                        |         | 半 壊                   | 棟     |             |    |  |  |  |  |  |   |       |     | 0 |   |
|                                                                                                                                                                        |         |                       | 世帯    |             |    |  |  |  |  |  |   |       |     | 0 |   |
|                                                                                                                                                                        |         |                       | 人     |             |    |  |  |  |  |  |   |       |     | 0 |   |
|                                                                                                                                                                        |         | 床上浸水                  | 棟     |             |    |  |  |  |  |  |   |       |     | 0 |   |
|                                                                                                                                                                        |         |                       | 世帯    |             |    |  |  |  |  |  |   |       |     | 0 |   |
|                                                                                                                                                                        |         |                       | 人     |             |    |  |  |  |  |  |   |       |     | 0 |   |
|                                                                                                                                                                        |         | 床下浸水                  | 棟     |             |    |  |  |  |  |  |   |       |     | 0 |   |
|                                                                                                                                                                        |         |                       | 世帯    |             |    |  |  |  |  |  |   |       |     | 0 |   |
|                                                                                                                                                                        |         |                       | 人     |             |    |  |  |  |  |  |   |       |     | 0 |   |
|                                                                                                                                                                        |         | 一部破損                  | 棟     |             |    |  |  |  |  |  |   |       |     | 0 |   |
|                                                                                                                                                                        |         |                       | 世帯    |             |    |  |  |  |  |  |   |       |     | 0 |   |
|                                                                                                                                                                        |         |                       | 人     |             |    |  |  |  |  |  |   |       |     | 0 |   |
|                                                                                                                                                                        |         | 分類未確定                 | 棟     |             |    |  |  |  |  |  |   |       |     | 0 |   |
|                                                                                                                                                                        |         |                       | 世帯    |             |    |  |  |  |  |  |   |       |     | 0 |   |
|                                                                                                                                                                        |         |                       | 人     |             |    |  |  |  |  |  |   |       |     | 0 |   |
|                                                                                                                                                                        |         | 非 住 家                 | 公共建物  | 棟           |    |  |  |  |  |  |   |       |     | 0 |   |
|                                                                                                                                                                        |         |                       | その他   | 棟           |    |  |  |  |  |  |   |       |     | 0 |   |
|                                                                                                                                                                        |         |                       | 分類未確定 | 棟           |    |  |  |  |  |  |   |       |     | 0 |   |
|                                                                                                                                                                        |         | 27                    |       | り災世帯数       | 世帯 |  |  |  |  |  |   |       |     |   | 0 |
|                                                                                                                                                                        |         | 28                    |       | り災者数        | 人  |  |  |  |  |  |   |       |     |   | 0 |
|                                                                                                                                                                        |         | 29                    |       | 災害警戒本部等設置日時 |    |  |  |  |  |  |   |       |     |   | 0 |
| 30                                                                                                                                                                     |         | 災害警戒本部等廃止日時           |       |             |    |  |  |  |  |  |   | 0     |     |   |   |
| 31                                                                                                                                                                     |         | 災害対策本部設置日時            |       |             |    |  |  |  |  |  |   | 0     |     |   |   |
| 32                                                                                                                                                                     |         | 災害対策本部廃止日時            |       |             |    |  |  |  |  |  |   | 0     |     |   |   |
| 33                                                                                                                                                                     |         | 消防職員出動延人数             | 人     |             |    |  |  |  |  |  |   | 0     |     |   |   |
| 34                                                                                                                                                                     |         | 消防団出動延人数              | 人     |             |    |  |  |  |  |  |   | 0     |     |   |   |



| 災 害 年 報           |              |     |     |     |     |     |    |                |
|-------------------|--------------|-----|-----|-----|-----|-----|----|----------------|
|                   |              |     |     |     |     |     |    | 地域振興局<br>市・町・村 |
| 様式第3号             |              |     |     |     |     |     |    |                |
| 区 分               | 災 害 名        |     |     |     |     |     |    | 計              |
|                   | 発 生 年 月 日    |     |     |     |     |     |    |                |
| 人 的 被 害           | 死 者          | 人   |     |     |     |     |    |                |
|                   | うち<br>災害関連死者 | 人   |     |     |     |     |    |                |
|                   | 行方不明者        | 人   |     |     |     |     |    |                |
|                   | 重 傷 者        | 人   |     |     |     |     |    |                |
|                   | 軽 傷 者        | 人   |     |     |     |     |    |                |
| 住 家 被 害           | 全 壊          | 棟   |     |     |     |     |    |                |
|                   |              | 世帯  |     |     |     |     |    |                |
|                   |              | 人   |     |     |     |     |    |                |
|                   | 半 壊          | 棟   |     |     |     |     |    |                |
|                   |              | 世帯  |     |     |     |     |    |                |
|                   |              | 人   |     |     |     |     |    |                |
|                   | 床 上 浸 水      | 棟   |     |     |     |     |    |                |
|                   |              | 世帯  |     |     |     |     |    |                |
|                   |              | 人   |     |     |     |     |    |                |
|                   | 床 下 浸 水      | 棟   |     |     |     |     |    |                |
|                   |              | 世帯  |     |     |     |     |    |                |
|                   |              | 人   |     |     |     |     |    |                |
|                   | 一 部 損 壊      | 棟   |     |     |     |     |    |                |
|                   |              | 世帯  |     |     |     |     |    |                |
|                   |              | 人   |     |     |     |     |    |                |
| 非 住 家             | 公 共 建 物      | 棟   |     |     |     |     |    |                |
|                   | そ の 他        | 棟   |     |     |     |     |    |                |
| り 災 世 帯 数         | 世帯           |     |     |     |     |     |    |                |
| り 災 者 数           | 人            |     |     |     |     |     |    |                |
| 県 地 方 災 害         | 設置           | 月 日 | 月 日 | 月 日 | 月 日 | 月 日 |    |                |
| 対 策 本 部           | 解散           | 月 日 | 月 日 | 月 日 | 月 日 | 月 日 |    |                |
| 災害対策本部設置市町村       |              | 団体  | 団体  | 団体  | 団体  | 団体  | 団体 |                |
| 災害救助法適用市町村        |              | 団体  | 団体  | 団体  | 団体  | 団体  | 団体 |                |
| 消 防 職 員 出 動 延 人 員 |              |     |     |     |     |     |    |                |
| 消 防 団 員 出 動 人 員   |              |     |     |     |     |     |    |                |

## 第4節 通信施設利用計画

災害が発生するおそれがある場合、又は災害が発生した場合における気象予警報の伝達若しくは被害状況等の情報収集、その他応急措置等についての通信施設の利用は、次により行うものとする。

### 第1 公衆電気通信施設の利用

災害時における通信施設の利用は、役場内設置の加入電話や携帯電話等により通信連絡する。なお、緊急を要する連絡は、災害時優先電話をもって関係機関に通報するものとする。

### 第2 無線通信施設の利用

災害時において役場内に防災用無線電話が設置されている関係機関は、当該電話を利用し関係機関相互の連絡を行うものとする。

### 第3 通信施設が途絶した場合における措置

災害発生後、役場内における情報通信の機能確認を行い、支障が生じている場合は直ちに九州総合通信局に連絡する。なお、すべての通信施設が途絶した場合は、駐在所と連携し警察無線等の連絡手段を確保するものとする。

### 第4 通信の優先順位

災害時には、緊急を要する事項を内容とする通信を最優先とする。

#### 【緊急を要する通信の例】

|        |                                                    |
|--------|----------------------------------------------------|
| 水防機関   | 洪水等が発生し、若しくは発生するおそれがある旨の通報、又はその警戒若しくは予防のため緊急を要するもの |
| 消防救急機関 | 災害の予防、救援又は応急対策、人命救助等緊急を要するもの                       |

### 第5 通信施設種別及び設置場所

通信施設の種類及びその設置場所については次のとおりである

| 種 別         | 設 置 場 所    | 備 考                     |
|-------------|------------|-------------------------|
| 加 入 電 話     | 役 場        | 携帯電話                    |
| こうさ情報たしかメール | 〃          | NTTドコモ、au、ソフトバンク、楽天モバイル |
| 防災用無線電話     | 〃          | J-ALERT 含む              |
| 町ホームページ     | 〃          |                         |
| 臨時災害放送局     | 〃          | 九州総合通信局への設置要請後、運用       |
| 警 察 無 線     | 甲佐、白旗の各駐在所 | 通信施設途絶の場合               |

## 第5節 広報計画

町は、災害時における情報及び被害状況等をあらゆる広報手段を用い速やかに関係機関及び住民に周知徹底し、被害の軽減と住民の心の安定を図るものとする。

### 第1 広報要領

被害情報の集約・整理を担当する災対本部事務局は、総務対策班と連携し必要に応じて町及び報道機関等に広報するものとする。

なお、広報する情報は、正確を期するため事前に県及び防災関係機関等と調整・確認したうえで、災対本部長(町長)の承認を得て行わなければならない。

### 第2 報道機関への広報

大規模災害時に災対本部員が災害対応に専念できるよう、一元的に報道機関に対応する窓口を設置することとし、報道機関への広報はくらし安全推進室長が行うものとする。

### 第3 住民への広報

住民への広報は、総務対策班が災対本部事務局と連携して行うものとする。広報にあたっては、災害の規模、態様、今後の予想等を踏まえ、住民の被害防止等に必要な事項を最も有効かつ適切な方法で行うものとする。

#### 【広報内容の一例】

|          | 広 報 内 容                                                                                                                          |
|----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 災害発生前の広報 | 気象予警報等の内容、雨量・水位の状況、予想される災害の種類・場所<br>災害に対する警戒の呼びかけ、避難施設及び避難時における留意事項、<br>その他必要な情報                                                 |
| 災害発生後の広報 | 災害の概況(発生日時、場所、被害の規模・状況等)、町や関係機関の防<br>災体制、町や関係機関の応急・復旧対策の状況(電力、簡易水道等の復旧<br>状況、河川の水防活動、救出救助活動、交通機関の運行状況等)、住民へ<br>の注意・協力要請、その他必要な情報 |

#### 【広報手段】

防災行政無線・こうさ情報たしかメール・町ホームページによる広報、広報車による広報、消防団による広報、報道機関(テレビ・ラジオ等)による広報、避難所への職員の派遣、自主防災組織等による広報、その他状況に応じ効果的な方法

また、住民からの安否の問い合わせに対応できるよう、避難所に避難した住民の名簿等の把握に努める。

### 第4 広報写真の収集

総務対策班は、安全を確認したうえで指定した班員を被災地に派遣し、広報資料及び災害記録に供する写真を撮影するほか、住民等が撮影提供した写真についても極力活用するよう努める。

## 第6節 応急措置等計画

町長が行う事前措置及び応急措置等については、災害対策基本法第59条から65条の規定に基づき実施するものであるが、その具体的運用は災害の形態等により異なる場合が多いことから、災害時において迅速、適切にこれらの措置を行うために本節で定めるものである。

### 第1 応急措置の実施(災害対策基本法第62条)

町長は、町域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしているときは、法令又は本計画の定めるところにより、消防、水防、救助その他災害の発生を防御し、又は災害の拡大を防止するために必要な応急措置を速やかに実施するものとする。

### 第2 応急措置等実施基準

#### 1 設備物件の除去等の事前準備(災害対策基本法第59条)

町長は、災害が発生するおそれがあるときは、災害が発生した場合においてその災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害の拡大を防止するため必要な限度において当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置をとることを指示し、又は警察署長に対しこれら必要な措置をとるよう要求するものとする。

なお、この場合における設備又は物件とは、次のものをいう。

- 崖崩れのおそれのある土地
- 資材置き場の資材
- 風害を起こすおそれのある広告物・煙突類
- 農業用ため池
- 危険物等

#### 2 警戒区域の指定(災害対策基本法第63条)

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命、身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、町長は、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命じることができる。

なお、この場合において、町長はその権限を町の職員に委任し、又は警察署長に対しこれら必要な措置をとるよう要求することができる。

#### 3 土地建物等の使用、収用、除去(災害対策基本法第64条)

- (1) 町長は、本町の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、次により土地建物等を使用し、収用し、又は除去するものとする。

ア (本町区域内の) 他人の土地、建物を一時使用する。

イ 土石、竹木その他の物件を使用し、若しくは収用する。

ウ 現場の災害を受けた工作物又は物件で当該応急措置の実施の支障となる物の除去その他必要な措置をとる。

- (2) (1)のア及びイを一時使用し、又は使用し若しくは収用したときは、次の各事項を速やかに当該土地建物等の占有者、所有者その他当該土地建物等について権限を有する者に対し通知しなければならない。この場合において、当該土地建物等の占有者等の氏名及び住所を知

ることができないときは、同事項を役場に掲示しなければならない。

ア 名称

イ 種類、形状及び数量

ウ 所在した場所及び除去した日時

エ 当該処分に係る期間又は期日及び保管の場所

オ その他必要な事項

(3) (1)のウの場合において当該工作物等を除去したときは、当該工作物等を保管しなければならない。

(4) (3)により、当該工作物を保管したときは、当該工作物等の占有者、所有者その他当該工作物等については権限を有する者に対し、当該工作物等を返還するため、次により公示しなければならない。

ア 公示内容は、次の各事項に掲げるものとする。

(ア) 保管した工作物等の名称又は種類、形状及び数量

(イ) 保管した工作物等の所在した場所及びその工作物等を除去した日時

(ウ) その工作物等の保管を始めた日時及び保管の場所

(エ) 前各事項に掲げるもののほか、保管した工作物等を返還するため必要と認められる事項

イ 公示の方法は、次の各事項に掲げる方法により行わなければならない。

(ア) (1)に掲げる事項を保管し始めた日から起算して14日間、役場に掲示すること。

(イ) 前事項の期間が満了しても、なおその工作物等の占有者、所有者、その他の工作物等について権限を有する者の氏名及び住所を知ることができないときは、その公示の要旨を本町の広報に掲載すること。

(ウ) 町長は、前各事項に規定する方法による公示を行うとともに、保管工作物等一覧簿を役場に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させなければならない。

(5) (3)により保管した工作物等が滅失し、若しくは破壊するおそれがあるとき、又はその保管に不相当な費用若しくは手数を要するときは、当該工作物等を売却し、その売却した代金を保管するものとする。なお、工作物等の売却は次により行うものとする。

ア 競争入札

イ 次の各事項のいずれかに該当するものについては随意契約

(ア) すみやかに売却しなければ価値が著しく減少するおそれのある工作物等

(イ) 競争入札に付しても入札者がいない工作物等

(ウ) 前2項に掲げるもののほか、競争入札に付することが適当でないと認められる工作物等

ウ 町長は、アの競争入札のうち一般競争入札に付そうとするときは、その入札期日の前日から起算して少なくとも5日前までに工作物等の名称又は種類、形状、数量その他必要な事項を公示しなければならない。

エ 町長は、アの競争入札のうち指名競争入札に付そうとするときは、なるべく5人以上の入札者を指定し、かつ、それらの者に工作物等の名称又は種類、形状、数量その他必要な事項をあらかじめ通知しなければならない。

オ 町長は、イの随意契約によろうとするときは、なるべく2人以上の者から見積書を徴さ

なければならない。

- (6) (3)、(4)、(5)に要した費用は、当該工作物等の返還を受けるべき占有者等の負担とし、その費用の徴収については、行政代執行法（昭和 23 年法律第 43 号）第 5 条及び第 6 条の規定を準用する。
- (7) (4)により公示した日から起算して 6 日を超過してもなお工作物等((3)により売却した代金を含む。以下、この事項において同じ)を返還することができないときは、当該工作物等の所有権は町に帰属する。
- (8) 町長は、(1)の規定についてその権限を町の職員に委任し、又は警察署長に対し、これら必要な措置をとるよう要求することができる。

#### 4 業務従事命令(災害対策基本法第 65 条)

町長は、本町の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、本町の区域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者を当該応急措置の業務に従事させることができる。

なお、この場合において、町長はその権限を町の職員に委任し、又は警察署長へ対しこれら必要な措置をとるよう要求することができる。

#### 5 損失補償(災害対策基本法第 82 条)

町は、3 (1)のア及びイ並びに(8)の規定による処分が行われたときは、それぞれ当該処分により通常生ずべき損失を補償しなければならない。

#### 6 応急措置の業務に従事した者に対する損害補償(災害対策基本法第 84 条)

町長等が 4 の規定により、住民等を応急措置の業務に従事させた場合において、当該業務に従事した者がそのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障がいの状態となったときは、町は、条例で定めるところにより、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償しなければならない。

#### 7 委員会、委員等の応急措置(災害対策基本法第 62 条第 2 項)

本町の委員会又は委員、本町の区域内の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者その他法令の規定により応急措置の実施の責任を有する者は、本町の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしているときは、自ら各防災計画の定めるところにより、町長の所轄のもとにその所掌事務若しくは所掌業務に係る応急措置を実施し、又は町長の実施する応急措置に協力しなければならない。

### 第 3 災害時における車両の移動(道路啓開)

道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、道路管理者は自ら車両の移動等を行うものとする。

## 第7節 避難・防災行動計画

### 第1 実施の区分及び実施責任者

避難のための立退き等の指示を行う場合において、その区分及び実施責任者は次のとおりとする。

- 1 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命及び身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するために特に必要があると認められるとき

#### (1) 町長

必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難のための立退きを指示するものとする。なお、避難のための立退きを指示する場合において、必要があると認めるときはその立退き先として指定緊急避難所その他の避難場所を指示するものとする。

また、避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命、身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ事態に照らし緊急を要すると認めるときは、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し高所への移動、近傍の堅固な建物への避難、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待機、その他緊急に安全を確保するための措置（以下、「緊急安全確保措置」という。）を指示するものとする。

#### (2) 警察官

町長が避難のための立退き若しくは緊急安全確保措置を指示することができないと認めるとき、又は町長から要求があったときは必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難のための立退き又は緊急安全確保措置を指示するものとする。

- 2 河川の洪水による著しい危険が切迫していると認められるとき（水防法第29条）

#### (1) 県知事

#### (2) 県知事の命を受けた県の職員

#### (3) 水防管理者（町長）

必要と認める区域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難の立退きを指示するものとする。なお、水防管理者（町長）が避難の立退きを指示する場合においては、御船警察署長にその旨を通知しなければならない。

### 第2 災害の避難指示等の判断基準

- 1 土砂災害等に伴う避難指示等の判断基準

本町は約6割を山地及び丘陵地が占め急峻な地形が多く、加えて脆弱な地質が広く分布することから、人命や財産に甚大な被害を及ぼす土石流が発生するおそれのある危険溪流等が多く存在する。

これらの溪流対策については、緊急性の高いものから土石流対策として砂防えん堤等の施設整備を行うものとするが、同時に、土砂災害の警戒避難基準を「本町における雨量」や「土砂災害発生の兆候」等に基づいて設定することとした。本町においては気象情報やこれらの基準を検討し、速やかに避難情報を発令する。

### 【避難発令基準】

| 警戒レベル            | 発 令 基 準                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 警戒レベル3<br>高齢者等避難 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 大雨警報(警戒レベル3相当情報)等が出され、気象庁の「土砂災害警戒判定メッシュ情報」で、実況又は予想で大雨警報の土壌雨量指数基準に到達したとき</li> <li>○ 大雨注意報が発表され、夜間から翌朝にかけて大雨警報(警戒レベル3相当情報)に切り替わる可能性があり、同時間帯にかなりの積算雨量が予想されるとき(夕刻時点で発令)</li> <li>○ その他諸般の状況から避難準備を要すると認められるとき</li> </ul>                                                                                                                                                                                                       |
| 警戒レベル4<br>避難指示   | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 土砂災害警戒情報が発表されたとき</li> <li>○ 気象庁の「土砂災害警戒判定メッシュ情報」で、予想で短時間のうちに土砂災害警戒情報(警戒レベル4相当情報)の基準に到達するとき</li> <li>○ 大雨警報(警戒レベル3相当情報)等が出され、記録的短時間大雨情報が発表されたとき</li> <li>○ 土砂災害の前兆現象が発見されたとき <ul style="list-style-type: none"> <li>※ 緊急的に、又は重ねて避難を促す場合等に発令</li> </ul> </li> <li>○ 強い降雨を伴う前線や台風等が夜間から早朝にかけて接近、通過することにより、立退き避難が困難となることが予想されるとき(夕刻時点で発令)</li> <li>※ 大雨特別警報(土砂災害)が発表された場合、メッシュ情報を参照し、対象区域の範囲が十分かなど実施済みの発令内容を再度確認する。</li> </ul> |
| 警戒レベル5<br>緊急避難確保 | 土砂災害が発見された場合は、土砂災害警戒区域・危険箇所等以外の区域における災害の発生であっても、土砂災害の発生した箇所や周辺区域を含む区域を発令の対象区域とし、直ちに災害発生情報として災害の発生を伝え、命を守る最善の行動を指示する。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |

### 【土砂災害(土石流)発生の前兆現象】

|                                                               |
|---------------------------------------------------------------|
| 立木の裂ける音が聞こえる場合や、巨礫(きょれき)の流れが聞こえる場合                            |
| 激流が急激に濁りだした場合や流木等がまじり始めた場合、異様な山鳴りする場合                         |
| 降雨が続いているにもかかわらず、溪流の水位が急に減少しはじめた場合(上流に崩壊が発生し流れが止められている危険があるため) |
| 降雨量の減少にも係らず激流の水位が低下しない場合                                      |
| 溪流の付近の斜面において落石や斜面の崩壊が生じはじめた場合や、その兆候が出はじめた場合                   |
| 異様な臭い(土臭い、ものの焼ける臭い、すっぱい臭い、木の匂い等)がする場合                         |
| 近隣で土砂災害前兆現象又は土砂災害が発生した場合                                      |

## 2 河川等の氾濫に伴う避難指示等の判断基準

河川等の氾濫における避難指示等は、以下のいずれかの基準を参考に、今後の気象予測や河川巡視等からの情報を含めて総合的に判断して発令する。但し、自然現象のため不測の事態等も想定されることから、避難行動は、計画された避難場所に避難することが必ずしも適切でな

く、事態の切迫した状況等に応じて、自宅等の2階への避難を促す場合があることにも留意する必要がある。

また、町は、国が定める洪水浸水想定区域等を積極的に住民に周知することとし、住民の安全な避難路の選定・確保に努めるものとする。

【避難発令基準】

| 警戒レベル            | 発 令 基 準                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 警戒レベル3<br>高齢者等避難 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 大雨警報(警戒レベル3相当情報)等が出され緑川中甲橋観測所の水位が「避難判断水位(レベル3水位)」に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき、又は「避難判断水位(レベル3水位)」に到達する前であっても急激な水位上昇が見込まれるとき</li> <li>○ 強い降雨を伴う前線や台風等が夜間から翌朝にかけて接近、通過することにより水位が急激に上昇するおそれがあるとき（夕刻時点で発令）</li> <li>○ その他の状況から避難準備を要すると認められるとき</li> </ul>                                                                                                                                                                           |
| 警戒レベル4<br>避難指示   | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 緑川中甲橋観測所の水位が「氾濫危険水位(レベル4水位)」を到達したとき、又は到達する前であっても急激な水位上昇が見込まれ堤防天端高を超えるおそれがあるとき</li> <li>○ 強い降雨を伴う前線や台風等が接近、通過することにより同時間帯に立退き避難が困難になると予想されるとき（夕刻時点で発令）</li> <li>○ 河川管理施設の異常（漏水・亀裂等）が確認されたとき</li> <li>○ その他人命保護上、避難指示を要すると認められるとき</li> <li>※ 緊急的又は重ねて避難を促す場合等に発令</li> <li>○ 次のような状況で直ちに避難行動を行う必要があるとき <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 堤防の決壊につながるような大量の漏水や亀裂等を発見</li> <li>・ 水門が閉まらない等の事故が発生</li> </ul> </li> </ul> |
| 警戒レベル5<br>緊急避難確保 | <p>国が発表する氾濫発生情報(警戒レベル5相当情報[洪水])や水防団等の報告等により決壊や越水・溢水を把握した場合は、直ちに災害発生情報として災害の発生を伝え、命を守る最善の行動を指示する。</p> <p>次のような事態が想定される</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 堤防が決壊</li> <li>○ 堤防からの越水を確認</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                        |

### 3 緑川中甲橋観測所の水位情報と基準値

- |                                              |              |
|----------------------------------------------|--------------|
| (1) 水防団待機水位（消防団の出動準備の目安）                     | ～ 水位2. 0 0 m |
| (2) 氾濫注意水位（レベル2水位:消防団出動の目安）                  | ～ 水位3. 0 0 m |
| (3) 避難判断水位（レベル3水位:避難等の参考になる水位）               | ～ 水位4. 1 0 m |
| (4) 氾濫危険水位（レベル4水位:洪水により相当の被害を生じる氾濫のおそれがある水位） | ～ 水位4. 6 0 m |
| (5) 通常水位                                     | ～ 水位0. 3 8 m |

### 第3 避難指示の伝達

#### 1 指示事項

避難のために立退きの指示を行う場合、次の事項について関係住民にわかりやすく、確実に伝達するものとする。

- 避難が必要とされる区域名
- 避難を必要とする理由
- 避難先
- 避難経路（浸水箇所等の教示）
- 注意事項

#### 2 避難の事前準備と注意事項

- (1) 避難先は、災害リスクのない親せきや知人宅、公民館等のほか、外に出るのが危険と感じられるときは、2階等上方への垂直避難又は山や川と反対側の部屋に移動するなど屋内避難も検討すること。
- (2) 服装は軽装とし、帽子、雨カップ、防寒用具等を携行すること。  
※ 履物は、水が入って動きが鈍る長靴を避ける。
- (3) 携行品は、飲食物、寝具、着替え、医薬品、懐中電灯及び携帯ラジオ等の最小限の物に加え、マスクや体温計、消毒液、スリッパ等感染症予防対策用品も持参すること。
- (4) 家財道具の高い場所への移動及び避難後の戸締まりを行うこと。

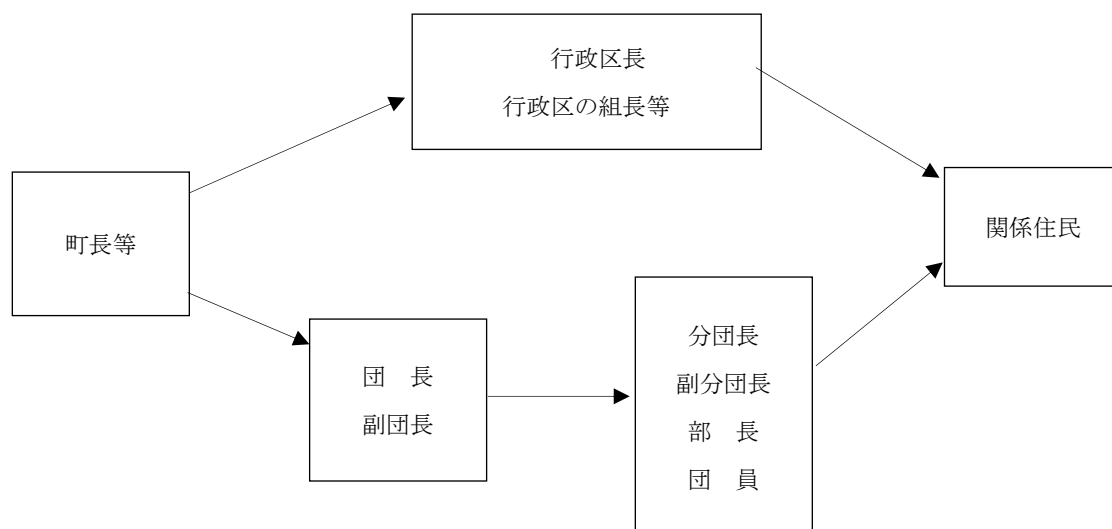
#### 3 指示の予告

避難のための立退きの指示を行う場合、それが緊急やむを得ないときを除くほか、できる限り予告を行うよう努めるものとする。

#### 4 伝達方法

- (1) 避難の予告、指示を行う場合、次の方法によりそれらの予告、指示等が関係住民のすべてに伝達できるよう徹底を図るものとする。
  - 防災行政無線による一斉通報
  - Lアラート、エリアメール
  - ホームページ、SNS
  - こうさ情報たしかメール
  - 広報車による広報
  - 消防拠点施設サイレンの吹鳴
  - 伝達員による個別伝達

- (2) 伝達員による個別伝達は、次の系統をもって行うものとする。



#### 5 伝達に係る留意事項

- (1) 夜間・早朝に避難情報等を発令するような状況が想定される場合には、その前の夕刻時点において避難情報等を発令すること。
- (2) 緊急な場合は、夜間であっても躊躇なく避難情報等を発令すること。

### 第4 避難誘導

避難誘導は災害という特殊条件のもとに行われるものであるから、責任者は安全かつ迅速に誘導を実施するものとし、避難訓練等で定めておいた避難経路を引率するなどして避難誘導の万全を図るものとする。

#### (1) 誘導責任者等

各地区における誘導責任者は、消防部長、団員及び防災士等とする。

#### (2) 避難者順位

避難に際して、各誘導責任者は現場の状況により避難行動における秩序を維持し、できるだけ混乱を避けるように努めなければならない。避難させる場合は、老人、幼児、傷病者及び女性を優先的に避難させるものとする。

### 第5 避難所の開設

#### 1 指定緊急避難場所及び指定避難所

それぞれの避難場所にあつては、別冊資料編P22参照。なお、令和4年5月、県立甲佐高校と緊急時における当校の利用について覚書を締結し、当校を災害時における一時避難場所(洪水時は同校校舎西側の2階・3階部、地震時は運動場)として追加した。

#### 2 避難状況の報告及び記録

町長は、知事の委任を受けて、災害の状況に応じ避難所を開設したときは、直ちに知事に次の事項を報告し、日ごとの出納その他を記録するものとする。

- (1) 避難所開設の日時及び場所
- (2) 避難所の開設数及び利用人数
- (3) 開設予定期間

### 3 避難所開設の期間

避難所開設の期間は原則として災害発生の日から最長7日以内とする。ただし、災害の状況等から延長する必要があると町長が認めた場合はこの限りではない。

### 4 避難所の運営

避難所は、災害発生前後は町職員主体で運営するが、長期化した場合は避難者及び避難所のある行政区、自主防災組織、防災士及び災害ボランティアに協力を要請し、自主的な避難所運営を推進する。

### 5 避難者の把握

町は、避難所に避難した者のほか、車中泊等の避難所外避難者が発生することを想定し、物資の支援や情報提供を行うため、今後、避難先となりうる施設・駐車場等のリストアップ及び町のホームページやこうさ情報たしかメール等による広報を行うなどして、住民自ら避難状況を報告する仕組みを構築していく。

災害発生時は、行政区や自主防災組織、消防団等にも協力を要請して避難所外避難先の把握に努めることとする。また、避難行動要支援者については、施設や福祉避難所等と連携し、避難者の把握に努める。なお、やむを得ず長期にわたり町外避難する住民に対しては、町や行政区長に連絡するよう町のホームページ等で周知を図る。

## 第6 学校、社会福祉協議会における避難対策

学校、病院、工場、事業所、その他消防法による防火対象物の防火管理者は、多数の者の出入りする施設として災害時の避難対策について、避難訓練等を通して十分講じておくものとする。特に学校においては次の応急措置を実施するものとする。

### 1 避難実施責任者

町長

### 2 避難者順位

- (1) 町長の避難の指示に際しては、災害の種別、災害発生の時期及び場所等を考慮に入れて、危険が迫っている学校等（被災地域から判断）から順次指示するものとする。
- (2) 児童、生徒の避難の順位は、低学年、疾病者等を優先して行うものとする。

### 3 避難要領

- (1) 町長の避難の指示等は、安全性を考慮して速やかに実施するものとする。
- (2) 町長は、災害の種別、程度を速やかに学校長に通報し必要な措置をとらせるものとする。
- (3) 学校長は、緊急を要する場合は速やかに児童、生徒を安全な場所に避難させた後に教育長を通じて町長に報告し、指示を受けるものとする。
- (4) 避難が長期にわたるときは、児童、生徒を保護者のもとに誘導し引き渡すものとする。
- (5) 災害の種別、状況等を想定し集団避難の順序、経路等をあらかじめ定めておくものとする。

### 4 留意事項

- (1) 教育長の各学校への通報及び連絡は迅速かつ的確に行われるように、平素から連絡網を整備しておくものとする。
- (2) 学校長は、次の事項について計画し、集団避難が安全、かつ迅速に行われるようにするものとする。
  - ア 災害の種別に応じた避難指示等の伝達方法
  - イ 避難場所の指定

- ウ 避難者順位及び避難場所までの誘導責任者
  - エ 児童生徒等の携行品
  - オ 余裕がある場合の書類、備品等の搬出計画
- (3) 危険な校舎及び複数階建ての校舎については、特に平素から非常口等を確認するとともに緊急時に使用できるように整備しておくものとする。
- (4) 災害が校内又は学校付近に発生した場合、学校長は速やかに関係機関に通報するものとする。
- (5) 災害の種別、程度により、児童、生徒を家庭に帰宅させる場合は、次の方法によるものとする。
- ア 教師の誘導を必要とする場合は、行政区毎に安全な場所まで誘導するものとする。
  - イ 行政区毎に児童生徒を集団下校させる場合は地区内危険箇所（崖崩れ、危険橋、堤防、冠水した道路）の通行は避けるように指導を徹底するものとする。
- (6) 児童、生徒が家庭にいる場合の臨時休校の通告及び連絡等の方法を児童、生徒及びその保護者等に周知徹底しておくものとする。
- (7) 学校長は、災害種別に応じた避難訓練を平素から実施するものとする。

#### 5 避難時における注意事項の周知徹底

町は、各種災害時における条件を考慮して、地区毎及び災害種別ごとに避難予定場所を定めているが、避難時において、次の注意事項を住民等に周知徹底しておくものとする。さらに、これらの避難路が確保されない場合は、町長は安全確保のための措置をとるものとする。

- (1) 洪水、豪雨の場合は、冠水していない場所、冠水している場合は浅い場所、水流のゆるやかな場所等できるだけ安全な経路を避難すること。
- (2) 火災等の発生時危険区域においては、風上の方角で家屋密度の低い安全な地帯へ避難すること。
- (3) 地震、地滑り又は崖崩れの危険地域においては、家屋等の下又は崖下の道路をできるだけ避けた道路を避難すること。また、みだりに家から飛び出さないようにすること。
- (4) 強風時においては周囲の状況を見極めてから危険建物の横や下を通ることなく、安全な経路を選定して避難すること。

#### 第7 甲佐町タイムライン(防災行動計画)

大規模風水害等の発災前から迅速・的確な対応をとるために、発令等の甲佐町タイムライン(防災行動計画)を定める。

※ 甲佐町タイムライン～別冊資料編P24 参照

## 第8節 地震災害対策計画

地震は、その発生の形態、災害の規模等において、台風、集中豪雨等の災害と根本的に異なるものがあり、その対策についても特別な措置を必要とする。本節においては、大地震発生時（甲佐町で震度5弱以上の地震が発生した場合及び地震により甲佐町に大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあると認めるとき）において緊急対策として措置しなければならない事項を定めるものとする。

## 第1 組織の確立

大地震による災害が発生したときは、第2章第2節第2の甲佐町災害対策本部の定めにより実施するものとする。

## 第2 応援協力体制

大地震による災害が発生したときは、町受援計画を基に応援協力・受援体制を確立し、災害対策に万全を期するものとする。

## 第3 通信連絡対策

災害時における通信連絡は、第3章第4節の通信施設利用計画の定めるところにより実施するものとする。

## 第4 被害状況の把握及び広報

被害状況の把握は、第3章第3節の情報収集及び被害報告取扱計画に定めるところによるものとするが、特に次の措置を講じ直ちに被害状況の把握に努め災害対策本部において集約する。

### 1 調査班による調査の実施

町は、大地震による被害が発生したときは直ちに調査班を編成し、被害状況の調査把握を行うものとする。

### 2 広報車による周知

町は、広報車により住民に被害情報を周知するものとする。

## 第5 避難対策

大地震が発生した場合における避難対策は、第3章第7節の避難・行動計画に定めるところにより震災時における住民の避難が円滑適切に行われるよう努めるものとする。

### 1 避難情報発令

大地震が発生した場合、避難の時期を失しないよう速やかに避難情報を発令するものとする。

### 2 避難指示の伝達

防災行政無線、こうさ情報たしかメール、町ホームページ等を使用して迅速に地域住民に対し周知を図るものとする。

### 3 避難者の収容

既存の収容施設が被害を受けたことにより、多数の被災者を既存の収容施設に収容できない場合、又は近くに安全な施設がない場合は、被害のない施設の開設や近隣市町村との調整を行うものとする。

## 第6 消火対策

大地震における消火対策は、第3章第11節の消防計画に定めるところにより、大地震における消火活動に万全を期すものとする。なお、必要に応じ自衛隊の災害派遣及び緊急消防援助隊の出動を要請し、消防力の結集を図るものとする。

## 第7 救出対策

大地震における被災者の救出は、第3章第10節の救出計画に定めるところによるものとし、

特に次の措置を講じて被災者の救出に努めるものとする。

1 住民等による救出

住民は、積極的に消防団員及び消防職員並びに警察官に協力し、被災者の救出に努めるものとする。

2 消防団員、消防職員及び警察官による救出

消防団員、消防職員及び警察官は、相互に連絡協力し被災者の救出に努めるものとする。

3 町職員による救出

町長は必要に応じ職員による救出班を編成し、救出活動にあたらせるものとする。

4 自衛隊の災害派遣要請

町は、必要と認めたときは、自衛隊の派遣を県に要請し、被災者の救出に万全を期するものとする。

5 緊急消防援助隊の出動要請

町は、必要と認めたときは県又は消防庁に緊急消防援助隊を要請し、被災者の救出に万全を期するものとする。

## 第9節 洪水緊急防御計画

洪水による水災の防御計画は、「甲佐町水防計画」の定めるところによる。

## 第10節 救出計画

### 第1 実施責任者

町長は災害のため、生命、身体が危険な状態にある者、又は生死不明の状態にある者に対する搜索又は救出若しくは保護を行う必要があると認めるときは、消防機関に対し当該搜索等を行うよう命令し、又は警察署長に対し当該搜索等を行うよう要請、連絡するものとする。

### 第2 救出等の方法

救出等の活動は、消防機関が主体となり救護班を編成し、救出に必要な車輛、舟艇その他資機材を準備してそれぞれの状況に応じた救出方法により実施するものとする。

### 第3 関係機関等への要請

町長は救出活動等を行うに際して必要があるときは、県、警察及び自衛隊その他関係機関等に対し、必要資機材等の借用等の要請をするものとする。

### 第4 危険区域の監視

町長は、災害が発生した場合において危険区域を設けたときは、消防機関に対し、区域内の監視を命じ万全を期するものとする。

### 第5 救出に必要な機械、器具等の状況

救出活動に必要な機械、器具等の整備状況及び調達先は、別冊資料編P28のとおりである。

## 第 11 節 消防計画

災害時における町民の生命、身体及び財産を保護するとともに、被害の拡大を防止し、もって安定秩序の保持と社会公共における福祉の増進を図るものとする。

### 第 1 実施機関

町長は、町域における火災の防御、鎮静を果たすべき責任を有し、消防の管理を行うものとする。

### 第 2 消防活動計画

町は、消防施設及び消防団員を活用して、住民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水災及び地震等の災害を防除し、これらの災害による被害を軽減することをもって活動目的とする。

### 第 3 本町の消防団の組織及び消防施設整備状況

別冊資料編 P 33～34 参照

### 第 4 相互応援協定

町長は、熊本県消防相互応援協定（平成 27 年 4 月 1 日施行）の円滑な実施を図るため、隣接市町村との連携を図り、消防出動体制の確立を図るものとする。

## 第 12 節 災害救助法等の適用計画

### 第 1 災害救助法の目的

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、国が地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力のもとに、応急的に必要な援助を行い、災害により被害を受け、又は被害を受けるおそれのある者の保護と社会の秩序の保全を図ることを目的とする。

### 第 2 救助の実施体制

#### 1 救助の実施機関

災害救助法に基づく救助の実施は、国から全面的な委任を受けた県知事が実施するが、必要に応じて、救助の実施に関する事務の一部を市町村長へ委任できる（災害救助法第 13 条第 1 項）

県知事：国から全面的な委任を受け、国の機関として実施する（法定受託事務）。

町 長：災害救助法第 23 条第 1 項に規定された救助の種類について実施

#### 2 協力機関 日本赤十字社

#### 3 救助の応援 自衛隊の派遣要請

### 第3 適用基準

#### 1 災害の認定

- ア 災害救助法施行令（以下「政令」という。）第1条第1項第1号及び第2号による災害
- イ 政令の適用は市町村単位とする。
- ウ 災害は同一原因によるものを単位とする。ただし、同時又は相接近して異なる原因による災害が発生した場合に必要なと認めるときは、これらの災害を一つの災害とみなす。

#### 【本町の場合の適用基準】

- 第1号・・・5,000人以上15,000人未満 ＝ 住家滅失世帯40世帯以上
  - 第2号・・・住家が滅失した世帯 県：1,500世帯 本町：20世帯以上
  - 住家の滅失した世帯を標準とし、半壊、半焼世帯について滅失世帯の2分の1、床上浸水については滅失世帯の3分の1とみなし換算する。
- #### 2 政令第1条第1項第3号及び第4号による災害
- ア 救助の実施を必要とする場合、県が厚生労働大臣と協議する。
  - イ 政令の適用は市町村ごとに指定して行う。

### 第4 救助の種類及び実施方法及び期間

災害救助法第4条に基づき（避難所の設置等）次の種類の救助を行う。また、その対象者及び方法については次表に示す。

- 1 収容施設（応急仮設住宅を含む）の供与
- 2 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- 3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- 4 医療及び助産
- 5 被災者の救出
- 6 被災住宅の応急修理
- 7 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
- 8 学用品の給与
- 9 埋葬
- 10 死体の搜索及び処理
- 11 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい障害を及ぼしているものの除去

| 救助の種類       |           | 実施責任者 | 救助の対象者                                                                                          | 救助の方法                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 救助の期間                                                                                          |
|-------------|-----------|-------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 収容施設<br>の供与 | 避難所の設置    | 町 長   | 避難所に収容するものは、災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者                                                           | <p>(1) 避難所は、学校、公民館等の既存建物の利用を原則とするが、これら適当な建物がない場合、又はこれらで充足できない場合は野外に仮小屋、又は天幕を設営し、又はその他の適切な方法により実施する。</p> <p>(2) 高齢者、障がい者等であつて避難所での生活において特別な配慮を必要とするものを収容する場合には福祉避難所を設置できる。</p> <p>(3) 避難所を設置したときは、被災者に周知徹底し収容保護するものとする。</p> <p>(4) 避難所を設置したときは、直ちに知事に次の事項を報告しなければならない。</p> <p>① 避難所開設の日時及び場所</p> <p>② 箇所数及び収容人員</p> <p>③ 開設予定期間</p> | 災害発生の日から最大限 7 日以内<br>(ただし期間の延長が必要な場合は、知事を通じて内閣総理大臣と協議の上延長可)                                    |
|             | 応急仮設住宅の設置 | 町 長   | <p>(1) 住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であつて、自らの資力では住宅を得ることができない者</p> <p>(2) 入居の単位は、り災者 1 世帯 1 戸とする。</p> | <p>(1) 設置場所は、県又は市町村の公有地を選定するものとする。ただし、これにより難い場合は、民有地を利用することが可能である。</p> <p>(2) 応急仮設住宅の規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定する。</p> <p>(3) 法による建設型応急住宅は、その設置後は補助事業により取得した都道府県の財産となり、都道府県によって維持・管理される。</p> <p>(4) 建設型仮設住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね 50 戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置でき、50 戸未満の場合でも戸数に応じた小規模な施設を設置できる。</p>                | 災害発生の日から 20 日以内<br>着工<br>供与期間は当該工事が完了した日から原則 2 か年以内。<br>(ただし期間の延長が必要な場合は、知事を通じて内閣総理大臣と協議の上延長可) |

| 救助の種類             | 実施責任者 | 救助の対象者                                                                                                                                                               | 救助の方法                                                                                                               | 救助の期間                                                             |
|-------------------|-------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------|
| 被災した住宅の応急修理       | 町 長   | 災害のため住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者（「半壊」及び「準半壊」）又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者<br>※全壊等であっても、修理すれば居住することが可能なら、内閣総理大臣と協議の上、応急修理の対象とすることが可能 | (1) 災害が発生したときには、必要に応じて建設事業者団体等の協力を得て、速やかに法による住宅の応急修理が必要な住宅の応急修理を実施する<br>(2) 居室、炊事場、便所等、日常生活に欠くことのできない最少限の応急的修理とすること | 工事完了期間<br>災害発生の日から1か月以内<br>(ただし期間の延長が必要な場合は、知事を通じて内閣総理大臣と協議の上延長可) |
| 炊き出し、その他のによる食品の給与 | 町 長   | 避難所に収容された者、又は住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者                                                                                                                            | (1) 備蓄物資を利用するほか、必要に応じて関係事業者団体等の協力を得て、現に炊事のできない者に対して速やかに法による炊き出しその他による食品の供与を行う。<br>(2) 被災者が直ちに食することができる現物によるものとする。   | 災害発生の日から7日以内<br>(ただし期間の延長が必要な場合は、知事を通じて内閣総理大臣と協議の上延長可)            |
| 飲料水の供給            | 町 長   | 災害のため、現に飲料水を得ることができない者に限ること（飲料水及び炊事のための水であること）                                                                                                                       | 水の購入、給水器、浄水器等による飲料水の供給及び飲料水中に直接投入する薬品の交付等により行うものとする。                                                                | 災害発生の日から7日以内。（ただし期間の延長が必要な場合は、知事を通じて内閣総理大臣と協議の上延長可）               |

| 救助の種類                | 実施責任者 | 救助の対象者                                                                                                                                                                                                                              | 救助の方法                                                                                                                                                                                                                     | 救助の期間                                               |
|----------------------|-------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------|
| 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与 | 町 長   | <p>(1) 災害により住家に被害（全壊、全焼、流失、半壊、半焼及び床上浸水（土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったものも含む））を受け生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失又は損傷等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者</p> <p>(2) 被服、寝具、その他生活上必要な最小限度の家財を喪失した者</p> <p>(3) 被服、寝具、その他生活必需品がないため、日常生活を営むことが困難な者</p> | <p>(1) 備蓄物資を利用するほか、必要に応じて関係事業者団体等の協力を得て、速やかに被災者に対して必要な被服、寝具その他生活必需品を配布する。</p> <p>(2) 被災者の実情に応じ次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行う。</p> <p>ア 被服、寝具及び身廻品</p> <p>イ 日用品</p> <p>ウ 炊事用具及び食器</p> <p>エ 光熱材料</p>                               | 災害発生の日から10日以内（ただし期間の延長が必要な場合は、知事を通じて内閣総理大臣と協議の上延長可） |
| 医 療                  | 町 長   | 医療を必要とする状態にもかかわらず、災害のため医療の途を失った者（応急的処置）                                                                                                                                                                                             | <p>(1) 原則として救護班（医師会、日赤、保健所等と連携）によって行うものとする。ただし、窮迫した事情があり、やむを得ない場合は、病院又は診療所において医療を行うことができる。</p> <p>(2) 法による医療は、次の範囲内において行う。</p> <p>ア 診療</p> <p>イ 薬剤又は治療材料の支給</p> <p>ウ 処置、手術その他の治療及び施術</p> <p>エ 病院又は診療所への収容</p> <p>オ 看護</p> | 災害発生の日から14日以内（ただし期間の延長が必要な場合は、知事を通じて内閣総理大臣と協議の上延長可） |
| 助 産                  | 町 長   | 災害発生の日の以前又は以後の7日以内に分べんした者であつて、災害のため助産の途を失った者                                                                                                                                                                                        | <p>(1) 次の範囲内において行うこと。</p> <p>ア 分べんの介助</p> <p>イ 分べん前及び分べん後の処置</p> <p>ウ 脱脂綿、ガーゼ、その他の衛生材料の支給</p> <p>(2) 救護班又は助産師により実施する。</p>                                                                                                 | 分娩した日から7日以内（ただし期間の延長が必要な場合は、知事を通じて内閣総理大臣と協議の上延長可）   |

| 救助の種類  | 実施責任者 | 救助の対象者                               | 救助の方法                                                                                                                                                                                                                                        | 救助の期間                                                                               |
|--------|-------|--------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|
| 被災者の救出 | 町 長   | 災害のため、現に生命身体が危険な状態にある者、又は生死不明の状態にある者 | 生命の保全を第一義とし、災害の状況に応じて最も的確かつ迅速に実施できる方法とする。                                                                                                                                                                                                    | 災害発生の日から3日以内<br><br>(ただし生存が明らかであるにも関わらず救出できないときは、知事を通じて内閣総理大臣と協議の上延長可)              |
| 死体の搜索  | 町 長   | 行方不明の状態にある者で周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者 | 警察、消防機関及びその他の機関等の協力を得て行う。                                                                                                                                                                                                                    | 災害発生の日から10日以内(ただし、厚生労働大臣の承認により期間延長あり)<br><br>(ただし期間の延長が必要な場合は、知事を通じて内閣総理大臣と協議の上延長可) |
| 埋 葬    | 町 長   | 災害発生直後の混乱期に死体が発見され、埋葬を行うことが極めて困難な遺族等 | <p>(1) 災害が発生した場合は、直ちに地元火葬場の処理能力を把握し、法による埋葬が必要な遺体について速やかに埋葬する。</p> <p>(2) 災害のため遺族等が埋葬を行うことが極めて困難な場合等に応急的な埋葬を実施する(原則遺族等の関係者に遺体を引き渡す。)</p> <p>(3) 救助の実施機関が現物支給することを原則とする。</p> <p>ア 棺(付属品を含む。)</p> <p>イ 埋葬又は火葬(賃金職員等雇上費を含む。)</p> <p>ウ 骨壺及び骨箱</p> | 災害発生の日から10日以内(ただし期間の延長が必要な場合は、知事を通じて内閣総理大臣と協議の上延長可)                                 |

| 救助の種類  | 実施責任者 | 救助の対象者                                                                                                                     | 救助の方法                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 救助の期間                                                                                    |
|--------|-------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------|
| 死体の処理  | 町 長   | <p>(1) 災害の際死亡した者について、死体に関する処理を行う場合</p> <p>(2) 災害の際死亡した者について、その遺族等が混乱期のため死体の識別等のため洗浄、縫合、消毒の措置、死体の一時保存あるいは検案を行うことができない場合</p> | <p>(1) 災害が発生したときには、速やかに遺体を一時的に収容するための遺体の収容場所、遺体搬送のための車両等、遺体保存のためのドライアイス等を確保するとともに、遺体の検案について警察との連携を密にし、検案担当医師を遺体安置所に集中的に配置するなど検案体制の整備を図り、効率的に検案すること</p> <p>(2) 次の範囲内において行うこと</p> <p>ア 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置</p> <p>イ 死体の一時保存</p> <p>ウ 検案（原則救護班が実施）</p> <p>(3) 死亡の原因が犯罪等によるとの疑いがある変死体については、刑事訴訟法及び検視規則等他の法令規定に基づいて実施すること</p> | 災害発生の日から 10 日以内（ただし期間の延長が必要な場合は、知事を通じて内閣総理大臣と協議の上延長可）                                    |
| 学用品の給与 | 町 長   | <p>住家の全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失若しくは損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある者</p> <p>・就学上支障のある小学校児童</p> <p>・中学校生徒及び高等学校等生徒等</p>    | <p>(1) 災害が発生した場合は、教育委員会、学校等の協力を得て、速やかに被災状況を確認し、被災児童に対して必要な学用品の給与を行う。</p> <p>(2) 被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行う。</p> <p>【学用品の品目】</p> <p>○ 教科書及び教材</p> <p>○ 文房具</p> <p>○ 通学用品</p>                                                                                                                                    | 教科書（教材を含む）については災害発生の日から 1 か月以内、文房具通学用品については 15 日以内（ただし期間の延長が必要な場合は、知事を通じて内閣総理大臣と協議の上延長可） |
| 障害物の除去 | 町 長   | 災害によって、住家の一部又は全部に障害物が運びこまれ一時的に居住できない状態にあり、自らの資力では当該障害物を除去し、当面の日常生活に最低限必要な場所を確保できない者                                        | <p>(1) 半焼（壊）又は床上浸水の住家</p> <p>(2) 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去が必要な住宅に対して、必要に応じて関係事業者団体等の協力を得て、速やかにこれらの除去を行う。</p>                                                                                                                                                                                 | 災害発生の日から 10 日以内（ただし期間の延長が必要な場合は、知事を通じて内閣総理大臣と協議の上延長可）                                    |

| 救助の種類         | 実施責任者         | 救助の対象者                                                                                                                                                                                                                                        | 救助の方法                                                                    | 救助の期間                                                                        |
|---------------|---------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------|
| 輸送費及び賃金職員等雇上費 | 上記の救助種目の実施責任者 | <p>応急救助を実施するために必要な輸送は、次に掲げるもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 被災者の避難のための輸送</li> <li>○ 医療及び助産のための輸送</li> <li>○ 被災者の救出のための輸送</li> <li>○ 飲料水の供給のための輸送</li> <li>○ 死体の捜索のための輸送</li> <li>○ 死体の処理のための輸送</li> <li>○ 救済用物資の輸送</li> </ul> | <p>(1) 輸送業者との契約によるもの</p> <p>(2) 輸送業者以外のもの</p> <p>(3) 官公署及び公共的団体によるもの</p> | <p>救助種目ごとの実施期間以内</p> <p>(特別な事情にあり、それぞれの救助が行われている期間を超える場合には、内閣府と連絡調整を図る。)</p> |

## 第13節 食糧(料)供給計画

被災者及び災害応急現地従事者等に供給する食糧(料)の確保と炊き出しその他食品の給与は、次の要領により実施するが、町民は最低3日(推奨1週間)分の水・食糧(料)を備蓄し災害に備えるよう努めるものとする。

### 第1 実施機関

被災者及び災害応急従事者等に対する食糧(料)の供給は、町が実施するものとする。なお、町のみでの実施が不可能な場合は、近隣市町村、県及び国その他関係機関に応援を要請するものとする。

### 第2 食糧(料)の調達

#### 1 調達方法

##### (1) 米穀

米穀の調達は、農林対策班において、「熊本県市町村災害時相互応援に関する協定」に基づく協定締結先から県担当課を通じて提供を要請する。

##### (2) 副食及び調味料

副食、調味料は、原則、町内等から調達するが、当該店舗が被災等した場合は前記(1)同様とする。

※ 副食、調味料の調達先については別冊資料編P29参照

#### 2 特別措置(災害救助法が適用された場合)

- (1) 町長は、交通、通信の途絶により災害救助用米穀引き取りに関する知事の指示を受けることができず、早急に米穀の引き渡しを受ける必要がある場合は、農林水産省政策統括官に引き渡し要請を行うことができる。
- (2) 町長は、前記(1)の措置をとった場合には、速やかに知事に対して当該米穀の引き取りに係る事項を報告しなければならない。

### 第3 食糧(料)の輸送

- 1 食糧(料)集積地については、原則甲佐町生涯学習センターとするが、被災等により使用でき

ない場合は、適当な場所を選定する。

- 2 調達した食糧(料)の集積地までの輸送及び町内の移動については町が行う。
- 3 輸送方法は、町車両及び消防団車両等を運用した陸上輸送をはじめ、陸路が寸断されている場合は、自衛隊等関係機関とヘリコプターの使用も考慮し調整を図る。

#### 第4 食糧(料)の供給

災害時における食糧(料)の応急供給は町長が行うが、災害救助法が適用されたときは、知事の委任に基づきこれを行う。

##### 1 供給の対象

食糧(料)の供給は、次の場合に実施する。

- (1) 被災者：被災者に対し、炊き出しによる配給を行う必要がある場合
- (2) 応急供給受給者：災害により供給機関が通常の供給を行うことができないため、その機関を通じないで供給を行う必要がある場合
- (3) 災害救助従事者：災害地における救助作業、急迫した災害の防止及び緊急復旧作業に従事する者に対して給食を行う必要がある場合

##### 2 供給食糧(料)

原則として米穀とするが、実情によって乾パン及び即席めん類、食パン等のほか、必要に応じて副食や調味料についても供給するよう配慮する。

#### 第5 炊き出し計画

住家の被害によって、自宅で炊事することができない事態となった者、又は避難所に收容された者及び災害応急対策要員等に対して一時的に食生活を確保するため、炊き出しを実施する。

##### 1 炊き出し実施者

町長は、炊き出しの必要を認めたときは、町商工会女性部や町民に協力を求め実施する。

##### 2 炊き出しの方法

- (1) 炊き出しを行う場所は、可能な限り学校給食センター等の施設を利用し、被災等して使用できないときは、飲食店や避難所に近い適当な場所を選定する。

※ 炊き出し施設及び機材等については別冊資料編P29 参照

- (2) 炊き出し及び食糧(料)の配給を実施する場合には責任者を指定し、複数箇所において炊き出しを行う際は、各現場に実施責任者を配置する。
- (3) 炊き出しは、保健福祉対策班が町商工会女性部等の協力を得て行うものとする。また、同班において、炊き出しにかかる経緯等を記録する。

※ 炊き出しにおける協力団体については別冊資料編P29 参照

- (4) 既存の器材が不足し、又は使用できないときは飲食店や個人から借上げ調達する。

##### 3 炊き出し費用及び期間

炊き出しその他による食糧(料)の供給を実施するため支出できる費用及び実施期間については、災害救助法適用場合は熊本県災害救助法施行細則に準ずる。

##### 4 その他

- (1) 炊き出しにあたっては、常に食糧(料)の衛生に留意する。
- (2) 炊き出しその他食糧(料)の供給は、事前に総務対策班により広報を行って周知を図り、各責任者において、混雑に紛れた配分漏れや重複支給がないよう注意する。特に炊き出し現

場に赴けない高齢者等に対する配分漏れがないよう十分注意する。

- (3) 避難所における食糧配分については、植物アレルギーを有する者に配慮すること。

## 第14節 衣料・生活必需品等の物資受援及び供給計画

災害によって住家に被害を受け、日常生活に欠くことのできない衣料品及び生活必需品を喪失又はき損し、しかも災害時の混乱のため、これらの物資等を直ちに入手することが困難な被災者に対して、これらの物資等を給与又は貸与することによって、災害時における被災住民の安定を図るものとする。

また、町は平時から訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運転手段の確認及び整備を行うとともに、災害協定を締結した民間企業等の発災時の連絡先、要請手段等の確認を行うよう努めるものとする。

### 第1 実施責任者

- 1 被災者に対する被服、寝具その他生活必需品の給与、又は貸与は町長が実施するものとする。
- 2 町だけで処理できないときは、隣接市町村、県、国その他の関係機関の応援を求めて実施するものとする。

### 第2 給与又は貸与の対象者

災害により住家が全壊（焼）、流失、埋没、半壊（焼）及び床上浸水した場合、生活上必要な家財等が喪失又はき損し、日常生活を営むことが困難な者に対して行うものとする。

### 第3 給与又は貸与の方法

- 1 物資の購入及び配分計画の樹立

総務対策班は世帯構成員別被害状況を把握し救助物資の購入及び配分計画を樹立し、これにより購入し給与又は貸与するものとする。

- 2 物資の調達

物資の調達については、総務対策班において行うが、町内で調達困難な場合は隣接市町村、県又は関係機関に依頼し調達するものとする。また、小口・混載の物資は原則受け入れないなど救援物資の受け入れに係る取扱いを決定し、ホームページ等により情報発信を行うものとする。

- 3 救援物資の集積場所

調達した物資又は県からの救援物資の集積場所は原則甲佐町生涯学習センターとするが、被災状況等により使用できない場合は、適当な場所を選定する。なお、集積した物資は即時整理するものとする。

- 4 物資の給与又は貸与

物資の給与又は貸与は総務対策班が行政区毎に物資支給責任者（行政区長）を定め、配布場所は避難所を基本に、行政区や自主防災組織、消防団等と連携し迅速かつ的確に実施するものとする。

#### 第4 給与又は貸与の費用及び期間

費用及び期間は熊本県災害救助法施行細則に準ずるものとする。

#### 第5 義援金の保管及び配分

甲佐町に寄せられた被災者に対する義援金は保健福祉対策班で受付、記録した後、出納対策班が保管する。なお、配分方法は被災の実態に応じ行うものとする。

#### 第6 配分委員会の設置

甲佐町に寄せられた被災者に対する義援金を公平かつ効果的に配分するため、甲佐町災害義援金配分委員会設置要綱により配分委員会を設置する。

### 第15節 給水計画

災害時に飲料水が汚染され、現に飲料に適する水を得ることができない場合に応急的に飲料水を確保、給水するための計画は次に定めるところによる。

#### 第1 実施責任者

飲料水供給の実施は災害救助法、感染症予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等により町長が実施するものとする。町限りで処理不能の場合は隣接市町村、県、国その他関係機関の応援を求めて飲料水の供給を実施するものとする。

## 第2 給水の方法

### 1 給水実施担当者及び協力者

給水を迅速的確に行うため各行政区域毎に給水実施担当者と協力者をあらかじめ定めておくものとする。

| 地区名               | 給水実施担当者      | 消防機関等の協力団体       |       | 協力団体の連絡先 |
|-------------------|--------------|------------------|-------|----------|
| 寒 野<br>豊 内<br>岩 下 | 各行政区<br>行政区長 | 第<br>1<br>分<br>団 | 第 1 部 | 第1部 部長   |
|                   |              |                  | 第 2 部 | 第2部 部長   |
|                   |              |                  | 第 3 部 | 第3部 部長   |
| 仁 田 子             |              |                  | 第 4 部 | 第4部 部長   |
| 緑 町               |              |                  | 第 5 部 | 第5部 部長   |
| 甲佐地区              |              |                  | 第 6 部 | 第6部 部長   |
|                   |              |                  | 第 7 部 | 第7部 部長   |
| 宮内地区              |              |                  | 第 8 部 | 第8部 部長   |
| 上 早 川             |              | 第<br>2<br>分<br>団 | 第 1 部 | 第1部 部長   |
| 中 横 田             |              |                  | 第 2 部 | 第2部 部長   |
| 下 横 田             |              |                  | 第 3 部 | 第3部 部長   |
| 浅 井               |              |                  | 第 4 部 | 第4部 部長   |
| 早 川               |              | 第<br>3<br>分<br>団 | 第 1 部 | 第1部 部長   |
| 糸 田               |              |                  | 第 2 部 | 第2部 部長   |
| 北 早 川             |              |                  | 第 3 部 | 第3部 部長   |
| 白旗地区              |              |                  | 第 4 部 | 第4部 部長   |
| 芝 原               |              |                  | 第 5 部 | 第5部 部長   |
| 吉 田               |              |                  | 第 6 部 | 第6部 部長   |
| 津 志 田             |              | 第<br>4<br>分<br>団 | 第 1 部 | 第1部 部長   |
| 麻 生 原             |              |                  | 第 2 部 | 第2部 部長   |
| 船 津               |              |                  | 第 3 部 | 第3部 部長   |
| 世 持               |              |                  | 第 4 部 | 第4部 部長   |
| 南 三 箇             |              |                  | 第 5 部 | 第5部 部長   |
|                   |              |                  | 第 6 部 | 第6部 部長   |
| 中 山               |              |                  | 第 7 部 | 第7部 部長   |
| 田 口               |              |                  | 第 8 部 | 第8部 部長   |
| 府領(北原)            |              |                  | 第 9 部 | 第9部 部長   |
| 田 原               |              |                  |       |          |

### 2 飲料水の供給

飲料水が汚染したと認められるときは、保健所等の水質検査を受け、ろ水器により浄化し、1人1日当たり最少2リットルを基準とするが必要に応じ増減する。

### 3 供給場所

飲料水の供給場所は、水道管理センター、避難所等のほか災害発生状況に応じる。

#### 4 供給の方法

供給の方法は、被災の状況に応じ適宜な方法により行うものとする。

##### (1) 井戸等の選定

水道施設が不能となった場合、供給人員の飲料を必要とする範囲等を考慮のうえ、汚染の少ないと思われる井戸を選定して水源地とし、ろ水器により、ろ過した後浄水剤による消毒を行う。

##### (2) 搬送用容器

ろ過消毒した水は適当な「ポリタンク」「ポリエチレン袋」等の搬送用容器に入れ自動車等により搬送し給水するものとする。

##### (3) 給水車等による搬送給水

被災者において水源を確保することが困難な状態のときは、被害地に近い水源地から給水車又は容器により搬送給水する。

##### (4) 時間等の周知

給水場所、方法、時間等については、町ホームページ及び防災行政無線等で住民に周知を図る。

### 第3 県への申請

応急給水ができない場合、又は飲料水に関する支援が必要な場合は県に申請する。

### 第4 給水の費用及び期間

災害救助法適用の場合、費用及び期間は、熊本県災害救助法施行細則に準ずるものとする。

## 第16節 応急仮設住宅及び住宅の応急修理計画

本節は、災害のため住家が滅失した被災者に対し住宅を貸与し、又は被害を受けた住家に対し居住のため必要な最小限度の部分を応急的に補修して被災者の居住の安定を図るための計画である。ただし、災害発生直後における住居対策については、第3章第7節「避難・防災行動計画」に定める「避難所の開設」によるものとする。

### 第1 実施責任者

被災者に対する応急仮設住宅の建設、供与及び住宅の応急修理は、災害救助法が適用されたときは、知事からの権限の委任を受けた町長が行う。

町のみで実施不可能な場合は、県、国その他関係機関と調整を図るものとする。

### 第2 応急仮設住宅の供与

#### 1 建設型仮設住宅

##### (1) 建設型仮設住宅の建設

町は、大規模災害等の発生により、被災者が出た場合は、建設型仮設住宅を建設する。なお、建設型仮設住宅の建設は、民間住宅建設関係団体の協力を得て実施する。

建設型仮設住宅の建設にあたっては、必要に応じて当該住宅入居者のコミュニティ形成のための集会施設等の整備について検討を行うものとする。

## (2) 建設型仮設住宅の運営管理

町は、建設型仮設住宅について、入居者の募集、選定から入居中の住宅の維持補修、問い合わせの対応、退去に至るまでの運営管理を行うものとする。

また、住宅入居中は、警察及びボランティア団体等と連携した防犯活動による犯罪の防止、弱者目線による環境運営に配慮するものとする。

## 2 借上型仮設住宅

町は、大規模災害等が発生した場合は、県が不動産関係団体と締結する「災害時における民間賃貸住宅の提供に関する協定」に基づき、県との調整を図るものとする。

また、要配慮者等の避難生活における負担を軽減するため、県がホテル・旅館関係団体と締結する「災害時における宿泊施設等の提供に関する協定」に基づき、県と調整を図るものとする。

## 3 入居基準

- (1) 住宅が全失(全焼、全壊又は流出)した世帯
- (2) 自己の資力で住宅を確保することができない世帯

## 4 建設期間

応急仮設住宅は、災害発生日から 20 日以内に着工し、できる限り速やかに完成させるものとする。

## 5 建設資材及び用地の確保

- (1) 建設としての資材は、原則請負業者が確保するものとするが、災害時における混乱等により確保することができないときは、土木対策班において県と調整を図るものとする。
- (2) 町は、応急仮設住宅建設用地に関し、災害に対する安全性に配慮しつつ、町有地を基本にあらかじめ定めておくものとするが、遊休地となっている民有地も候補地として検討するものとする。また、発災直後は、このような候補地は災害廃棄物の仮置き場や自衛隊等救助機関の活動拠点として使われることがあるため、応急仮設住宅の建設に支障を来すことのないよう留意するものとする。

## 6 供与期間

建設型仮設住宅及び借上型仮設住宅ともに、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 85 条第 3 項又は第 4 項に規定する期限までとする。

# 第 3 住宅の応急修理

住宅の応急修理は建設関係業者の協力を得て行うものとする。

## 1 対象者

- (1) 住宅が半焼又は半壊し、当面の日常生活ができない者
- (2) 自己の資力で応急修理ができない者

## 2 修理基準

### (1) 修理の範囲

ア 世帯単位ではなく戸数単位で実施する。

イ 居室、炊事場、トイレ等日常生活に欠くことのできない部分に限る。

### (2) 費用

一戸あたりの応急修理基準、災害救助法の適用限度内

### (3) 修理期間

災害発生日から 1 か月以内

#### 第4 災害救助法に基づく措置

災害救助法が適用された場合においては、熊本県災害救助法施行細則の定めによる。

## 第17節 医療及び助産計画

災害のため被災地の住民が医療及び助産の途を失った場合は、応急的に医療及び助産を適切に行い、被災地住民の保護を図るものとする。

#### 第1 実施責任者

災害時における医療及び助産は町が行う。なお、災害救助法が適用された場合は、知事の補助執行機関としてこれを行う。

#### 第2 医療及び助産の対象者

医療を必要とする状態にあるにもかかわらず災害のために医療の途を失った者及び災害発生の日前後1週間以内の分娩者で災害のため助産の途を失った者とする。

#### 第3 医療及び助産の実施

##### 1 医療及び助産の協力機関

別冊資料編P30 参照

##### 2 医療品等の確保

医療及び助産の実施に必要な医薬品及び衛生材料の確保については、保健福祉対策班において行うものとする。

##### 3 医療機関等の応援

災害が甚大で町内の医療機関等限りで実施困難の場合、町長は、県、国及び関係機関に応援を要請し、これと協力して医療にあたるものとする。

##### 4 実施期間

(1) 医療を実施できる期間は、災害発生の日から14日以内とする。

(2) 助産を実施できる期間は、分娩した日から7日以内とする。

## 第18節 防疫・清掃・獣畜の処理計画

災害によって被害を受けた地域、又は当該住民に対し感染症予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）の定めるところにより、公衆衛生の立場から感染症予防上必要な諸対策を実施して感染症の発生予防及びまん延の防止を図るものとする。

#### 第1 防疫計画

##### 1 実施責任者

町長は知事の指示に従って、災害のための防疫上必要な措置を行うものとするが、町だけで実施困難な場合は、隣接市町村、県及び国その他関係機関に応援を要請し実施するものとする。

##### 2 防疫班の編成

被災地の防疫活動を迅速的確に実施するため衛生対策班が編成するものとする。

### 3 防疫の種別及び方法

#### (1) 検病調査及び健康診断

検病調査及び健康診断は県が実施責任として行うことになるので避難場所、滞水地域等悪条件の地域を県の診療班と協力して衛生対策班が検病、検水を行う。

#### (2) 臨時予防接種

災害地の伝染病発生を予防するため種類、対象、期間等を定め県と共同して予防接種を実施する。

#### (3) 知事の指示に基づいて衛生対策班の職員及び臨時に雇い上げた作業員の防疫班は、次の要領により消毒活動を実施する。

ア 浸水家屋、下水、その他不潔な場所の消毒を原則として1回以上実施する。

イ 避難所の便所その他不潔な場所の消毒を1回以上実施する。

ウ 井戸の消毒を実施する。

エ 状況によって、ねずみ族、昆虫等の駆除を地域及び期間を定めて実施する。

#### (4) 各世帯における家屋等の消毒

床上浸水地域に対しては、被害直後に各戸にクレゾール及びクロール石灰等の消毒剤を配布して、床、壁の拭浄、手洗設備の設置、便所の消毒について衛生上の指導を行う。

### 4 患者等に対する措置

#### (1) 隔離収容

災害地に伝染病患者が発生し、又は保菌者が発見されたときは、速やかに隔離収容の措置をとるものとする。伝染病院又は隔離病舎に収容することが困難な場合は、保健所長と協議し適当な場所に臨時の隔離施設を設けて収容するものとする。

#### (2) 自宅隔離

隔離施設へ収容措置をとることができない保菌者に対しては自宅隔離を行い、し尿の衛生的処理等について厳重に指導し、必要あるときは治療を行う。

### 5 避難所の防疫措置

#### (1) 衛生に関する協力機関

災対本部長は避難所を開設したときは、県の指導のもとに避難所における防疫の徹底を図るものとする。この場合衛生に関する協力組織をつくるよう指導し、その協力を得て防疫に万全を期するものとする。

#### (2) 衛生消毒剤の散布等

避難所及び被災地について、衣服の日光浴、クレゾール等による消毒、クレゾール石鹼液等の適当な場所への配置、手洗いの励行等について指導する。

#### (3) 給食従事者の健康診断

避難所への給食作業に従事する職員については、必ず健康診断を実施しておくものとする。

### 6 防疫用薬剤及び器具の確保

防疫用薬剤と器具については、別冊資料編 P31 参照

## 第2 清掃計画

災害時における廃棄物を衛生的に処理し、生活環境を清潔にすることにより、公衆衛生の万全を図るものとする。

### 1 実施責任者

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）に定めるもののほか、災害時における被災地の廃棄物処理業務は、町災害廃棄物処理計画により、町長が実施するものとする。被災の程度により町で処理不能な場合は、御船保健所又は県循環社会推進課に連絡し隣接市町村あるいは県の応援を求めて実施するものとする。担当は衛生対策班があたる。

### 2 廃棄物の仮置場候補地の選定等

災害廃棄物の処理を早期に完了するためには、迅速な仮置場の設置と適正な運営管理が必要となる。そのため、町はあらかじめ災害時に発生する損壊家屋や流出家屋のがれき等の災害廃棄物の仮置場候補地の選定・確保、動線やレイアウトの検討に努めるものとする。

また、仮置場候補地については、周辺環境や交通アクセス等に留意するとともに、浸水想定区域や河川敷、がけ地等の災害のおそれのある場所を避け、複数の候補地選定に努めるものとする。

### 3 清掃方法

#### (1) ごみの収集、処分の方法

##### ア 残廃の収集

食物の残廃物を優先的に収集するものとする。

##### イ ごみの処分

ごみの処分は、焼却施設による焼却のほか必要に応じて、埋め立て等の環境衛生上支障のない方法で行うものとする。

#### (2) し尿の収集、処分の方法

##### ア 汲み取りの制限

被災地域での処理能力が及ばない場合にはとりあえずの措置として便池内容の 2 割～3 割程度の汲み取りを全戸に実施し、各戸の便所の使用を可能にするよう配慮するものとする。

##### イ し尿の処分

し尿の処分は、し尿処理施設で処理することを原則とするが、必要に応じ適切な方法で処分するものとする。

## 第 3 獣畜の処理計画

へい獣（牛、馬、めん羊、山羊、豚がへい死したもの）の処理は、へい獣処理取扱場で行うほか次の方法で処理するものとする。

### 1 集中焼却

へい獣を移動し得るものは、適当な場所に集めて集中して、埋却、焼却等の方法で処理する。

### 2 個々の処理

移動し難いものについては、その場で他に影響を及ぼさないように個々に処理する。

※ ごみ処理施設及びし尿処理施設、ごみ収集車等、し尿収集車、防疫用薬剤等一覧については、別冊資料編 P 30～31 参照

## 第19節 行方不明者等の搜索及び遺体収容埋葬計画

災害により行方不明の状態にある者で周囲の状況により既に死亡していると推定される者（以下「行方不明者等」という。）や遺体を放置することは、人道上からも許されないことであり、混乱期における民心の安定を図るうえにも、関係機関・団体と緊密に連絡をとり、迅速に行方不明者の搜索及び遺体の埋葬活動を実施する。

### 第1 実施機関

行方不明者等の搜索や埋葬等は、町長が警察、消防機関及び医療機関等の協力を得て行うものとする。

### 第2 行方不明者等の搜索

#### 1 実施者及び方法

行方不明者等の搜索計画は、総務対策班が警察と協力して搜索班を編成し、消防機関及び地域住民の応援を得て、舟艇その他の機械機器を活用して実施するものとする。

#### 2 応援要請等

##### (1) 関係市町村等への要請

町だけでは行方不明者等の搜索が困難であり隣接市町村の応援を要する場合、又は行方不明者等が流失等により他市町村に漂着していると考えられる場合は、県及び隣接市町村並びに漂着が予想される市町村に対し、搜索依頼を要請する。

##### (2) 応援の提示事項

応援要請にあたっては、次の事項を明示して行うものとする。

ア 行方不明者等が埋没又は漂着していると思われる場所

イ 行方不明者等の数及び氏名、性別、年齢、容ぼう、特徴、着衣等

ウ 応援を要請する人数及び舟艇、機械機器等

### 第3 遺体の収容等

#### 1 実施者及び方法

遺体の収容等は総務対策班が収容班を編成し、必要に応じて警察官、消防団、町内の医師等に協力を求めて実施する。

#### 2 変死体の届出

変死体の届出があった際は、直ちに警察に通報するものとする。

#### 3 関係者への連絡

遺体の身元が判明している場合は、原則として遺族、親族に連絡のうえ遺体を引き渡すものとする。

#### 4 遺体の一時保存

遺体の身元識別に相当の時間を要するほか遺体多数の場合等は、遺体を特定の場所に安置しておく必要がある。よって、町は警察と連携し遺体安置所として長期間使用可能な施設（寺院、公共物等）に、検視等の場所及び遺体の安置所を開設し、遺体を安置するものとする。

### 第4 遺体の埋葬

災害により死亡したもので町長が必要と認めた場合に応急的に埋葬を行うものとする。埋葬

作業は総務対策班が行うこととし、実施にあたっては次の点に留意する。

- 身元不明の遺体については、警察その他の関係機関に連絡し、その調査にあたるとともに、火葬後に埋葬するものとする。
- 被災地以外に漂着した死体のうち、身元が判明しないものの埋葬は、行旅死亡人取扱とする。

## 第5 災害救助法に基づく行方不明者等の搜索、遺体の埋葬

災害救助法を適用した場合は、熊本県災害救助法施行細則に定めるところによる。また、埋葬等の費用、期間についても同細則に準じて行うものとする。

# 第20節 障害物等除去計画

災害時における応急措置実施の障害となっている工作物等及び山(がけ)崩れ、浸水等によって道路、河川、住居又はその周辺に運ばれた土石竹木等のため、住民の生命、身体、財産等に危害を及ぼし、又は日常生活に著しい支障をきたす障害物の除去について必要な措置を定める。

## 第1 実施責任者

- 1 応急措置実施のための障害物の除去は町長が行うものとする。なお、町だけで実施不可能な場合は、隣接市町村あるいは県、国及び関係機関の応援を求めて行うものとする。
- 2 道路、河川等にある障害物の除去は、その道路、河川等の管理者が行うものとする。
- 3 その他施設、敷地内の障害物の除去はその施設、敷地内の所有者又は管理者が行うものとする。

## 第2 障害物の除去の対象

災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等のため生活に支障をきたす障害物の除去を行う対象としては、次の事項に該当するものが考えられる。

- 1 当面の日常生活が営み得ない状態にあること
- 2 居間、炊事場、便所等の日常生活に欠くことのできない場所であること
- 3 自らの資力をもってしては障害物の除去ができない者
- 4 住宅の半壊又は床上浸水したもの
- 5 応急措置の支障となるもので緊急を要する場合であること
- 6 その他、生活圏に関係のない障害物で除去の対象となるものは、町道、農林道、河川、水路等に関するものが考えられるが、各管理者等と連携して作業を行う。

## 第3 障害物の除去の方法

### 1 実施機関

土木対策班が消防機関及び土木建設業者等の協力を得て速やかに行うものとする。

### 2 除去の方法

障害物の除去は、除去に必要な機械器具等の借上げにより賃金職員あるいは技術者等を動員して行うものとする。

ただし、日常生活に欠くことのできない場所の障害物の除去は、応急的なものであり、現状を回復することはできない。

#### 第4 障害物の保管等の場所

- 1 障害物の大小によるが、原則として再び人命財産に被害を与えない安全な場所を選定する。
- 2 道路交通の障害とならない場所を選定する。
- 3 盗難等の危険のない場所を選定する。
- 4 工作物等を保管したときは、保管を始めた日から14日間その工作物等を公示する。

#### 第5 障害物の売却及び処分方法

保管した工作物等が滅失し、又は破損するおそれがあるとき、又はその保管に不相当な費用又は手数を要するときは、その工作物等を売却し代金は保管するものとする。なお、売却の方法及び手続きは競争入札又は随意契約により行うものとする

#### 第6 災害廃棄物の一時保管場所

災害の状況に応じて、町有地を基本に事前に適切な場所を選定するものとする。

## 第21節 輸送計画

災害時において、被災者の避難、傷病者の収容又は隔離、災害応急対策要員の移送、災害応急対策資材、生活必需物資の輸送力を確保し応急措置の万全を期するものとする。

#### 第1 輸送の方法

輸送の方法は、災害の程度、輸送物資等の種類、数量、緊急度並びに現地の交通施設等の状況等を勘案して次のうち最も適切な方法で行うものとする。

- 車両による輸送
- 航空機による輸送
- 人力による輸送

#### 第2 車両による輸送

災害の種別、程度により道路交通が不能となる場合のほかは、車両により迅速確実に輸送を行う。

##### 1 人員、物資の優先輸送

###### (1) 人員の輸送

災害時において優先輸送される人員は、災対本部員、消防機関の職団員、公共施設の応急復旧作業員、災害応急措置を行う要員、救出された被災者等とする。

###### (2) 物資の輸送

物資の輸送については、災害の範囲、実態を勘案し、県及び関係機関と密接な連絡調整を行い、決定するものとするが、緊急物資として優先輸送するのは食糧及び飲料水、医薬品及び防疫物資、生活必需品、災害復旧用資材、車両用燃料等とする。

##### 2 車両等の確保

###### (1) 町有車両の確保

ア 担当班 : 車両等の掌握、配車については、総務対策班が担当するものとする。

イ 配車の要請: 各災害対策班は車両等を必要とするときは、総務対策班に配車の要請を行う。

ウ 車両の配車：総務対策班は要請があった場合は使用車両等を決定し要請者に通知する。

※ 町有車両については別冊資料編 P 32 参照

(2) 町有以外の車両等の確保

ア 車両の確保

各災害対策班は町有以外の車両等を確保する必要がある場合は、総務対策班に車両の確保を要請する。

イ 借用車両

総務対策班は、要請があった場合は直ちに他の公共団体に属する車両等、営業用の車両、自家用の車両等の確保を図るものとする。

ウ 車両等確保の協力要請

町長は、町内で車両等の確保が困難な場合又は輸送上他の市町村内で車両等を確保することが効率的な場合は、隣接の市町村、県及び国その他関係機関に協力要請するものとする。

### 第 3 航空機による輸送

1 航空機輸送の要請

地上輸送がすべて不可能な場合あるいはへき地等へ緊急に航空機による輸送の必要が生じた場合は、県を通じ要請を行うものとする。

2 ヘリコプター発着、又は物資投下の可能な地点の選定

町長は航空機輸送に備え、ヘリコプター発着又は物資投下が可能な地点の選定及び整備に努めるものとする。

※ ヘリコプター発着場所については別冊資料編 P 31 参照

### 第 4 人力による輸送

1 労務者による輸送

災害のため車両等による輸送が不可能な場合は、労務者による人力の輸送を行うものとする。なお、労務の確保は第 3 章第 23 節の労務供給計画によるものとする。

2 自衛隊の要請

労務者の確保が困難な場合で物資等の輸送が緊急を要する場合は、県に対し自衛隊の災害派遣の要請を行うものとする。なお、自衛隊の派遣要請は第 3 章第 25 節の自衛隊災害派遣要請計画によるものとする。

## 第 22 節 交通施設災害応急対策計画

災害時に交通施設を確保することは、特に重要であり道路、橋の被害状況及び危険箇所を直ちに把握し、速やかに応急措置を行えるよう定めておくものとする。

### 第 1 道路、橋の危険箇所の把握

1 町の管理する道路の措置

災害が発生し、又は発生するおそれがあると予想される場合は、町長は、町の管理する道路（町道、農道及び林道をいう。）の破損、決壊、橋梁の流失その他交通に支障を及ぼすおそれのある箇所を早急に調査し、迅速適切な措置をとるよう努めるものとする。

2 危険箇所の報告のための啓発指導

町内の自動車の運転者、住民等が道路の決壊、崩土、橋梁の流失等の災害を発見したときは、直ちに報告するよう指導啓発に努めるものとする。

## 第2 応急措置

### 1 町が管理する道路

町長は、町が管理する道路に災害が発生した場合は、直ちに応急措置を行うとともに迂回路等を調査し交通の確保に努めるものとする。

### 2 県が管理する道路

町長は、県が管理する道路について災害が発生したことを発見したときは、県上益城地域振興局土木部に報告し、速やかに応急措置を行うよう要請するものとする。

## 第3 交通規制

災害時に道路及び橋梁等の交通施設に被害が発生し、又は発生するおそれのある場合、若しくは交通の混乱を防止し、緊急輸送を確保するため必要がある場合は、交通規制を行って被害の軽減と迅速なる応急対策の実施を促進するものとする。

### 1 実施責任者

災害時の交通規制は、次の区分によって行うものとするが、道路管理者と警察は常に緊密な連絡を保ち、応急措置の万全を期するものとする。

| 区 分                               |                                                                                                                                                            |
|-----------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 道路管理者                             | (1)道路の破損、決壊その他の事由により交通が危険であると認められる場合<br>(2)道路に関する工事のため、やむを得ないと認める場合                                                                                        |
| 警 察<br>(公安委員会)<br>(警察署長)<br>(警察官) | (1)災害応急対策に従事する者、又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送を確保するため、必要があると認めるとき<br>(2)道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認めるとき<br>(3)道路の損壊、火災の防止その他の事情により道路において交通の危険が生じ又はそのおそれがある場合 |

### 2 交通規制の要領

#### (1) 道路管理者

道路管理者は、道路、橋梁等交通施設の巡回調査に努め、災害等により交通施設等の危険な状況が予想され、又は発見したとき若しくは通報等により承知したときは、速やかに必要な規制を実施するものとする。

#### (2) 警察

ア 災害により道路、橋梁等の交通施設の危険な状況が予想され、又は発見したとき、若しくは通報等により承知したときは、速やかに必要な交通規制を実施するものとする。

イ 災害が広域にわたる場合、又は幹線道路の破損、決壊等のため、交通上の支障が広域にわたる場合の交通規制は、災害の規模及び迂回路等との関係を総合的に判断して実施するものとする。

- ウ 各警察署において、交通規制等の措置をなした場合は、報道機関等を通じて一般の通行人及び住民等に周知徹底し、一般交通に支障のないよう万全を期するものとする。
- エ 交通規制を行う場合は、法令に定められた標識を設置し、又は設置不可能な場合及び設置のいとまがない場合は、警察官が現場で整理にあたるなど、交通に支障がないよう措置するものとする。

### 3 交通規制の実施

#### (1) 危険箇所の交通規制

道路の破損、決壊その他の状況により通行禁止、又は交通を制限する必要があると認めるときの交通規制の実施は、道路管理者又は警察が禁止又は制限の対象、区間、期間及び理由等を明瞭に記載した道路標識等を設置するとともに、必要な場合はう回道路の標識も明示し、一般の交通に支障のないよう措置するものとする。

なお、道路標識施設の設置基準は、次によるものとする。

#### ア 道路標識を設ける位置

- 通行止め・・・歩行者、車両及び路面電車等の通行を禁止する区間の前面における道路の中央
- 通行制限・・・通行を制限する前面における道路の中央又は左側の路端
- う回路標識・・・まわり道のある交差点の手前の左側の路端

#### イ 道路標識の構造

道路標識は堅固な構造とし、所定の位置に整然と設置して修理、塗装、清掃等の維持を行うほか、夜間において遠方から確認し得るよう照明又は反射装置を施すものとする。

ウ 道路標識の寸法及び色彩は、道路標識、区画線及び道路標示に関する法律（昭和 38 年総理府建設省令第 1 号）に定めるところによる。

#### (2) 異常気象時における道路通行規制

熊本県防災計画書資料編第 5 の 1 の「異常気象時における道路通行規制要領」を参照

## 第 23 節 労務供給計画

### 第 1 実施責任者

町が実施する災害応急対策に必要な労務者の雇用及び民間団体等の活用については、町長が行うものとする。

### 第 2 協力要請

#### 1 動員等の方法

災害応急対策の要員は次により確保するものとする。

- (1) 町役場退職者の雇用
- (2) 県・市町村支援職員の要請
- (3) 労務者の雇用
- (4) 民間団体の活用
- (5) 自衛隊の派遣要請

#### 2 動員の要請

災害が発生した場合において、各災害対策班が労務者等を必要とするときは、次の事項を示し総務対策班に要請するものとする。

- (1) 応援を必要とする理由
- (2) 作業の内容
- (3) 従事場所
- (4) 労務の種別
- (5) 就労予定期間（時間）
- (6) 所要人員
- (7) 集合時間場所
- (8) その他参考事項

### 第3 協力員の編成

#### 1 協力員の編成

協力員は次の者の協力を得て編成する。

- (1) 町役場退職者
- (2) 各地区社会福祉協議会
- (3) 行政区
- (4) 自主防災組織
- (5) 防災士

#### 2 協力員の活動内容

協力員の活動内容は次のとおりとし、作業の種別により適宜協力を求めるものとする。

- (1) 避難所・・・・・・・・避難所に収容された被災者の世話等
- (2) 炊き出し・・・・・・・・被災者のための炊き出し
- (3) 救援物資の支給・・・・救援物資の整理及び輸送並びに配分
- (4) 飲料水の供給・・・・被災者への飲料水の供給
- (5) 清掃及び防疫・・・・被災者の簡易医療、助産及び清掃等
- (6) 被害調査等・・・・地区内の被害状況の調査
- (7) その他災害応急措置の応援

#### 3 名簿の作成

役場退職者、行政区、防災士の協力者について、事前に名簿を作成し適切に管理して、災害発生に備えることとする。

### 第4 労務者の雇用

民間の活動要員及び協力員の人員が不足し、又は特殊作業のため労力が必要なときは、労務者を雇用するものとする。

#### 1 労務者の雇用の範囲

- (1) 被災者が避難するための労務
- (2) 医務助産の移送労務
- (3) 被災者救出を行なうための機械器具資材の操作を行なう労務
- (4) 飲料水を供給するための運搬操作、浄水用医薬品の配布等の労務
- (5) 救助物資を支給するための労務

- (6) 行方不明者の捜索及び遺体の処理をおこなうための労務

## 2 職業安定所長への要請

町だけで労務者が不足し、又は雇用ができないときは、次の事項を付し県を通じ職業安定所長へ要請し、確保を図る。

- (1) 労務者の雇用を要する目的又は作業種目
- (2) 労務者の所要人数
- (3) 雇用を要する期間
- (4) 労務者を雇用する理由
- (5) 労務者が従事する地域

## 第 24 節 文教対策計画

教育施設の被災又は児童、生徒の被災により、通常教育に支障をきたした場合は、文教施設の応急復旧を行うとともに、被災生徒に学用品を支給するなどの応急教育を実施するために計画を定めるものとする。

### 第 1 実施責任者

本町立の小学校及び中学校の応急復旧対策は、町長、教育長及び学校長等が行う。

### 第 2 応急教育対策

#### 1 休校措置

##### (1) 授業開始後の措置

各学校長は災害が発生し、又は発生が予想される気象条件となったときは、文教対策班（教育委員会）と協議し、必要に応じて休校等の適切な措置をとるものとする。なお、帰宅させる場合は、「第 3 章第 7 節の避難・防災行動計画」に基づき実施するものとする。

##### (2) 登校前の措置

休校措置を登校前に決定したときは、直ちにその旨を確実な方法で各児童、生徒及び保護者等に徹底させるものとする。

##### (3) 避難所の設定

学校長は、登下校中に災害が発生又は発生するおそれがある場合を想定し、通学路に避難場所等を設定したうえで生徒等に周知しておくものとする。

#### 2 学校施設の確保

##### (1) 校舎の一部が利用できない場合

特別教室、体育館等を利用し、なお不足する場合は、2 部授業等の方法をとる。

##### (2) 被災学校が一校で全部又は大部分が使用不能の場合

公民館等公共施設を利用するほか、隣接校の余剰教室を借用するなどの方法をとる。

##### (3) 特定の地区が全体的に被害を受けた場合

避難先の最寄りの学校又は被災をまぬがれた公共的施設を利用し、又は利用すべき施設がないときは、応急仮校舎を建設するなどの対策を講ずるものとする。

### 第 3 教科書及び学用品の調達、支給

#### 1 調達方法

(1) 教科書の調達

被災学校の学校別、学年別、教科書ごとにその数量を速やかに調査し、県に報告するとともに、指示に基づき供給を受けるものとする。

(2) 学用品の調達

学用品については、県より送付を受けたものを配布するほか、県の指示により調達するものとする。

2 支給対象者

住家が全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水の被害を受けた世帯の児童、生徒等で教科書、学用品を滅失し、又はき損した者に対して支給する。

3 給付品目

(1) 教科書及び教材

(2) 文房具

(3) 通学用品

4 教科書及び学用品の給与品目、費用、期間

教科書及び学用品の給与品目、費用及び期間については、災害救助法が適用された場合に準じて行うものとする。

#### 第4 学校給食対策

文教対策班は、応急給食の必要があると認めたときは、健康福祉対策班及び県並びに関係機関と協議のうえ、応急給食を実施するものとする。

## 第25節 自衛隊災害派遣要請計画

災害がかなりの規模にわたり、本町のみでは十分対処できない場合における自衛隊の災害派遣要請等について定めておくものとする。

### 第1 災害派遣要請基準

自衛隊の災害派遣について、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条で「都道府県知事その他政令で定める者（海上保安庁長官、管区海上保安本部長及び空港事務所長。）は、天災地変その他の災害に際して、人命又は財産の保護のため必要があると認める場合には、部隊等の派遣を防衛大臣又はその指定する者（方面総監、師団長等）に要請することができる。」と定めているが、派遣要請の基準はおおむね次の基準によるものとする。

- 1 人命救助のための応援を必要とするとき
- 2 災害が発生し、又は発生するおそれがあると予想されるとき緊急の措置を必要とするとき
- 3 大規模な災害が発生し、応急措置のため応援を必要とするとき
- 4 救助物資の輸送のため応援を必要とするとき
- 5 地上輸送がすべて不可能な場合において、ヘリコプターによる輸送の必要が生じたとき
- 6 応急措置のための医療、防疫、給水及び入浴等の応援を必要とするとき

### 第2 災害派遣要請の方法

1 派遣要請

町長が自衛隊の災害派遣を要請する場合は、次の事項を明示した文書をもって県知事（危機

管理防災課)に連絡するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話又はファックス等で要求し、後に文書をもって速やかに提出するものとする。

- (1) 災害の状況及び派遣を要請する理由
- (2) 派遣を必要とする期間
- (3) 派遣を希望する人員、機械、航空機等の概数
- (4) 派遣を希望する区域及び活動内容
- (5) その他参考事項

## 2 担当の災害対策班及び要請先

自衛隊の災害派遣要請は災対本部事務局が行い、県への連絡及び関係書類の提出は県上益城地域振興局を通じて行うものとする。

## 3 派遣要請後の変更手続き

派遣要請をした後において派遣期間、人員、地域等を変更しようとする場合の変更手続きは、前記1の例によるものとする。

# 第3 災害派遣部隊の受入れ

## 1 受入準備

県知事から災害派遣の通知を受けたときは次により措置する。

- (1) 宿泊所、車両、機材等の保管場所の準備
- (2) 派遣部隊との連絡責任者の決定
- (3) 作業の内容、所要人員、機材等の確保
- (4) その他作業計画の樹立

## 2 派遣部隊到着後の措置

派遣部隊が到着した場合は、派遣部隊を目的地に誘導するとともに次により措置する。

- (1) 派遣部隊の責任者と作業計画について協議し、調整のうえ必要な措置を講じる。
- (2) 県知事に対し、派遣部隊の到着日時、隊員数を報告する。

# 第4 災害派遣部隊の撤収

町長は災害派遣要請の目的を達成したとき、又はその必要がなくなったときは速やかに文書をもって知事に対し、その旨報告するものとする。ただし、文書による報告に日時を要するときは、口頭又は電話で要請し、その後文書を提出する。

# 第5 活動内容及び派遣能力

## 1 活動内容

自衛隊の災害派遣部隊は、主として人命及び財産の救援のために防災関係機関と緊密に連絡協力して、次に掲げる必要な活動を行うものとする。

- (1) 被害状況の把握
- (2) 避難の援助
- (3) 行方不明者等の搜索救助
- (4) 水防活動
- (5) 消防活動
- (6) 道路の啓開

- (7) 応急衣料、救護及び防疫
- (8) 人員、物資の緊急輸送
- (9) 炊飯及び給水
- (10) 物資の無償貸与又は譲与
- (11) 危険物の保安及び除去等

## 2 派遣能力

- (1) 災害派遣可能人員

北熊本に駐屯する部隊の隊員数は約 2,700 名である。

- (2) 災害派遣部隊の工事能力

ア 堤防工事・・・1 個中隊（約 100 名）で 1 日約 300m<sup>3</sup> の築堤能力がある。

イ 道路補修・・・1 個小隊（約 40 名）で 1 日約 300m<sup>3</sup> の補修能力がある。

※ 自衛隊派遣部隊の保有機材については、別冊資料編 P 32 参照

## 第 6 派遣部隊等への処置

自衛隊派遣部隊を受け入れる場合は、次の事項に留意するとともに、自衛隊の任務と権威を侵害することのないよう処置するものとする。

- 1 派遣部隊の宿泊施設、又は野営施設の便宜を与えること
- 2 自衛隊の任務を十分理解し、応急対策後の一般的復旧工事等については別途依頼すること
- 3 自衛隊の作業に対し、町当局及び地域住民は積極的に協力すること
- 4 災害地における作業に関しては、町当局は自衛隊指導官との間で十分協議して決めること

## 第 7 使用機材の準備

自衛隊派遣に際し使用する機材の準備については次のとおりとする。

- 1 災害救助又は復旧作業等に使用する機械器具類は、派遣部隊の携行する機械器具類を除き、町において準備することとする。
- 2 災害救助又は復旧作業後等に使用される材料及び消耗品類は、すべて町において準備するものとし、不足するものについては、派遣部隊が携行する材料及び消耗品類を使用するものとする。ただし、派遣部隊携行の材料及び消耗品類はすべて町に譲り渡すものではなく、災害の程度その他の事情に応じて、町においてできる限り返品又は弁償しなければならない。

## 第 8 ヘリコプター発着場の設置基準

人命の救出又は救援物資の空輸を円滑に実施するためのヘリコプター発着場設置基準はおおむね次のとおりとする。

- 1 地表面は平坦でよく整理されていること
- 2 回転翼の回転によって砂塵等が上がらないような場所を指定すること
- 3 発着場の所要地積
  - (1) OH-1 の場合（2 人乗） — 直径 35m（昼）、直径 45m（夜）
  - (2) UH-1J の場合（10 人乗） — 直径 50m（昼）、直径 75m（夜）
  - (3) UH-60 の場合（12 人乗） — 100m×100m（昼）、100m×100m（夜）
  - (4) CH-47J の場合（40 人乗） — 100m×100m（昼）、100m×100m（夜）
  - (5) (1)及び(2)のほか、ヘリコプターの進入区域 50m以内に高さ 5 m以上の障害物がないこと

※ ヘリコプター発着場予定地については、別冊資料編 P 31 参照

## 第 9 経費の負担区分等

- 1 派遣部隊が活動に要した経費のうち次のものは町の負担とする。
  - (1) 派遣部隊が連絡のため宿泊施設に設置した電話の施設費及び当該電話による通話料金等
  - (2) 派遣部隊が宿泊のために要した宿泊施設の電気料及び水道料金
  - (3) 宿泊施設の汚物の処理に要する経費
  - (4) 活動のため現地で調達した資材等の経費
- 2 その他必要な事項は、町長が県知事又は派遣命令権者と協議して定めるものとする。

# 第 26 節 緊急消防援助隊受援計画

災害がかなりの規模にわたり、本町の消防力等では十分対処できない場合における緊急消防援助隊の受援について定めておくものとする。

## 第 1 応援要請

町長は、町域において大規模災害が発生した場合、災害の状況及び本町の消防力を勘案し、県内外消防本部応援部隊の出動が必要と判断したときは、速やかに県知事に対して応援を要請するものとする。この場合、県知事と連絡がとれないときは、直接消防庁長官に対して要請するものとする。

### 1 応援要請基準

応援部隊の要請基準は次のとおりとする。

- (1) 町長が本町の消防力をもってしても災害に対処できないと判断したとき
- (2) その他町長が応援部隊の出動を必要と判断した場合

### 2 応援要請手続

応援部隊の要請手続については、緊急消防援助隊運用要綱(平成 16 年 3 月 26 日付消防震第 19 号)第 6 条(様式 1-1、様式 1-2)、第 7 条(様式 2-1、様式 2-2)、第 9 条(様式 3-1、様式 3-2、様式 3-3)及び第 21 条(様式 4)に規定する様式を準用し行うものとする。

### 3 連絡事項

町長が県知事に応援要請する場合、次に掲げる事項について連絡するものとする。

- (1) 災害発生の日時、場所
- (2) 災害の種別
- (3) 人的、物的の被害状況
- (4) 応援部隊の種別、隊数、機材等
- (5) 応援部隊の集結場所、当該地への応援可能ルート等
- (6) ヘリコプター離発着場所、利用可能な港湾施設の名称、位置等
- (7) その他必要な事項

## 第 2 受援体制

### 1 集結場所及び誘導要領

県内外の消防本部応援部隊の集結場所等については、次の事項を考慮して、別表第 1 (P 95 参照)のとおりとする。また、県内外の消防本部応援部隊の集結場所までの誘導については、高速

道路、主要国道出入口に上益城消防本部職員、町職員及び消防団員を配置して行うものとする。

- (1) 地理的条件が整い、幹線道路に近接した場所
- (2) 集結部隊が宿営し、集結スペースが確保できる場所
- (3) 町民の避難地と異なる場所
- (4) その他集結場所として適した場所

## 2 連絡体制

- (1) 県内外の消防本部応援部隊の要請及び情報連絡体制を円滑に行うため、総務省消防庁等関係機関の連絡窓口は、別表第2(P95 参照)のとおりとする。
- (2) 情報連絡の方法については、原則として有線電話、有線ファクシミリによるものとする。ただし、有線による連絡が不能な場合は防災行政無線等を活用し行うものとする。
- (3) 応援部隊との連絡調整については、総務課及び上益城消防本部警防課員をもってあてる。ただし、増員等が必要と認められる場合は、総務課長及び上益城消防本部警防課長が協議し処理するものとする。

## 3 調整本部等の設置

- (1) 緊急消防援助隊を受け入れた場合、同援助隊が迅速かつ的確に活動できるよう緊急消防援助隊調整本部を設置するものとする。なお、緊急消防援助隊調整本部は、原則として本町のみ被災した場合は本町が設置し、本町を含め複数の市町村で被災した場合は県が設置するものとする。
- (2) 緊急消防援助隊調整本部には災害活動体制を考慮し、指揮支援本部及び航空統括本部を各々置くことができるものとする。
  - ア 緊急消防援助隊調整本部は総務課室に設置するものとする。ただし、必要な場合は調整本部長が指示する場所とする。
  - イ 指揮支援本部及び航空統括本部は上益城消防本部に設置するものとする。
- (3) 調整本部の構成員は、町長又はその委任を受けた者、熊本県職員、消防庁派遣職員、指揮支援部隊長、代表消防機関派遣職員又は県内広域応援消防隊の代表とし、町長又はその委任を受けた者を本部長とする。

また、防災関係機関の職員を構成員とすることができるものとする。この場合において調整本部は、次の事項について検討、調整を行うものとする。

- ア 応援部隊の部隊配置に関する事
- イ 関係機関との連絡調整に関する事
- ウ 応援部隊の後方支援に関する事
- エ 受援期間に関する事
- オ その他必要な事項

## 4 応援部隊への情報提供

町長は、効果的な災害活動を図るため応援部隊に対し、次に掲げる事項について指示又は情報提供を行うものとする。

- (1) 災害発生日時、場所
- (2) 災害種別及び状況
- (3) 活動中の消防部隊名及び隊数
- (4) 活動方針及び活動地域
- (5) 水利の状況

- (6) 使用無線の種別
- (7) 現場指揮者及び連絡担当者
- (8) 災害現場への到達ルート及び道路状況
- (9) 宿营地場所
- (10) その他応援部隊の活動に必要な事項

## 5 担当地区の指定

応援部隊の担当地区については、原則として次のとおり指定する。

- (1) 本町北側（乙女地区・白旗地区）の災害発生地区  
緊急消防援助隊・・・福岡県隊 大分県隊 佐賀県隊 長崎県隊  
県内応援部隊・・・・・・城北ブロック消防本部
- (2) 本町南側（宮内地区・甲佐地区・竜野地区）の災害発生地区  
緊急消防援助隊・・・宮崎県隊、鹿児島県隊 沖縄県隊  
県内応援部隊・・・・・・中央ブロック消防本部、城南ブロック消防本部

## 6 無線運用体制

本町、上益城消防本部及び各県応援部隊の無線運用については次により行うものとする。

- (1) 全国波 3 波、県波 1 波、町波 1 波及び防災共通波 1 波を効果的に活用し、円滑な災害現場活動を実施するものとする。
- (2) 全国共通波の無線統制は、消防本部から調達したものを調整本部に置き、指揮支援本部又は航空統括本部若しくは各県隊長等と交信するものとする。
- (3) 県波の無線統制は、指揮支援本部又は各県現地指揮本部に置き、上益城消防本部又は各県隊間において交信するものとする。
- (4) 町波の無線統制については、総務課において無線統制し、必要に応じて各県隊に無線機等の貸出しを行うなど、総務課又は各県隊間においても交信できるものとする。
- (5) 防災共通波については、自衛隊、警察機関、海上保安部、日本赤十字社熊本県支部等防災関係機関相互において交信するものとする。

## 7 受援準備資機材等

応援部隊への必要な資機材等の種別、数、保管場所については別表第 3（P96 参照）のとおりとする。その他応援部隊への必要な機材については、状況に応じて調達に努めるものとする。

## 8 応援部隊への補給体制

応援部隊への燃料、物資等の補給については次のとおりとする。

- (1) 応援部隊の燃料補給については、甲佐町災対本部と消防対策部が協議し、あらかじめ指定する給油所等（別表第 4 P96 参照）で補給するものとする。
- (2) 食料、建設重機、輸送車両の補給については、本防災計画の定めるところにより補給するものとする。

## 9 航空応援活動

- (1) 各県、市航空隊の活動要請については、大規模災害時における広域航空消防応援実施要綱（昭和 62 年）の定めるところによる。この場合においてヘリコプターの航空応援活動は、次に掲げる区分により行うものとする。

- ア 災害情報に関する情報収集、映像配信等
- イ 調整本部からの指示事項
- ウ 災害現場での救急救助、消火活動

エ 傷病者、隊員の輸送、医薬品、物資等の搬送

オ その他必要な事項

(2) 県外各県応援隊のうち航空隊については、熊本県防災消防航空センターを1次集結場所とする。

(3) 各県市ヘリコプターの給油、隊員の食料等については、前記8の規定を準用し行うものとする。

※ 本町域内におけるヘリコプターの離発着場所については、別冊資料編P31 参照

#### 10 防災関係機関

災害対応する場合、消防機関以外の防災関係機関は主に次の機関とし、相互に連携を図り災害対応を行うものとする。

(1) 熊本県警察本部

(2) 陸上自衛隊第八師団

(3) 医療関係

ア 熊本県御船保健所

イ 日本赤十字社熊本県支部

ウ 熊本県医師会

エ 上益城郡医師会

(4) 熊本県建設業協会上益城支部

(5) ライフライン関係機関

(6) 指定公共機関及び指定地方公共機関

(7) 大型重機関係

大型重機等要請基準（平成13年消総発第267号）に基づき指定する機関

#### 11 指定避難所

住民の避難誘導を応援隊に要請する場合は、防災計画資料編記載の避難場所を指定して行うものとする。

#### 12 応援活動終了

(1) 町長は、災害状況の推移により応援部隊の必要がないと判断した場合は、速やかに応援活動終了を指揮支援部隊長又は各県隊長に指示するものとする。

(2) 応援活動終了による災害現場引揚げについては、指揮支援部隊長の指示に従い各県隊ごとに解散する。

(3) 町長は、災害活動の必要がないと判断したときは、熊本市緊急消防援助隊調整本部、指揮支援本部、航空統括本部等を解散するものとする。

別表第 1

| 応援隊                          | 到達ルート                                  | 誘導員配置場所                                                | 誘導担当                    | 集結場所           | 責任者                    |
|------------------------------|----------------------------------------|--------------------------------------------------------|-------------------------|----------------|------------------------|
| 福岡県隊<br>大分県隊<br>佐賀県隊<br>長崎県隊 | 九州自動車道御船 I C<br>国道 445 号線<br>県道 106 号線 | 御船 I C 出口<br>森崎橋交差点                                    | 町職員及び消防団員<br>上益城消防署非番職員 | 嘉島町営<br>グラウンド  | 甲佐町総務課長<br>上益城消防署非番小隊長 |
| 宮崎県隊<br>鹿児島県隊<br>沖縄県隊        | 九州自動車道御船 I C<br>国道 218 号線<br>国道 443 号線 | 松橋 I C 出口<br>国道 218 号線交差点<br>国道 443 号線交差点<br>甲佐小学校前交差点 | 町職員及び消防団員<br>上益城消防署非番職員 | 甲佐小学校<br>グラウンド | 甲佐町総務課長<br>上益城消防署非番小隊長 |

別表第 2

## 連 絡 窓 口 一 覧

|               | 時間帯別 | 連絡窓口    | 電話番号         | FAX 番号       |
|---------------|------|---------|--------------|--------------|
| 総務省消防庁        | 昼間   | 震災等応急室  | 03-5253-7527 | 03-5253-7537 |
|               | 夜間   | 宿直室     | 03-5253-7777 | 03-5253-7553 |
| 熊本県           | 昼間   | 危機管理防災課 | 096-333-2112 | 096-383-1503 |
|               | 夜間   | 防災センター  | 096-213-1000 | 096-213-1001 |
| 上益城消防本部       | 昼間   | 総務課     | 096-282-1959 | 096-282-3282 |
|               | 夜間   | 上益城消防署  | 096-282-1955 | 096-282-1133 |
| 熊本県消防学校       | 昼間   | 消防学校総務課 | 096-286-9222 | 096-286-9223 |
|               | 夜間   | 防災センター  | 096-213-1000 | 096-213-1001 |
| 熊本県防災消防航空センター | 昼間   | 航空センター  | 096-289-2255 | 096-289-2277 |
|               | 夜間   | 防災センター  | 096-213-1000 | 096-213-1001 |

※ 時間帯別の夜間には、休日の昼間も含む。

## 防 災 関 係 機 関

| 機 関 名         | 連絡窓口     | 電話番号            | FAX 番号 | 内 線  |
|---------------|----------|-----------------|--------|------|
| 熊本県警察本部       | 通信指令室    | 096-383-2813    |        | 2390 |
| 陸上自衛隊西部方面総監部  | 防衛部運用室   | 096-368-5111    |        | 214  |
| 陸上自衛隊第 8 師団   | 防衛部防衛班   | 096-343-3141    |        |      |
| 日本赤十字社熊本県支部   |          | 096-384-2111    |        |      |
| 御船保健所         |          | 096-282-0016    |        |      |
| 熊本県医師会        |          | 096-354-3838    |        |      |
| 上益城郡医師会       |          | 096-282-0461    |        |      |
| 熊本県建設業協会上益城支部 |          | 0967-72-0430    |        |      |
| N T T 西日本熊本支店 |          | 116 (オペレーターが対応) |        |      |
| 九州電力送配電株式会社   | 熊本東配電事業所 | 096-387-6216    |        |      |
| 西部ガス株式会社熊本支社  |          | 096-355-1241    |        |      |

別表第 3

## 受 援 準 備 資 機 材

| 番号 | 準備資機材名称    | 数量    | 保管場所 | 備 考                |
|----|------------|-------|------|--------------------|
| 1  | 管内地図       | 1 0 部 | 総務課  | 必要部数についてはコピーして配布予定 |
| 2  | 水利取水可能場所地図 | 1 0 部 | 総務課  | 同 上                |

別表第 4

## 燃 料 補 給 体 制

| 機 関 名        | 住 所                     | 電 話 番 号                 | 備 考 |
|--------------|-------------------------|-------------------------|-----|
| J A 上益城甲佐給油所 | 上益城郡甲佐町横田 141 番地 6      | 0 9 6 - 2 3 4 - 0 9 8 8 |     |
| J A 上益城白旗給油所 | 上益城郡甲佐町白旗 4123 番地       | 0 9 6 - 2 3 4 - 4 1 2 3 |     |
| 共進興産株式会社     | 上益城郡甲佐町岩下 43 番地 1       | 0 9 6 - 2 3 4 - 1 3 6 6 |     |
| 緒方石油         | 上益城郡甲佐町糸田 578 番地 2      | 0 9 6 - 2 3 4 - 0 1 3 8 |     |
| 熊本県石油商業組合    | 熊本市中央区黒髪 1 丁目 11 番 10 号 | 0 9 6 - 2 8 5 - 3 3 5 5 |     |

## 第 27 節 業務継続計画

町は、大規模災害時においても災害対応等の業務を適切に行うため、業務継続計画（BCP）を別に定めるものとする

なお、町は、災害時において災害応急対策や復旧・復興の主体として重要な役割を担うことから、業務継続計画（BCP）の策定等にあたり、次の事項を盛り込むものとする。

- 組織の長が不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制
- 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定
- 電気、水、食料等の確保
- 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保
- 重要な行政データのバックアップ
- 非常時優先業務の整理

また、町は、当該計画の実効性を確保するため、食料・物資等の資源の確保、定期的な教育・訓練・点検等を実施し、必要に応じて適宜見直しを行うものとする。

# 第4章 災害復旧計画

## 第1節 公共土木施設災害復旧計画

国土交通省及び農林水産省所管に係る公共土木災害復旧工事は、「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」（昭和26年法律第97号）に基づき、国庫負担を受け災害復旧を実施するものとする。

### 第1 実施機関

災害復旧は、原則として県の管理に属する施設については県が、町の管理に属するものは町の責任において実施するものとするが、その他法令の規定により、災害復旧の実施について責任を有するものが当該施設の復旧にあたるものとする。

### 第2 復旧方針

公共土木施設の災害復旧方針は、各施設の原形復旧と併せて、再度災害の発生を防止するために必要な施設の新設又は改良を行うなどの事業計画を樹立するものとし、これら施設の早期復旧の完成に努めるものとする。

### 第3 対象事業

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第3条に規定する政令で定める公共土木施設とは、次のような施設である。

- |              |                                        |
|--------------|----------------------------------------|
| 1 河川         | － 河川法第3条による施設等                         |
| 2 砂防設備       | － 砂防法第1条又は同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設 |
| 3 林地荒廃防止施設   | － 山林砂防施設                               |
| 4 地すべり防止施設   | － 地すべり等防止法第2条第3項に規定する施設                |
| 5 急傾斜地崩壊防止施設 | － 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第2条第2項に規定する施設   |
| 6 道路         | － 道路法第2条第1項に規定する施設                     |

### 第4 財政援助

公共土木施設災害復旧事業を実施するための財政援助は次により措置される。

- 1 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法による国庫負担
- 2 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づく国庫負担率の嵩上げ
- 3 地方債の元利償還金の地方交付税算入
- 4 地方財政法第5条第1項第4号の規定による地方債の充当

## 第2節 農林水産施設災害復旧計画

農地、農業用施設、林業施設及び共同利用施設(以下「農地等」という。)の災害復旧工事は、「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」(昭和25年法律第169号)に基づき、国庫補助を受け実施するものとする。

### 第1 実施機関

農地等の災害復旧は、当該災害の規模等により実施主体を決めるものとし、一般的には町、土地改良区、農業協同組合及び森林組合等当該機関によって施行するものであるが、災害の規模が大きく、しかも高度の技術を要するものなどは、その実情に応じ県営事業の導入を図るものとする。

### 第2 復旧方針

農林水産施設の災害復旧方針は、第4章第1節「公共土木施設災害復旧計画」の第2「復旧方針」に準じて施行するものとするが、その他特に本復旧事業の推進にあたって必要な事項は次のとおりとする。

- 1 同法律により国に対し災害復旧の申請をなし、早急な国の査定を要請するとともに、緊急度の大なるものは応急復旧、その他は査定後施行するものとする。
- 2 前記1の事業を推進するため、当該災害の規模等により臨時適切な技術職員の配置を考慮するとともに早期復旧の実現を期する。
- 3 農地等の復旧事業は3か年を原則とし、初年度が30%、2年度50%、3年度20%の進捗で完了することとされている。
- 4 その他災害復旧の特色としては、緊急性により施越工事が認められていることから、資金計画を樹立して早期復旧を図るものとする。

### 第3 対象事業

農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律第2条に規定する農林水産施設とは次のような施設である。

- 1 農地  
耕作の目的に供される土地、田、畑
- 2 農業用施設  
農地の利用又は保全上必要な公共的施設であつて、次のものをいう。
  - (1) かんがい用排水路、ため池、頭首工、揚水機
  - (2) 農業用道路、橋梁
  - (3) 農地保全施設、堤防
- 3 林業用施設  
林地の利用又は保全上必要な公共的施設であつて、次のものをいう。
  - (1) 林地荒廃防止施設(法令により地方公共団体又はその機関の維持管理に属するものを除く。)
  - (2) 林道
- 4 共同利用施設  
農業協同組合、農業協同組合連合会、森林組合連合会の所有する次のものをいう。
  - (1) 倉庫

- (2) 加工施設
- (3) 共同作業場及びその他の農林水産業者の共同利用に供する施設

#### 第4 財政援助

農地等の災害復旧事業を実施するための財政援助は次により措置される。

- 1 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律による国庫補助金
- 2 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づく国庫補助金の嵩上げ
- 3 地方交付税法に基づく地方債の元利補給
- 4 地方財政法第5条第1項第4号の規定による地方債
- 5 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法第2条第1項の規定に基づく融資

### 第3節 その他の災害復旧計画

#### 第1 住宅災害復旧計画

##### 1 災害公営住宅の建設

災害公営住宅（公営住宅法第8条第1項の規定による公営住宅をいう。）は、大規模な災害が発生し住宅の被害が次の各号の一以上に達した場合に低所得者災害のため国からの補助を受けて建設し、入居者は公正な方法により選考して入居させるものとする。

##### (1) 適用災害の規模

ア 地震、暴風雨、洪水、高潮その他の異常な自然現象による場合

（ア）被災全域の滅失戸数が500戸以上のとき

（イ）町の区域内の滅失戸数が200戸以上のとき

（ウ）町の区域内の滅失戸数がその区域内住宅戸数の1割以上のとき

イ 火災による場合

（ア）被災地域の滅失戸数が200戸以上のとき

（イ）町の区域内の滅失戸数が町の区域内の住宅戸数の1割以上のとき

##### (2) 建設及び管理者

災害公営住宅は町が建設し管理するものとする。ただし、知事が必要と認めたときは県において建設し管理するものとする。

##### 2 既設公営住宅の復旧

災害により公営住宅が滅失し又は著しく損傷した場合は、当該公営住宅に係る公営住宅の工事費若しくは補修に要する費用又は公営住宅等を建設するための土地の復旧に要する費用は所定の率により補助される。

##### 3 一般被災住宅の融資

一般住宅の災害復旧については、住宅金融公庫による災害復旧住宅資金貸付け、又は一般個人住宅特別貸付制度を活用して努めるものとする。

#### 第2 公立学校施設災害復旧計画

公立学校施設の災害復旧は、公立学校施設災害復旧費国庫負担法（昭和28年法律第247号）に基づくほか、単独事業としてそれぞれ次により実施するものとする。

#### 1 実施機関

公立学校施設の復旧は、県立学校にあっては知事、町立学校にあっては町長が行うものとする。

#### 2 復旧方針

公立学校施設の復旧方針は、第4章第1節「公共土木施設災害復旧計画」の復旧方針に準ずる。

#### 3 対象事業

同法による学校施設で、建物、建物以外の工作物、土地及び設備である。

#### 4 財政援助

公立学校施設災害復旧事業を実施するための財政援助は次により措置される。

- (1) 公立学校施設災害復旧費国庫負担法により国庫負担
- (2) 激甚災害に対処するための財政援助等に関する法律に基づく国庫負担率の嵩上げ
- (3) 地方交付税法に基づく地方債の元利補給
- (4) 地方財政法第5条第1項第4号の規定による地方債

## 第4節 被災農林漁業の経営安定計画

災害復旧及び災害による経営資金の融資措置として、被害農林漁業者等に対し、つなぎ融資の手段を講ずるとともに、次のような融資制度を活用して積極的な資金の融資計画を推進し、民生の安定を図るものとする。

### 第1 天災資金

天災融資法の発動に伴い、被害を受けた農林漁業者及び農林漁業者の組織する団体に対し、経営資金などの融通を円滑に行うため、町は当該融資機関に対して利子補給及び損失補償を行うことにより、被害農林漁業者等の経営の維持安定を図るものとする。なお、それに要する経費について、国はその一部を補助する。

### 第2 農林漁業金融公庫資金

#### 1 災害復旧関係資金

農林漁業施設等の災害復旧について被害を受けた農林漁業者及び農林漁業者等の組織する団体に対し、農林漁業金融公庫業務方法書の定める融資の導入を斡旋するものとする。

#### 2 自作農維持資金

被害農業者に対し、経営再建費及び収入減補てん費の融通を行うものとする。

## 第5節 被災中小企業振興計画

町は、中小企業者が災害による被害を受けた場合、各種必要な金融措置を行い、これら被災中小企業者の経営の安定を図るものとする。

### 第1 災害復興資金融資

町は、被災中小企業者に長期低利の融資の導入を斡旋し、経営の安定・早期復興を図るものとする。

## 第2 償還の延期等

町は、各金融機関に対し、被災中小企業者に係る既往貸付金について償還期間の延長等の要請を行うものとする。

## 第3 信用補完制度の充実

町は、金融ベースに乗りにくい被災中小企業者の金融を円滑にするため、熊本県信用保証協会に対して損失補償をするなどの措置を行うものとする。

## 第4 その他

町は、上記措置のほかにも種々の県の融資制度を活用し、被災中小企業者の利便を図るものとする。

# 第6節 生業及び復旧資金貸与計画

町は、資本で生業を営んでいる者又は低所得者が災害により被害を受けた場合、これらのり災者に対し、生業に必要な資金の導入を図り、速やかに自立更生を図るものとする。

### 第1 生活福祉資金(生活福祉資金貸付制度要綱)

#### 1 取扱機関

民生委員及び町社会福祉協議会を経由して、県社会福祉協議会で取り扱う。

#### 2 対象

災害弔慰金の支給及び災害支援金の貸付に関する法律が適用されない小規模な災害、又は火災等自然災害以外の場合の災害によりり災した低所得世帯で、かつ、資金の貸付と民生委員の援助指導を受けることによって独立自活できる者で他の機関等からの融資が困難な者

### 第2 母子父子寡婦福祉資金

母子家庭の母・父子家庭の父（配偶者のない女・男子で現に20歳未満の児童を扶養している者）及び寡婦（配偶者と死別した女子及びこれに準ずる者）に対し、その経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、併せてその扶養している児童等の福祉を増進する目的で貸付ける資金であり、激甚災害の被害を受けた場合は優先的に貸付ける。

#### 1 事業開始資金

母子家庭の母及び父子家庭の父並びに寡婦、並びに母子・父子福祉団体が自ら事業を開始するのに必要な設備費、什器材料等の購入費に充てるための資金

#### 2 事業継続資金

母子家庭の母及び父子家庭の父並びに寡婦、並びに母子・父子福祉団体が現に事業を継続していくために必要な商品、材料等の購入費に充てるための資金

#### 3 住宅資金

母子家庭の母及び父子家庭の父並びに寡婦が住宅を建設・購入・補修し、又は増改築・取得するのに必要な資金

（取扱機関） 各県地域振興局福祉課（受付は町福祉課）

（根拠法令） 母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）

## 甲佐町防災会議条例

昭和 38 年 6 月 15 日

甲佐町条例第 14 号

改正 昭和 53 年 12 月 25 日条例第 22 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 16 条第 5 項の規定に基づき、  
甲佐町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 甲佐町地域防災計画書を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 甲佐町の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務  
(昭 53 条例 22・一部改正)

(会長及び委員)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、町長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は次の各号に掲げる者のうちから 30 人以内を町長が任命又は委嘱する。
  - (1) 指定地方行政機関の職員
  - (2) 熊本県の知事の部内の職員
  - (3) 熊本県警察の警察官
  - (4) 町長及びその部内の職員
  - (5) 教育長
  - (6) 消防団長
  - (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員
  - (8) その他各種団体の代表者
- 6 前項の委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 7 委員は、再任されることができる（昭 53 条例 22・一部改正）。

(専門委員)

第 4 条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、熊本県の職員、町の職員、関係指定公共機関の職員  
関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから町長が任命又は委嘱する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。  
(昭 53 条例 22・一部改正)

(議事等)

第 5 条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかつて定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和 38 年 6 月 1 日から適用する。

附 則（昭 53 年条例第 22 号）

この条例は、公布の日から施行する。

## 甲佐町災害対策本部条例

昭和 53 年 12 月 25 日

甲佐町条例第 21 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 23 条第 7 項の規定に基づき、甲佐町災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第 2 条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所属の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(班)

第 3 条 災害対策本部長は必要と認めるときは、災害対策本部に班を置くことができる。

2 班に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 班に班長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 班長は班の事務を掌握する。

(雑則)

第 4 条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し、必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 甲佐町水防協議会条例

昭和 56 年 3 月 26 日

甲佐町条例第 1 号

第 1 条 水防計画その他に関し、重要な事項を調査・審議させるため、甲佐町水防協議会（以下「協議会」という。）を置く。

第 2 条 協議会は会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、町長をもって充て会務を総理する。

3 会長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

4 委員は関係行政機関の職員及び関係団体代表者のうちから 15 人以内を町長が任命又は委嘱する。

5 前項の委員の任期は 2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

6 委員は再任されることができる。

第 3 条 会長は会議を招集し議長となる。

第 4 条 会議は委員定数の 3 分の 1 以上の委員が出席しなければ開くことができない。

第 5 条 協議会に書記若干名を置く。書記は町長がこれを任命する。

第 6 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は町長がこれを定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。